部。内限

存用

ブラジルの農村金融の 制度と運営について

昭和46年10月

海外移住事業団

太 資 料 の 内 容

本。文

- 1%、ブラジルの金融制度の概況
- 2. フラシルの農業金融について
- 3. 事業団の農業融資
- 4. 農村信用の実務。
- 5 特殊農業金融対策

附属資料。

- 1.《主要金融機関貸借対照表》
- 2* 主要基金の概要。
 - 3 農村金融関係法令集(原文及び翻訳文() 。 (関係諸国法令集25 ブラジル篇その:10 とじて別刷。)

国際協力事	業団
受入 月日 '84 4.10	703
71 41	81.5
登録No. 03149	EM

在伯日本大使館(本年から在リオ日本総領事館となった),中南米代表部及びリオ・デ・ジャネィに支部関係者による現地業務運営上の基本的諸問題の検討資料整備のための研究会では 1969 年度には入植地業務に関連する実務参考資料を作成したが引続き 1970年度には事業団の現地業務の根幹の一つである無致業務に関連したプラジル機材金融の体系と実際上の問題を題目に選べて、研究を進めて来た。ところがこの分野については、農業問題に新依で示しているプラジル側の関係機関にかいても予想外に資料の整備を欠き、研究会参加者の努力にも拘らず、研究作業は遅、取扱の実態に基づく具体的な実務の手引の作成にまで到達するには、なお今後相当の日時を要することが明らかなので、一応今迄の作業結果により、振論的なものを取りまとめて報告することになった。「プラジルの農村金融の制度と運営について」がそれである。

この報告は前記の通り、いわば中間報告的なものであって、今後後のこの部面での研究の一つの踏台として利用されるべきものであるが、従来この種の資料整備が欠如していた点では、関係者の理解の水準を揃える意味で、極めて有意義なものであると信じるので、執務参考資料として関係者に配布することとした。

なお事業団の融資との関係部分については、更に実例を積み上 げて検討すべき問題が残されており、又広く一般に公表すべき性



質のものでもないので、この資料は部内関係者用として取扱われることを希望する。

1971年3月

中南米代表 太田序一

ブラジルの農村金融の制度と運営について (1970年9月末現在調査)

			Ø	 次
•	 	• .		

1 ブラジルの金融制度の概況	1
(1) 金融制度の整備状況	1
(2) 各種金融機関の機能	1
ア 国家通貨審議会 (Conselho Monetario Nacional)	4
イ ブラジル中央銀行 (Banco Central do Brasil)	4
ゥ プラジル銀行(Banco do Brasil S.A.)	8
エ 公的金融機関	8
(7) 全国経済開発銀行(BNDE)	9
(4) 全国住宅銀行(BNH)	1 4
(ウ) 全国協同組合信用銀行(BNCC) ···································	1 4
(工) 連邦庶民金庫 (Caixa Economica Federal)	1 4
(オ) プラジル東北銀行 (BNB)	1 5
(カ) アマゾニア銀行 (Banco da Amazonia S. A.)	1 5
(丰) 州営開発銀行	1 5
(夕) 州営銀行	16
オ 民間銀行	1.6
(7) 内国銀行	1 6
(4) 外国銀行	1 7
(ウ) 投資銀行	17
	18
(万) 信用金融会社	1 8
(4) 投資会社	1 8

(少) 不動産信用会社	1 9
(二) 信用協同組合	1 9
(x) "JEMIS" Assistencia Financeira S.A	1 9
(3) 金融資金の流れ	2 0
ア 政府資金	2 0
1 民間資金	2 5
ゥ 外国資金	2 5
(4) 金融政策の方向	2 6
ア 基本自標	2 6
1 金利政策	2 6
2 プラジルの農業金融について	2 8
(i) 農業政策の基本方向 ····································	2 8
た ア 歴 史	2 8
イ プラジル憲章	2 8
ゥ 現政府の政策	3 0
(2) 農業金融の体系	3 2
ア 政策と金融	3 2
イ	3 8
ゥ 農村信用制度の機構	3 4
(7) 国家通貨審議会	3 4
(4) 中銀	3 5
(力) 伯 銀	8 5
(エ) アマゾニア銀行及び東北銀行	8 5
(才) 全国協同組合信用銀行	3 5
(カ) 農村信用制度に連結する機関	8 5
(+) 補助機関	3 5
(夕) 参加機関	88
- 2-	

. . į.

エ 農村信用の原資	8 8
(7) 国内資金	8 8
(4) 外国資金	8 9
オ 農村信用証券	3 9
(3) 農業融資の金利	4 0
(4) 農村融資の実績	4 8
ア 原 資	4 8
イ 全国銀行の農村融資	4 8
ゥ 農村融資の使途別内訳	5 8
8 事業団の農業融資	5 7
(1) 融資の目的	5 7
ァ 移住者援護の意義	5 7
1 事業団融資の 性格	5 8
ゥ 事業団融資の対象	5 9
(2) 融資業務を担当する伯国法人の法的性格	6 0
ア 信用金融投資有限責任持分会社	6 0
イ 信用金融株式会社	6 1
JEMIS-ASSISTENCIA FINANCEIRA S. A	6 1
(3) 農業融資の内容	6 8
ア 貸付の相手方	6 3
1 貸付金の種類	6 4
ウ 貸付金額の決定と交付	6 5
エ 貸付金の限度額	6 6
オ 利息、延滞損金等	6 7
カ 期 限 ··································	6 8
キ 担保及び保証	6 8
ク 契約方式	6 8
— 3 —	

ケ. 災害融資
(4) 融資実績 6 9
アー融資の内容 6.9
イ. 融資の規模 77
ウ 直営入植地入植者の比重
(5) 現地金融機関の利用問題
ア 移住者の利用状況 81
イ 事業団の資金対策 8.4
ゥ 保証業務 8.5
4. 農村信用の実務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1) 農村信用の目的 8.6
(2) 融資を受ける資格
(3) 融資の申込
(4) 金融機関の審査
8.8
(6) 農村信用の種類 8 9
: (7) 農村信用に使用される証書の種類 90
(8) 農村信用と使用証券との関係 98
(9) 利息、手数料その他の借入人の負担
(4) 融資金の借入人への交付
(1) 元本返済と利息等の支払
(12) 生産費の融資の内容
プー生産費の融資の目的 9.8
" イ 植物生産の経費
ゥ 動物生産の経費 100
エ 加工又は精選の経費 100
オ 近代的生産用消費財費用 101

カ 単独生産費	102	
,仰 生産投資金の融資	102	
ア 生産投資金の融資の目的	102	
イ 融資対象に関する注意事項	1 0 8	
ゥ 融資の期間	104	4
(14) 農地分譲融資	1 0 5	:
ア 農地分譲融資の目的	105	
1 融資対象について	105	
ゥ 融資の期間	1 8 6	
(15) 商品化の融資	106	
ア 商品化の融資の目的	106	
1	106	•
ゥ 融資に関する特別条件	107	
エ 融資の期間	1 0 7	
(16) 協同組合への融資	1.0.8	
ア 協同組合への融資の目的	108	
イ 監督指導	1.0.8	
ゥ 触資の期間	109	: .
5. 特殊農業金融対策	109	
(1) 特別政策勘定によるもの	109	
7 3-k-	1 0 9	
イ 砂 糖	110	
9 337	111	
- 小 麦	112	
(2) 最低価格保証制度	1 1 2	
7 経 樽	112	
イ 制度の要旨	111	

(7)	1 2 1
(1) 受益対象者	1 2 1
(* 1 1) 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	1 2 1
(工) 保証実現手段	1 2 1
(x) 買上·融資実行機関	1 2 2
(力) 所要原資	1 2 2
3 ウ 運用の実績	1 2 2
and the second of the second o	
附属資料	1 2 5
1. 主要金融機関貸借対照表(ブラジル銀行外計15行分)	1 2 5
 主要基金の概要(FUNAGRI等)	242
8. 農村金融関係法令集	253
(1): 関係法令体系表	253
(2) 関係法令要旨一覧	255
(3) 主要法令原文及び翻訳文	
(業務資料 189 として別象	
Service and the service and th	· · · ·
- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	
第1表 プラジル金融制度体系表	
	2
第 2 表 プラジル中央銀行の機構	6
ALD O DAM	10
第4表 全国経済開発銀行の機構	1 2
第5表 金融資金の流れ概括図	2.1
第6表 金融制度による民間部門 (Economia Mistaを含む)	
への融資残高	23
第7表 般村信用制度体系表	36
-6-4-4-1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	

		*	
第 8 表	農村信用証券の種類	4 1	
第 9 表	農村信用の期間と金利	4 5	
第10表	農村信用供与額原資別内訳	4 9	
第11表	全国銀行貸出残髙内訳	5 1	
第12表	伯銀農村融資(CREAI分) 残高使途別内訳	5 5	e en
第18表	事業団農業貸付プラジル関係分総括表	7 1	
第14表	事業団現地貸付長期資金目的別内訳	73	
第15表	事業団現地貸付金使途別內訳	75	
第16表	事業団農業融資残高のウエイト	7 8	
第17表	移住者の現地金融機関利用状況(リォデジャネイロ管内)…	8 2	f.
第18表	コーヒー勘定残高	113	
第19表	砂糖勘定残高	115	
第20表	ココア勘定残髙	1 1 7	
第21表	小麦勘定残高	119	-
第22表	最低価格保証制度操作残高	1 2 3	

1. プラジルの金融制度の概況

(1) 金融制度の整備状況

フラジルの金融制度の整備の歴史は極めて新しく、中央銀行の機能も長い間Banco do Brasil SAによって営まれていた。1964年12月81日付法律第4595号(通貨・信用・銀行制度法)によって、はじめて中央銀行が設立され、その他の金融機関の果すべき機能についても一応の位置づけがなされ、金融制度が体系化されたことは、プラジル金融史上画期的な出来事であった。

この法律及びその後の農村信用制度法(1965年11月5日付法律 第4829号)、資本市場規制法(1965年7月14日付法律第 4728号)さらには数多くの中央銀行決議等により、プラジルの金融 制度が組織化され、各金融機関の機能が明確化されることによつて、イ ンフレーションの漸次的抑制、資本市場の育成、経済社会開発の為の資 金供給といつたプラジル政府の政策は、その実施のための具体的基盤を 得たわけである。

現行の金融制度の体系は、第1表の通りで、政策決定の機関として国家通貨審議会があり、政策の実施と監督の機関としてのプラジル中央銀行がResolucao(決議)、Comunicado (通告)、Circular (回章)を用いて一般金融機関に命令し指導する形をとつている。

(2) 各種金融機関の機能

金融制度を構成する機関を分類すると、①国家通貨審議会、②ブラジル中央銀行、③ブラジル銀行、④公的金融機関、⑤一般商業銀行、⑥その他の金融機関となる。これらについてその組織、機能を概説すると次の通りである。

基 本 法 LEI N^O 4595 de 31—12—1964 通貨信用銀行制度法

国家通貨審議会
Conselho Monetario Nacional
(法第2条により創設された政策決
定の最高機関)

諮問委員会 Ⅰ銀行委員会 Ⅱ資本市場委員会 Ⅲ 農村信用委員会 Ⅳ 工業信用委員会 フラジル中 Banco Central (法第8条により創 策の実施と監督の

M1754 111

命令、指導
a Resolucao
 金融機関と一般
b Comunicado
 金融機関と一般
c Circular
 金融機関に対す

註 当初の名称はプ 中央銀行Banco Republica do あつた。

【金融機関の分類(法第19条以下)】 医大震性毒素 医光光 计记录 化电离磁性 电双键 化二甲酚 ------株式会社プラジル銀行 ニータスキロシット ate a (Banco do Brasil S. A.) 医乳乳球解音类性抗症 公的金融機関 原則として連邦所属のもの 央銀行 (Instituicoes Financeiras Publicas) 全国経済開発銀行(BNDE) do Brasil 設された政 全国住宅銀行(BNH) 全国協同組合中央銀行(BNCC) 機関) 連邦庶民金庫 洲立庶民金庫 の手段 ブラジル東北銀行 (決議) アマゾニア銀行 经营销售 に対するもの。 私的金融機関 化酰环烷 新安二丁 (Instituicoes Financeiras Privadas) (通告) に対するものり 州営銀行 州営開発銀行 (回章) 民間内国銀行 るもの 民間外国銀行 投資銀行 信用金融会社 投資会社 ラジル共和国 《不動産信用会社》 Central da Brasil C

Contract to a second with the second of the

フ 国家通貨審議会(Conselho Monetario Nacional)

プラジル銀行にあつた通貨信用監督局(SUMOC)に代えて、法律 第4,595号により設けられた金融政策決定についての最高機関であ る。通貨信用政策を通じ国家の社会的発展を促進することを目的とし て、通貨発行権を有し、信用統制、為替レートの決定、国際収支均衡 のための管理を行なり。

この審議会のメンバーは現在政令第65769号(196912 2付)により次のようになつている。

- 1 蔵相 会長
- 2 企画調整相. 副会長
- a 商工相 第二副会長
- 4 農 相
- 5 内相
- 6 中央銀行総裁
- て プラジル銀行総裁
- 8. 経済開発銀行総裁
- 9. 大統領が任命する6名の委員(この中4名の中央銀行理事が含まれる)。

この審議会の下には更に①銀行②資本市場③農村金融④工業金融の 各諮問委員会が設けられているが、全体として事務局を持たず、中央 銀行を執行機関としている。

イ ブラジル中央銀行(Banco Central do Brasil)

前記法律第4.595号により、大蔵省の外局であつた償還局(Caixa de Amortizacão)より通貨発行事務を引継ぎ、またプラジル銀行の再割引局(Carteira de Redescontos)、銀行資金動員局(Caixa de Mobiliz acão Baneária)及び銀行監督局(Fiscaliza cão Bancária)を吸収して1965年4月1日から運営を開始した。連

邦政府の独立機関 (autarquia federal) で、全額国家資本 (Patrimonio)による。

内部機構は第2表の通りで、との他に次のような基金の管理に当つている。

Fundo de Defesa de Produtos Agropecuarios (農畜遊品保護基金)

Fundo de Estabilização da Receita Cambial

(為替平衡基金)

奨励基金)

Fundo de Estimulo Financeiro ao Uso de FertiliZantes le Suplementos Minerais (FUNFERTIL、化学肥料鉱物物資

Fundo de Financiamento a Exportação

(FINEX, 輸出金融基金)

Fundo Geral para Agricultura e Lndustria

(FUNAGRI, 農工業総合基金)

この基金中には次の副勘定がある。

Fundo de Financiamento para Importação de Bens de Produção

(FIBEP, 生産財輸入金融基金)

Fundo de Democratização do Capital das Empresas

(FUNDECE,企業資本民主化基金)

Fundo de Desenvoluimento da Pecuaria

(FUNDEPE, 畜産開発基金)

Fundo Nacional de Financiamento Rural

(FNRR, 農村再融資基金)

Fundo Especial de Desenualuimento Agricola (FUNAG, 農業開発基金)

(1970年4月の中銀月報による)

総裁(Presidente) 理事(Diretor) 4名 総裁官房長(Chefe do Gabinete da Presidência)

総務局(Departamento Administrativo, DEPAD)

人事、会計、庶務。

経済局 (Departamento Econômico, DEPEC)

研究報告書、意見書、通貨予算の作成、各種研究会、審議会、委員会への参加。

法務局 (Departamento Juridico, DEJUR)

法律上の援助及び諮問に応じること。

農工信用調整部 (Gerencia da Coordenação do Crédito e Industrial, GECRI)

—— 農業、工業及び畜産業融資資金の供給、FUNAGQI以下各種の基金を通じて行なわれる融資の分配、管理及び調整。

公債部 (Gerência da Divida Pública, GEDIP)

連邦債券の発行、売出し、償還その他公債に関する業務。

外資監督登録部 (Gerência de Fiscalização e Registro de Capitais Estrangeiros, FIRCD)

---- 外資法に基づく導入外資の登録、管理。

通貨部 (Gerência do Meio Circulante, MECIR)

流通通貨に関する業務。

資本市場部 (Gerência do Mercado de Capitais, GEMEC)

-----資本市場に介入する個人、会社、機関の行なう操作の統制、監督。

銀行操作部 (Gerência de Operações Bancárias, GEBAN)

----- 再割引、強制預託金操作その他の民間信用操作

為替操作部 (Gerência de Operações de Câmbio, GECAM)

為替操作、為替予算の作成、金融機関の指導監督。

銀行監査室 (Inspetoria de Bancos)

資本市場監査室 (Inspetoria do Mercado de Capitais)

総経理室 (Contadoria Geral)

資料管理室 (Centro de Processamento de Dados)

Fundo para Investimentos Sociais

(FUNINSO, 社会投資基金)

ウ プラジル銀行(Banco do Brasil S.A.)

プラジルで最も古い銀行であり、その設立は1808年1月12日 である。この日は皇帝が金の粉(ouso em po)と兌換する小額紙弊 の発行を"Banco Nacional"に許した日であり"Banco Nacional" の第1号がプラジル銀行であつた。

その後8回の危機におちいりその都底整理され、政府に救われ、第4次のプラジル銀行は1888年に更生し、預金、割引、不動産融資を専業とする銀行となった。その後再び金を基礎とする紙弊の発行、次いで国庫債券を基礎とする紙弊の発行を許され又とり消されたりしたが、漸く1926年に至り、紙弊の発行は国庫に統一された。それ以降は連邦政府の支配する特別銀行(資本金の半額以上が政府出資の株式会社)として発展し永年に亘り政府の委嘱を受けて中央銀行的機能を果すと共に商業銀行としても発展して来た。

1965年中央銀行の発足後も、国庫ならびに中央銀行の出納業務国営企業を含む公的機関との独占的取引、外国為替操作、外国貿易管理業務を行なつている。更に民間金融面においてもその歴史的背景とスケールはブラジル第一位であり、特に農業金融に指導的役割を演じるなど、政府の金融政策の重要な実施機関となつている。従つて総裁は上院の同意を得て大統領が任命することとなつている。

プラジル銀行の機構は、第3表の通りである。

工 公的金融機関

公的金融機関は連邦政府の信用政策の補助機関であるとされている。 ここでは広義の公的金融機関として、連邦政府全額出資のAutarquia と連邦政府と民間との資本合弁によるEconomia Mistaのほかに、 州営の銀行即ち州政府と民間の共同出資によるものも含めたが、通貨

- ・信用・銀行制度法では州営銀行には私的金融機関に関する規定が適用されるとととなつている。
- (方) 全国経済開発銀行(Banco Nacional de Desenvolvimento Economico BNDE)

1952年6月20日付法律第1,628号により、国家経済の再整備と振興のための融資機関として設立された全額政府出資の独立機関(autarquia)で、総裁を含む理事は大統領任命である。出資金、所得税付加税等の税収、連邦政府予算からの振替、外国からの借款等を原資とするほか、各種の特別基金を管理し、インフラ・ストラクチェアー及び基幹産業部門への長期資金供給の中枢機関であり、通貨信用制度法でも、連邦政府の投資政策の主要を実施機関と規定されている。その機構は第4表の通りである。

本行が管理している特別基金には次のものがある。

Fundo de Reaparelhamento Economico

(FRE,経済再整備基金)

Fundo de Desenvolvimento Tecnico e Cientifico

(FUNTEC, 科学技術開発基金) (註)
Fundo de Financiamento a Pequena e Media
Empresas (FIPEME, 中小企業金融基金) (註)
Fundo de Desenvolvimento da Produtividade

(FUNDEPRO, 生産性開発基金) (註)

Fundo de Finaciamento de Estudos e Pesquisas
Tecnicas (FUNESPE, 技術研究調査融資基金)
これはFundo de Financiamento do Estudos de
Projetos e Programas (FINEP, 企画計画研究融資基金)
を引継いている。(註)

Fundo Especial de Financiamento de Capital de

本店 Brasilia, 国内店舗約730, 在外支店7

総裁 (Presiaente)

} 役員会

理事 (Diretor) 11名

- 1名 総務理事 (Diretor Administivo)
- 1名 人事担当理事(Diretor do Pessoal)
- 7名 地域別担当理事

 (Diretor da 1^a Reqião

 7^a Regiao)
- 1名 理事 (Diretor da)
- 1名 理事(Diretor de)
- (職者 法律第2237号(1954-10-16)
 Colonizacaoが設けられたが、IBRA,
 (Carteira de Crédito Agrícola e
 1月より一般信用局に編入され、残る農業

一般信用局(Carteira de Credito Geral, CREGE)

一般商工全融の外、対政府(連邦・州・都市)貸付金。

農村信用局(Carteira de Credito Rural, CRER)

農業牧畜金融の外、漁業、植林を含む。

外国貿易局(Carteira de Comércio Exterior, CACEX)

輸出入許可証の発給、輸出入品の価格、重量、寸法、分類及びタイプの監視の外、輸出入金融等。

為替局(Carteira de Cambio)

中央銀行勘定による為替市場操作及び自己勘定による為替売 買。

化基づく政令第41,098号(1957-6-5)で、Carteira de INDAの創設に伴い、1966年2月の総会でその業務を農工信用局 Industrial)に統合した。この農工信用局の工業部門は、1970年 牧畜等の部門が農村信用局となつた。

```
- 経済調査局 ( Departamento de Estudos Economico ) .
                                       銀行の投資政策の作成と予算手続の管理
役員(理事合計4名)-
                                資金局 (Departamento de Recursos )
     裁(Presidente)
                                       国内、国外資金の動員
 総括理事 ( Divetor - Superintendente ) - 運用局 ( Departamento de Operacoes )
                                       協定による共同融資の審査、統制と技術的援助の提供
 理事2名
                                特別運用局(Departamento de Operacao Especiais)
                                       特別基金の勘定による共同融資の審査、統制と技術的援助の提供
                                法制局 ( Departamento Juridico )
運営審議会
                                       信用供与操作の法律手続及び法律問題の指導
 総裁(会長)
                                · 金融局 ( Departamento Financeiro )
 委員6名(大統領任命)
                                       銀行との運用協定の実施と登録
                                ·管理局(Departamento Administrativo)
                                       人事、財産その他一般管理
                                特殊業務部 (Coordenacao de Servicos Especificos )
                                       部内資料の整理、事務能率、職員訓練等
```

Giro (FUNGIRO, 運転資本融資特別基金)
Fundo de Financiamento para Aquisicao de Maquinas
e Equipamentos Industriais

(FINAME, 工業機械施設購入融資基金) (註) (註, これらの基金は、形式上株式会社S. A. の形をとり、開 発銀行の子会社となつているが、独自の運営機構は持つていない)

(4) 全国住宅銀行(Banco Nacional de Habitacao BNH 低廉かつ長期賦払による住宅の供給を目途とする国家住宅計画の実施と調整代行機関として、1964年法律第4380号により設立された全額政府出資の独立機関(autarquia)である。この管理下には勤続期間保証基金(Fundo de Garantia do Tempo de Servico - FGTS)及び衛生金融基金(Fundo de Financiamento para Saneamento - FISANE)があり、出資金、不動産証券(letra imobitiaria)の売出し、BID、AIDよりの借款等を合せ、多額の原資を動かして、州、住宅組合、連邦及び州の庶民金庫、不動産信用会社等の住宅計画に融資又は再融資すると共に、これ等の指導監督を行うなど、住宅金融制度の中核機関となっている。本店はリオ市にある。

(ウ) 全国協同組合信用銀行 (Banco Nacional de Crédito Cooperativa S. A. -BNCC)

1951年法律第1412号でCaixa de Crédito Cooperativo (信用組合金庫)として発足したが、1966年11月21日付大統領令法第60号で政府と協同組合との共同出資(economia mista)による株式会社に改組された。金融援助による協同組合主義の振興を目的とし、リオ市に本店を置いている。

(エ) 庶民金庫 (Caixa Economica)

運邦立(federal)と州立(estadual)とがある。 広く庶民

の預金を吸収する一方、小口の貸出、特に公設質屋的業務を営み、 その店舗は全国的に存在する。連邦庶民金庫は、当初は各州毎に独立した機関であつたが、最近ブラジリアに本部を置く政府全額出資の公社(empresa publica)として統合され、経費節減による金利の低減と共に、既存住宅の購入資金貸付の面での活動が期待されている。

(対) フラジル東北銀行 (Banco do Nordeste do Brasil S. A. - BNB)

東北地方の経済的発展を目途として、政府と民間の出資により 1952年に設立された株式会社で、本店はセアラ州フォルタレー ザ市にある。民間預金の外、政府資金、BID資金を受け入れ、工 業、農業に対する長・中・短期資金を供給し、SUDENEの金融面 を受け持つ形となつている。

- (カ) アマゾニア銀行(Banco da Amazônia S. A. -BASA)
 1950年8月30日付法律第1,184号によりゴム信用銀行(Banco de Credito da Borracha S. A.)として発足、専ら天然ゴムの開発金融業務を行なつていたが、1965年6月29日付法律第4,712号により、アマゾン地域全般の経済開発に対処することとなり、名称も変更された。政府と民間の出資による株式会社で、本店はバラー州ペレーン市にあり、SUDAMの金融面を受け持つている。
- (中) 州営開発銀行 (Banco de Desenvolvimento do Estado … S. A.)

州営銀行の開発計画金融部門が独立したものが多く、その設立は 最近に属する。1968年中銀決議第98号(州営・州際両開発銀 行の組織と営業に関する件)によれば、資本金の過半数を州が所有 する中・長期金融機関で、その営業活動は原則として州内に限られ る。通貨価値修正条項付預金、信託、州の開発基金等を原資とし、 貸付の外に企業への資本参加も認められている。不動産金融には制 限がある。州際の例としては、南伯3州の共同設立による南端開発 地方銀行(Banco Regional de Desenvolvimento do Extermo Sul, BRDE)がある。

(少) 州営銀行(Banco do Estado …… S. A.)

概ね各州に設立されている。州政府が出資により指導権を握つているが、従来その事業内容は民間銀行と競合し、これを、迫するとの批判もあつた。Banco do Estado de São Paulo S. A.,

Banco do Estado da Guanabara S. A., Banco do Estado de Minas Gerais S. A., Banco do Estado do Rio Grande do Sul S. A. 等が有力なものである。

オ 民間銀行

外国銀行で支店設置を認められたものを含め、規模の格差が甚しい。 Banco Brasileiro de Descontos S. A. の如く437 の国内 支店網を持つものがあれば、一行一店舗に過ぎないものもある。 政府は合併吸収による大型化と店舗の整理によるコスト・ダウンを奨励している。

(7) 内国銀行

取扱資金量の多いものから挙げると次の通りである。
Baoco Brasileiro de Descontos S. A.
União de Bancos Brasileiros S. A.
Banco Itau América S. A.
Banco de Lavoura de Minas Gerais S. A.
Banco Nacional de Minas Gerais S. A.
Banco da Bahia S. A.
日系のものでは、次の4行がサン・パウロにある。

Banco America do Sul S. A. (主た株主は日系人、富士銀行の資本参加は1.0%程度)

Banco Tozan S. A. (主な株主は日系人、三菱銀行の資本参加は40%程度)

Banco Sumitomo Brasileiro S. A. (住友銀行の子銀行)
Banco São Paulo-Tokyo S. A. (東京銀行の子銀行)

(1) 外国銀行

近年は相互主義によるほか外国銀行支店の開設を認めない政府の 方針である。第二次大戦後の東京銀行の支店開設は、旧横浜正金銀 行の権利承継に基づく例外として認められた。現在外国銀行で支店 を持つているのは次の通りである。

Banco Alemão Transatlantico

The First National Bank of Boston
The First National City Bank
Banco Holandes Unido S. A.

(Algemene Bank Nederland N. V.)

Banco Italo-Belga S. A.

Bank of London & South America Ltd.

The Bank of Tokyo. Ltd.

Ranco de La Nacion Argentina

たおThe Royal Bank of Canada Ltd. は内国銀行(Banco Real do Canada S. A.)に改組された。

(ウ) 投資銀行(Banco de Investimento…… S. A.) 資本市場規制法第29条により認められた中長期金融機関である。 1966年中銀決議第18号(民営投資銀行及び開発銀行の創設、 組織、営業に関する基準)により、通貨価値修正条項付定期預金や 投資信託を受入れ、企業への投資及び貸付を行う外、企業振出の Letra de Cambio の引受と売出、FINAME、FIPEME、BNH 等の融資窓口業務を行い、最近は株式公開の波に乗り新株の引受に 手を伸すなど、その活動は中々活発で、1969年中の貸出は商業 銀行を上廻つたといわれる。信用金融投資会社からの転向を奨励し た中銀では、最近その乱立傾向に警戒心を抱いている由である。

カ その他の私的金融機関

- (7) 信用金融会社(Sociedade de Crédito e Financiamento) 1945年5月25日付大統領令法第7583号及び1946年8月16日付大統領令法第9608号を根拠法とするが、1959年11月30日付大蔵省令第309号によつて、投資会社と区分して取扱われることになつた。しかし両者の混合型の存在は認められている。中期及び長期の信用供与に関する取引を目的とし、株式会社であることが必要とされる。企業が振出すLetra de Cambioの引受、売出が主たる業務であり、このため出資者預金を受入れ、又第三者の資金をもつて取引することができる。不動産取引や短期の貸借取引は禁止されている。また資金の25%は農牧業関係に向けることを求められている。消費者金融の面で大きな役割を果しているが、高利貸的存在のものもあるので、政府は近年その監督を強化して来ている。
- (1) 投資会社 (Sociedade de Investimento)

根拠法は信用金融会社と同じである。証券市場における取引を目的とする株式会社であつて、自己又は第三者の勘定で株券、社債、抵当証券、公債を売買し、株式及び社債の引受けを行ない、また自己資本の限度内で信用金融会社的業務を行なりことができる。出資者からの預金受入れる認められるが、不動産取引は許されない。資本市場育成の方向に沿い、政府は投資銀行への脱皮を奨励している。

(少) 不動産信用会社(Sociedade de Crédito imobiliario)

1964年法律第4,380号(BNH-全国住宅銀行の根拠法)に 基き住宅金融制度の一環として認められた。全国住宅銀行の監督下 にある株式会社である。分譲住宅選設や自宅の購入又は建築に対す る融資、建設又は売却代金受領権担保の割引によつて、住宅資金を 供給する。とのため一定限度内で借入金をし、又不動産証券(Letra Imobiliaria - 通貨価値修正条項付、購入者には所得税控 除の恩典がある)を売出すことができる。不動産売買や他企業への 資本参加は認められない。

(工) 信用協同組合(Cooperativa Creditoria)

協同組合法(1966年11月21日付大統領令法第59号)により、信用事業のみを目的とするものでなければ認められないこととなり、従来の協同組合の信用部で分離独立しないものは解散せざるを得なくなつた。組合員間の信用操作を目的とするものであるため、組合員以外の者を相手とする預金の受入れと貸出は認められない。組合員預金も無利息とされる。公的信用機関以外からの借入、有価証券の売買、他企業への参加、利益配当(出資金に対する低率定額の利子を除く)も禁止されている。活動範囲も原則として組合本部所在地と接続した市郡の地域に限られる。

本お農村信用供与を目的とする信用協同組合に関しては、1968年中銀決議第99号は、組合が実際に農村生産活動を行っているとと、貸付は契約証事又は農村信用証券によること、及び既設の支店出張所又は代理事務所を廃止することを条件づけた。

(x) JEMIS Assistencia Financeira S. A.

資本金及び出資者からの借入金のみを原資とし、主として日本人 移住者に対し金融的援助を与えることを目的とし、かつ日伯移植民 協定上の指定団体である特殊性格に基を、従来信用金融会社として 取扱われて来たIJYUSHINKO-Credito e Financiamento S. A. は、1969年10月1日より定款変更(社名も)と共に他の金融機関の範疇に入らない特殊金融機関として中銀から認められるとととなつた。しかし具体的にどの法令による規制を受けるかは、ケース・バイ・ケースに決定される外はなく、今後の実際取扱を待たねばならない。

(註) 資本金の最低限度の規制は受けないことになつた。また信用金融会社には禁止されている保証業務についても、認められる可能性がある。

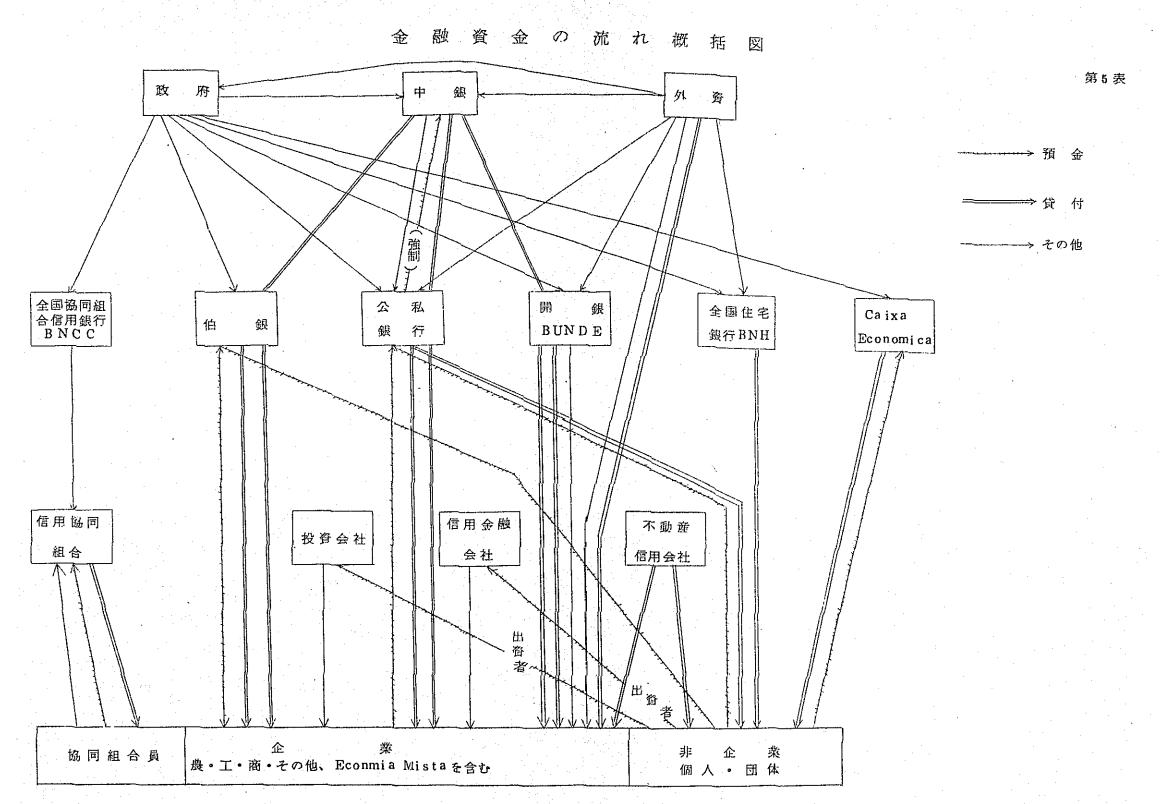
, agrada i sagar s

(3) 金融資金の流れ

商・工・農その他の金融資金の原資とその流れを概括的に表示してみると、第5表の通りとなる。ブラジルにおいては国民所得が低くかつ連年インフレーションに悩まされたため、国民の貯蓄も資本蓄積も十分でなかつた。又資本市場も未発達のため、国内での長期資金の調達は困難であつた。従つて経済発展のために必要な資金は政府機関と国際金融機関を通じた政策金融によるものを中核とし、それが指導的役割を演じてきている。第6表によれば金融制度による民間部門(エコノミア・ミスタを含む)に対する融資のうち、連邦政府関係機関(伯銀、開銀、東北銀行、アマゾン銀行、FINAME、全国協同組合信用銀行、全国住宅銀行及び連邦貯蓄銀行の合計)の占める割合は42%に達している。

アー政府資金

連邦政府は中銀、伯銀、開銀その他のアウタルキア或はエコノミア・ミスタに出資する外、特定税収の一部をこれら金融機関の原資として供給している。特に中銀及び開銀には外資を含めた各種の基金(附属資料2参照)が設けられ、直接或は民間金融機関を通じて融資され、金融の方向をリードしつ」ある。このほか州政府も州営銀行の出資者



1968 12 81 30557

		·			· ·			*					
	·												
		商 業 銀	行	:									
	·	1 1, 4 6 8 (3 7 5)									*	
	•						-						
İ													
	銀行制度												
	17,594				!								
	(575)												٠.
			60										
		伯	銀									-	
		6,126 (200)					٠					,	
		開	銀		1					,			
	開発 銀 行	1,921 (63)	-										
	8,778	東北銀	行		7 7								
	(124)			€				銀行 E					
		My tra -by A	F44.		, T	. 11	27147		20	υ (,	u	a. J.	
-	信用金融投資会社	消費 者 金	园		-							٠.	
	3,628	2,415 (79)	Ff.fs										
	(119)	運 転 資 金 金	配	-	- 1, 2	1	3 (4.0)	: '			
		全国住宅銀	行										
	住宅金融制度	1,873 (61)	<i>.</i>									ż	
	3,219	連邦州庶民金	虛	<	- 6	9	0 (2. 2)				+ +
	(105)								-				
		1		<u> </u>	1								
	投資銀行	1,513 (50)	٠			1	4						
					1								
	連邦・州庶民金	車 825 (27)						:		, .	÷		.*
	i e												

1969 12 31

1969年中銀報告 百万クルゼイロ

			* •
	商 業 銀	行	
	15,693 (34.7)	1	
			,
銀行制度			
25,040		,	
(553)	•		
(340)			
	伯	A17	
	•	銀	*
	9347 (206)		
			,
		ľ	
		銀	
man man	3,002 (66)	戏	
開発銀行	東北銀	行	-1,078(24)
5,569	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		ーアマゾニア銀行 480(11
(12.3)		<	FINAME 429(10)
	No. of the state of	***	
信用金融投資会社	消费者金	融	
4,452	8,94,0 (8.7)		
(98)			- 運転資金金融 5 1 2 (1 1
	A 551 41 Mt AD		11) 21 0 20 位 至 日 日 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四
住宅金融制度	全国住宅銀	行	
5,876	3,582 (79)	-	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	連邦・州庶民金	康人	1165(96)
(180)	连 为 。	ДД.	-1,100(20)
投資銀行	3,196 (71)		
No. 40 11 -4 - 11 -4 -1			
迎邦 · 州庶民金庫	1 1,132 (25)		•

となつている。

イ 民間資金

預金で投資信託或は為替手形、不動産証券その他の有価証券の売出 により民間から吸収される資金は、経済の安定と通貨価値修正条項の ために刺戟され、増大を見つゝある。1969年末の全銀行制度にお ける預金残高は次の通りであるが、貯蓄性預金の割合が極めて低い。

単位百	万つ	ルゼ	1	IJ	ス
-----	----	----	---	----	---

	通貨当局	商業銀行	計
要求払預金	5,288	17602	2 2, 8 8 5
定期預金	8 8	8 8 9	9 2 7
その他	897	2,153	2,550
計	5,769	2 0, 5 9 4	26,363

ウ 外国資金

これは次のような形態によつて導入される。

- (7) 外国又は国際金融機関から中銀、開銀等の政府金融機関への借款 の形をとるもの。
- (4) 外国又は国際金融機関から直接フラジルの特定企業に投融資されるもの。
- (ウ) プラジルの企業が外国の関係企業又は金融機関から投融資を受けるもの。

プラジルの経済安定の度が進むに従い、外国資金の流入は増加の傾向にある。1969年の国際収支で見ると、短期資金206百万ドル、中・長期資金469百万ドルの純流入となつている。このうち国際金融機関からの分は次の通りである。

世界銀行(BIRD) 463 国際金融公社(CFI) 43 米洲開発銀行(BID) 1064

868 百万ドル

米国国際開発局(USAID)

ワシントン輸出入銀行(EXIMBANK)

872

合。

2810

(4) 金融政策の方向

ア 基本目標

政府の経済政策の基本目標は、経済開発の速度の増加、インフレーションの漸次的制圧及び国際収支の均衡化に置かれている。このため中銀は短期政府债券による公開市場操作を行うと共に民間金融機関特に銀行の運営コストの低下による貸出金利の低減を狙い、合併を奨励し、最低資本金の引上げ、新設の制限、支店の配置換を指導している。また通貨価値修正条項付の預金や债券の取扱を認め、国民の貯蓄とそれによる開発投資原資の増加を図つている。

動員された資金の配分については、依然各種特別基金を含む政府金融機関の役割が重視されている。なお近年住宅金融のウエイトが増加してきたことが注目される。

イ 金利政策

金利政策の基調は、異常に高い預金金利、貸出金利を平行的に低下させ、産業の金利負担を軽減しようとするにある。

預金については1965年法律第4,728号で銀行に対し通貨価値 修正条項付定期預金の取扱を認めたが、その利息については1966 年1月の中銀決議第15号で、一年以上のものを8%とし、その後の 変更を経て1969年7月の中銀決議第119号では1%に下げている。

貸出金利は高利取締令(198847政令第22626号)の存在 にも拘らず(1967年以降憲法中の高利禁止規定は削られたが、本 政令は依然有効と解されている)、銀行の商業金利も月8%が常職と なつていた。これに対し国家通貨審議会は累次の決定によつて低減に 努めている。

商業金利は1969年2月の中銀決議第107号で6カ月まで月20%、6カ月超25%と定めて以来、同年5月の中銀決議第114 号、更に1970年2月の中銀決議第134号と矢継早やに引下げ、6カ月まで月16%、6カ月超18%とした。

工業金利については各種の特別基金による優遇金利が定められたほか、1970年2月の中銀決議第130号では、中小工業金融に関し 月利15%、手数料は年05%と定めた。

農業金融については、1970年3月の中銀決議第140号によつ て、資金使途別に貸出期間とそれに対応する金利が定められた。

しかしこれ等の規制は銀行又は農村信用制度に含まれる金融機関の 融資に対するもので、使途を明示しない個人貸については規制外のた め、一般に月利22~25%の高金利が行なわれている。なお中銀の 調査によれば、180日期限の手形による資金の借入コストは、1967 年12月の月401%から、1969年12月の362%へと低下の 傾向を示している。

- 2: ブラジルの農業金融について

(1) 農業政策の基本方向

ァ 歴 史

プラジルの農業は、16世紀後半からの砂糖、18世紀の棉花および煙草、19世紀のコーヒー、更にはゴムといつた世界市場を相手とする輸出農産物偏重の姿をとつてきた。こうしたモノカルチェア的農業は、大地主的農業資本家によつて経営され、彼等は永続的を農地の維持改良には関心を持たなかつた。このため近年においても土地所有者の値が1%が全農場面積の47%を占有し、その中実際耕作されている土地は10%前後に過ぎないという大地主制と、数では50%を超える零細農場の面積が全体の1/4にも満たず、更に農業従事者の8/4は土地を持たないという貧農の大群との併存状態を示している。これに加えて、第2次世界大戦後の政府の工業化重点政策によつて、農業開発政策の立遅れが一層甚だしくなり、この間のインフレの進行もあつて、都市、農村間の所得水準、購買力の隔差は著しく拡大し、遂には経済全体の伸長に支障を来す迄になつた。

このため政府は、1964年の革命後、先ず土地法(196411 30付法律第4504号)を制定し、農地改革の実施と農業政策の推 進のため、農業不動産に関する権利義務を規定した。しかし農地改革 は一部地域について実験的に行なわれているのみで、今日まで目ぼし い実績は上つていない。

イ プラジリア海章

農業政策に関しては、政府は1967年7月プラジリアで全国機畜産会議を開き、Carta de Brasilia (プラジリア憲章)を定めた。 この憲章では、農業政策の目標として、

1) 全国の社会経済開発過程に完全に包括するために、農付労働者及

び生産者の生活水準を継続的に向上させること。

- 2) 能力の向上と生産性の増大のため、農村の生産技術及び方法を近 代化し琢磨すること。
- 8) 質、量及び経済上からも生産者を刺戟すると共に消費者の負担と ならないように平均した価格でフラジル国民へ食料を供給すること。
- 4) 農畜生産品を主原料として使用する工業を農村地域に設立するととを奨励すること。
 - 5) 国内生産者の奨励のみでなく、最終的に支払の均衡に役立ち、又他国国民への食料の供給に貢献するように、海外市場を獲得し、維持し、拡大するとと。
 - 6) 国家的目的と目標の定義と等級を明確にし、ならびに連邦・州。 郡各政府および民間の発意の活動と責任の分野を明かにし、もつて 予め選択された目標と目的をより速かにより効果的に達成するため、 努力と資力全体を集中させること、

を掲げ、このための実現方策として、融資、保険の充実、インフラストラクチュアーの整備、技術指導の強化、土地取得の援助、組合組織の奨励、最低価格政策の採用、農村における工業設立への便宜供与を謳つている。特に第4章においては、農畜生産について、その目的は国内食料の供給、農村の工業化及び良質生産物の輸出にあるとし、必要な法令改正を行うこと、政府機関に対する外国政府又は国際機関からの技術的、金融的援助については、農務省が特設機関を通じ調整に当ることが述べられている。

しかしながらこれらの諸施策はあまりにも広汎に亘つており、かつ予 算的裏付けが十分でない上に、インフレ対策の面から食料品価格を低 位に保とうとする感覚もあつて、容易には実効を挙げる段階に到達し 得ない現状にある。

ゥ 現政府の政策

最近のメシシ大統領の次期州統領への書翰では、1970年代のフラジルは教育と農業の改革とに最重点が置かるべきで、この目標達成のため各種施策を推進すると述べている。

連邦政府は1980年までに国民所得を倍増することを目指し、農業 面でその第一段階として1978年までに達成すべき具体的目標を次 のように掲げている。

(7) 農業機械化

就働トラクター12万台(1969年8万台、以下カンコ内は 1969年の数字)

(イ) 施肥の増大

窒素肥料使用量83万トン(145万トン)燐酸 // // (270 // // //)

加里 " " 3 6 " (18.4 ") (1

(ウ) 重要作物に対する試験研究

重点を小麦、とりもろこし、フェイジョン、大豆、カカオ、コーヒー、甘蔗及び落花生にしぼり、240百万クルゼイロを投下。

Parameter of the Commence of

网络医拉克斯特 無

The state of the s

2000年 中央中央 2000年 (1900年)

(エ) 改良種子の増産

6 0 4 干トン

(オ) 食肉の増産

10カ年2倍増、重点地区はサン・パウロ、マント・グロッソ、 ゴイヤース、ミナス・セライス、エスピリト・サント及びバイヤの 各州。

(カ) 牛病防疫 ′

アフトーザ(口蹄疫)対策として、東部、南部の7州を重点に、 3200万頭の牛を対象として119百万クルセイロを投入。

(中) 牛乳生産地帯の加工、流通の近代化

145百万クルセイロを投入。

(4) 灌 溉

北東伯サン・フランシスコ河、リオ・クランデ、ド・スールを重点に506百万クルゼイロを投下。

(分) 農村電化

農村電化組合を基礎として、340郡に23千畑の送電線を280 百万クルゼイロで設置。

(コ) 農村道路建設

リオ・グランデ・ド・スール、エスピソト・サント及びマット。 グロッソ州を重点に150百万クルゼイロを投下。

(サ) 農地改革

セフラ州シャクアリーベ地区、ベルナンプコ州の森林地帯(Zo-na da Mata)及びマット・グロッソ州北東部を重点地区とし、410百万クルゼイロを投下。

- 翻 Zona da Mata は、耕作によつて破壊された森林地域。
- (シ) セラード地帯開発

良質な地帯を重点に

- 組 セラード(Cerrado)は、地味が瘠せているため取り残されている森林地域。
 - (ス) 市場(公設)の建設

サン・パウロのセアザ(註、中央卸小売市場)型の近代的市場を 弾設する。投下資金350百万クルゼイロ。

(也) 倉庫建設

貯蔵能力を200万トンに引上げるため、15百万クルゼイロを 投下。

- (ソ) 農薬改良普及の充実
 - (タ) 林業開発

(尹) 重要農産物

(2) 農業金融の体系

ア 政策と金融

前記のようにブラジルの農業政策は、その包含する問題の多様性のため、所要の対策を全般的に十分には実施し得ない形であるが、その中にあつて比較的に関心が持たれ、措置がなされているのが金融面である。その反面安易に融資という手段に依存する結果の失敗例も見受けられる。

プラジルの経済を支える大きな柱であるコーヒーを始め、 かカオ、砂糖等の重要輸出農産物に関しては、従来から価格支持対策とも関連 して、個別の融資制度が設けられていた。

ブラジル農畜産業の発展、近代化を阻んでいる最大の原因の一つである土地所有の不均衡に対しては、1964年の土地法により、農地改革国家基全(Fundo Nacional da Reforma Agravia)が設けられ、農地改革地域における農業者への土地代融資や、全国協同組合信用銀行を通ずる農地改革総合協同組合への融資(組合を通じて組合員にも融資される)が行なわれることになつた。又農地を収用された者に対する農・牧・工業計画に対して、BNDEが運営する農事工業再編成基金(Fundo Agro-Industrial de Reconversao, FUN-AR)からの融資の途が開かれた。

しかし農畜産業全般に関して制度を整備し、金融の円滑化と、それ

による農村地域の開発、生産の近代化、生産性の向上等を図る態勢が 示されたのは、金融制度の改革整備を行つた1964年の通貨信用銀 行制度法(法律第4595号)の一環として予定された農村信用制度 法(1965年法律第4329号)によつてである。

またこの頃からアマゾニア銀行の改紹(1965年法律第4,712号)、協同組合法による信用協同組合の分離(1966年大統領令法第59号)、FNRRの創設(1964年政令第54,019号)とそのFUNAGRIへの吸収(副勘定として、1965年政令第56,835号)、FUNFERTIL(1966年政令第58193号)、FINEX(1966年法律第5025号)、FUNDEPE(1967年政令第61,105号)の創設が行なわれ、農業金融に関する制度は急速に整備され、また各種特別基金のほか、中銀決議による民間資金の動員により、原資の手当もなされた。

イ 農村信用の内容

農村信用制度法によれば、農村信用の目的が次のように特定されて いる(同法第3条)。

- (ア) 農村所有地における農畜産物の保管、精撰及び加工を含めた農村 投資の増加。
- (4) 生産のための適時適切な経営費及び農畜産物の商品化の便宜の供
- (ウ) 特に中小規模の農村生産者の経済的強化。
- (E) 生産の合理化、生産性の向上、農村生産者の生活水準の向上なら びに土壌の適切な防衛

当然のことながら、次のような金融は、農村信用の目的ではないと 理解されている。

- (7) 欠損事業又は非経済事業に対する金融援助
- (イ) 旧僚支払のための金融

- (ウ) 旧債の回収のための金融
 - (エ) 投機的売り措みのための金融 ※※※※※※※※※※※

農村信用の対象者は、第一義的には農村生産者(法人を含む)であるが、種子と苗木の改良の研究と生産に従事する者又は土壌の保獲を含む機械による農事的役務を農村地において提供する者にも拡大されて、(1969年大統領令法第784号)。

農村信用は更に、農村事業の特定分野に限定されたもので、農村信用制度法所定の操作方式を採用すべきものとされており(同法第8条) 農村信用操作の基本条件としては

- (ブ) 申込者の適格性
- (4) 特定の事業における資金運用予算の提出
- (ウ) 融資者による監督 が挙げられている(同法第10条)。

全融の対象費目は、経営費、投資金、商品化費及び農畜産物加工費とされ(同法第9条)、又信用操作の様式は、経常的農村信用、指導付農村信用、農村生産者組合への信用、商品化のための信用及び植民と農地改革のための信用に区分されている(同法第11条)。

農村融資の担保としては、農業質、牧畜質、商業質、工業質、貨物 引換証、倉庫証券、供託、低当、保証状、その他国家通貨審議会が認 めるものの10種類が挙げられている(同法第25条)。

なおこれ等の諸事項については下記4の農村信用の実務の項で述べる。

ウ、農村信用制度の機構

農村信用制度を構成する機関は次の通りである。(第7表参照)

(7) 国家通貨審議会

金融政策決定の最高機関として、農牧信用調整委員会(1962

年行政法第9号)の権限も移管され、農村信用に関する基本的政策 の決定、原資の確保、計画と指導を行なう。

(1) 中 銀

国家通貨審議会の決定の履行は、中銀によつて指導、調整、監督される。中銀は全国の農村信用機構を統制し、その活動を高めるための手段を決議、通告、回章を通じて実施する。又FUNAGRI(その副勘定であるFNRR、FNDEPE、FUNDAG及び最近まではFUNFERTIL)等農村金融に関連する特別基金を管理している。

(ウ) 伯 銀

専門部局である農村信用局(CRER)を持ち、農村信用の実施面で大きな役割を演じている。FUNAGRIの業務代理人でもある。

(エ) アマソニア銀行及び東北銀行

地域開発担当金融機関としての性格に応じ農業融資部局を有して なり、FUNAGRIの業務代理人である。

(计) 全国協同組合信用銀行

FUNAGRIの業務代理人であり、農地改革国家資金からの農地 改革総合協同組合への融資も取扱つている。

(カ) 農村信用制度に連結する機関

土地法(1964年法律第4.504号)との関係から次の機関が 農村信用制度に連結されている。

INCRA 農地改革(旧IBRA)ならびに農村協同組合及 び農村電化(旧INDA)の担当機関として

開 銀 農事工業再編成基金(FUNAR)の管理者として

(+) 補助機関

次の金融機関で目主的又は義務的に農村金融を行なうものが補助 機関とされている。

州営諸銀行

農村信用担当部門を通じて プラジル銀行 アマゾニア銀行 プラジル東北銀行 全国協同組合信用銀行

DECRETO-LEI No. 167 de 14-2-1967 農村信用証券法

行行行社合

連結機関
(土地法による機能のため)
植民農地改革院(INCRA)
農地改革(旧IBRA)、農
村協同組合、農村電化(旧INDA)
開発銀行(BNDE)
農事工業再編成基金(FUNAR)

参加機関 公的地域開発機関 技術的経済的援助団体 その他国家通貨審議会 が認可したもの 庶民金庫

民間銀行

信用•金融。投資会社

農村信用操作を認められた協同組合

1970年中銀決議第161号によつて、農村信用操作を行なう金融機 融機関は、中銀の認可を必要とすることになつた。

(2) 参加機関

公的な地域開発機関、農村信用と関連のある技術的経済的援助団体(註、各地にある Associacao de Credito e Assistencia Rural もこれに含まれるであろう)及び国家通貨審議会が今後認可するものも、農村信用制度に参加できることになつている。

註 信用金融会社でなくなつたJEMIS ASSISENCIA FI-NANCEIRA が依然補助機関に含まれるのか、参加機関に分類されるのかは明確でない。

エ 農村信用の原資

農業信用の原資として農村信用制度法に掲げられたものは、次の通りである。

- (ア) 国内資金としては
 - 1 農村再融資基金(FNRR)
 - | 農地改革国家基金

 - iv 農村信用制度参加機関に対する国家予算からの特定使途の交付金
 - V 農村信用に向けられるために義務を免除された強制預託金相当 資金
 - VI 農村信用制度へ参加する機関の自己資金

- W 農村信用操作義務の履行のできない金融機関が中銀に預託する
- WIII 農村信用制度を構成する政府機関の発行する農村信用証券、抵 当証券又はこれに類似する証券の売出しによる資金
 - IX 農村信用操作義務を履行しない金融機関に対する罰金
 - × 融資又は再融資操作による収益金
- II XI 以上各号以外の原資で、その使途が農村信用に限られるもの
 - XI 民間銀行及び信用・金融・投資会社の各種預金の10%の資金 (1) 外国資金としては
 - I 借款又は協定に基く資金でその用途が農村信用に特定されるも の
- 農地改革国家基金を通じ、農村分野への金融援助計画に充てる ため特に留保された資金
 - 間 農事工業再編成基金(FUNAR)を通じ農村工業開発計画に運用するため特に留保された資金
 - IV 外国又は国際的団体との協定による資金で、国家通貨審議会の企画に基さ、特にその一部が農村事業の開発計画に運用するために留保されたもの

,,オ 農村信用証券

農村信用操作の方式の統一を図るための農村信用証券については、 農村信用制度法とは別に、農村信用証券法(1967年大統領令法第 167号)をもつて規定された。この農業信用証券(Cedulas de Credito Rural)による融資は、農村信用制度を構成する金融機関 のほか、農業協同組合が組合員を相手方とする場合にも認められる。

農村信用証券は手形と同様に流通性を有し、確定債務証書の性格を 持つ。即ち指図人払で第三者への譲渡が可能であり、強制執行による 取立が認められている。また第三者に対抗するため、不動産登記所に 登記される。

農村信用証券は、生産者への融資が生産段階におけるものか、販売 段階におけるものであるかにより、更に担保の種類によつて、次の各種に分類される(第8表参照)。

- (7) 農村動産質証券 (Cedula Rural Pignoraticia)
- (4) 農村不動産抵当証券 (Cédula Rural Hipotecaria)
- (ウ) 農村動産質、不動産抵当証券 (Cedula Rural Pignoraticia e Hipotecaria)
 - (工) 農村信用手形 (Nota de Crédito Rural)
 - (水) 農村約束手形 (Nota Promissoria Rural)
 - (カ) 農村販売手形(Duplicata Rural) このうち(オ)及び(カ)は狭義の農村信用証券には含まれない。以上の証券 の様式は、本令法に添付された雛型に従うものとされている。この詳 細についても、下記4の農村信用の実務の項で述べる。

(3) 農業融資の金利

通貨信用銀行制度法は、その第4条で国家通貨審議会が、中銀の操作をも含めた金融機関の徴収する利息その他の役務料率に関し、農業関係(土壌の回復と施肥、再植林、農村事業における家畜の疫病と作物害虫の駆除、農村電化、機械化、灌漑、農牧事業に不可欠を投資)については、一般の場合よりも有利な料率を確保すると規定した。また農村信用制度法第14条単項(1969年大統領令法第784号で廃止)では、農村信用の金利は銀行の商業金利の1/4安とする旨を定めていた。との精神は、中銀決議による金利規制に活かされている。

農業融資関係の金利については、国産の農業用トラクター、機械、器具の購入融資(FUNAGRI資金による)の場合、中銀決議第44号(19661227)で4カ年年賦償還で年12%、手数料その他年6

農村信用証券 (Cedulas de Credito Rural) の種類

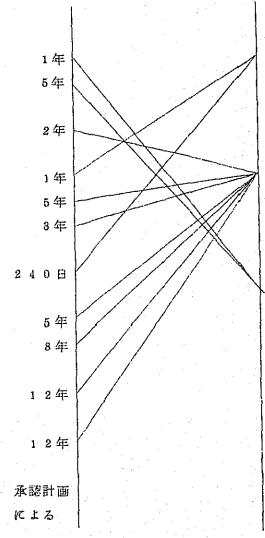
	名 称	性格格	振出人	担保	担保物の保管責任	期限	登 記
-	農村 動 産 質 証 券	成立確実かつ金額確定の債権を	债 務 者	農村質及び商業質の対象となり得る財につ	債務者又は提供者(第	註1	第三者対抗要件
	Cedula Rural Pig-	化体した民事法上の証券 (Ti-	ם יש	いて質権が設定される、明細を証券又は別	三者が直接占有する。	11.4.	質入財産所在地
	noraticia	tulo Civil Liquido e		紙に記載、融資金で購入した財も追加包含	移動禁止、第三者提供		の管轄登記所
		Certo, 証券面金額以外に利息		される。	分については債務者に		E) 14 32, HE171
 独		監督手数料及び債権確保手続費			も保全責任がある。)		
影		用も請求可能、譲渡可能、強制					·
		執行可能					
0.	典材不動选择当新类	上 K 同 じ	债 務 者	農村及び都市の不動産である建物、その土	抵当物件の除去、変更	註 2	第三者対抗要件
農	Cedula Rural Hip-	,		地、機械、設備施設について抵当権が設定	及び破壊は禁止	,	抵当不動産所在
*				される。融資金で取得した機械、器具、設			地の管轄登記所
信	· • · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			備、建物及び借入期間中附加された施設を			<u></u>
拜				含む			
	農村動産質。不動産抵	上. に 同 じ	債 務 者	動産質権及び不動産抵当権が設定される。	上記両者の責任の複合		第三者対抗要件
差	当証券 Cédula Ru—			(上記両者の併用)			質入財産及び抵
	ral Pignoraticia e		·		·	·.	当不動産所在地
	Hipotecario						の管轄登記所
	農村信用手形	上に同じ	债 務 者	民法第1,563条の財産に対する特別先取		8 カ月以上	第三者対抗要件
	Nota de Crédito			特権(註8、4)		8年まで	融資目的の事業
	Rural				· . ·	(D/L784	実施土地所在地
						で廃止)	の管轄登記所
1/2	農 村 約 束 手 形	譲渡可能、強制執行可能	生産物の掛	民法第1,568条の財産に対する先取特			
まり畳	Nota Promissoria		買人(註5)	権(註4)			
	Rural						
月頁	農村販売手形	譲渡可能、強制執行可能、買手	生産物の掛	民法第1,568条の財産に対する先取特			
麦	Duplicata Rural	(引受人)の署名を要する	売人	権(註4)		<u> </u>	

- 註1 民法による農業動産質は期限1年(延長6カ月まで)であるが、1942年政令第46360号で延長され、更に農村信用証券法により農業質は3カ年(一回限り3カ年 延長)、牧畜質は5カ年(一回限り3カ年延長)とされた。
- 註2 民法上の抵当権の存続期間は20年までとなつているが、農村信用の期限は最長12年までである。
- 註8 民法第1,566条「特別先取特権の目的物は、法律の規定によりその債権の支払に充当される財産だけを包含し、一般先取特権の目的物は、物権(質権、抵当権)又は特別先取特権に充当せられない総ての財産を包含する。」
- 註4 民法第1,563条による先取特権の対象財産は、次の通りである。
 - (1) 第三者の物権を負担しない動産
 - (2) 抵当権を負担しない不動産
 - (3) 質権又は抵当権を負担する財で当該債権者に弁済をして残金のあるときはその金額
 - (4) 保険金及び公用徴収の償還金
- 註 5 農村約束手形の振出しは、次の場合に認められる。
 - (1) 農村生産者又はその組合が直接掛売り(Venda a Prazo)をする場合
 - (2) 組合がその組合員よりその出荷物を受取る場合
 - (3) 組合がその組合員に生産財又は消費財を引渡す場合

中郵決議第140号(1970 & 23) による

融資の最長期間

- A. 近代的生産のための消費資材の購入 集約的施肥と酸性矯正の場合
- B. 農業・漁業の経営費
- C. 牧畜業の経営費幼畜と母畜の保持に充てる場合飼育用仔牛の購入の場合
- D. 商品化の融資
- E. 棳據及び装備の単独購入費 大型機械の購入の場合
- F. 農畜産及び漁業の技術近代化計画
- G. 農地分譲と再植林
- H. 特別計画で承認されるもの (コーヒー、甘蔗、ココア等)



金利の最高限

A. 期間1年以内の場合

対生産者

年17%

対協同組合(組合員への再融資資金)

年15%

最低賃金(全国最高)の50倍までの融資 年13%

B. 期間1年を超える場合

対生産者

年7%+10%までの修正率

対協同組合(組合員への再触資資金)

年5%+

同上

最低賃金(全国最高)の50倍までの融資 年3%+

间 上

C. 近代的生産のための消費資材購入の場合

対生産者

年7%

金融機関に対しては、中銀がFUNDAG又はFUNFERTILの資金、 により、年10%までの附加率を補給する。

D. 外資との共同金融計画に基く副融資の場合 通貨当局が受入外資の条件に照らしてその都度定める。 %(通貨価値修正条項付)とし、後に中銀決議第59号(1967721)で、利息年最高6%、価値修正率年最高12%、手数料廃止と改めた例があつた外、中銀決議第69号(1967922)に至り、金融機関が特定預金控除後の預金総額の10%に相当する資金(義務的)又は強制預託金を免除される資金(任意的)を規格的な農村信用操作に振向ける場合について次のように定めたことがあつた。

(ア) 通常の場合

利息年12%まで、監督手数料年2%まで(最低賃金の全国最高額の50倍を超える融資の場合は年6%まで)

(1) 農村生産者の協同組合に対し、組合員への再融資資金を融資する場合

利息年10%まで、監督手数料は(ア)に同じ。

しかし現行の農村信用操作の金利は、1970年3月23日付中銀決議第140号によつて、資金使金別に貸出期間と組合せて定められたもので、基本利率の考え方を採用する等、従前の規制とは大いに趣を異にしている(第9表参照)。これによれば期間1年以内の場合には生産者に対して17%、1年を超える場合には基本利率7%に最高10%までの通貨価値修正率を加算したものとし、協同組合に対する融資はこれの2%引き、最低賃金(全国最高の)の50倍までの小額融資については更に2%を引くこととした。また中銀による再割引、再融資、肩代りの場合の利息は、以上の3ポイント引きとされた。更に近代的生産のための消費財購入融資については、農業生産者の金利負担を7%に止め、中銀がFUNDA又はFUNFERTILから年10%の附加率を補給することとしている。他方で外資を原資とする場合には、外資の金利(通貨価値修正を伴う)が基礎となつて、ケース毎に通貨当局が決定することとなつているので、政府からの金利補給がない限り農村融資としては高利となり、大農場主にも観迎されないと

言われる。

(4) 農村融資の実績

農村融資実績の全国的な統計は、これまで作成されていなかつたが、中銀は回章第132号(19691230)で、各金融機関に対し、所定の方式で農村融資統計を報告することを義務づけた。従つて今後は統一的な統計資料が得られることになるが、こと数年来の農・牧畜業関係融資の実績数字は、不完全かつ断片的なものしか存在しない。

ア原資

汎米農業開発委員会(CIDA)の提唱により、ブラジルについて多数の関係団体を動員し、1965年から68年にわたつて行なわれた農業信用に関する共同研究(「ブラジル農業信用研究」)によれば1967年末における農村信用原資の内訳は第10表の通りで、大半は預金で賄われているが、資金の性格から見ると、民間資金は全体の漸く1/3で、残りのほとんどが公的資金である。外資のウエイトは3%に過ぎない。

イー全国銀行の農村融資

全国銀行の貸出統計によると(第11表)、農業及び牧畜業に対する融資は、1966年以降は貸出総額の20%に近い割合を示している。その中で牧畜業に対する融資の割合が逐年増加していることが注目される。

1-969年についての統計は未だ得られていないが、蔵相が新聞記 者団に発表した他のとして、次の数字が掲げられている(1970, 219 Jornal do Brasil)

「無人」では、これによる議法体(それないには、なる。」、、単位百万クルセイロ

預金銀行の中銀決議第6.9号(預金の1.0%の農村

よ。融資義務)に基く融資。

4. 5 9 2

1967年末残高 単位 NCR\$1,000,000

		٠			合 計	Takt to be			部門			私	的	部	門	銀行資本金
			——————————————————————————————————————		ы н	FNRR 再 融 資	再 割 引	中銀決議第 5 号	一覧払預金	定期預金	計	外国資金	一覧払預金	定期預金	計	準 備 金
連	邦	煺	行		2069	7	1 2	7 6	1, 2 5 5	10	1,860		427	1 4 2	569	140
	夕	国	資	金	4	4	· -	-		`~	4	_	-	-		
	公	的	資	金	1,496	8	1 2	7 6	1, 2 5 5	10	1, 3 5 6	_	_	{		140
	民	間	資	金	569	~		_	_		_	-	427	142	569	
州		銀	行。		234	6 4	9	2 6	2 8	1	1 2 8	11	7 3	6	9 0	16
	外	国	資	金	4 5	3 4	_		_	-	3 4	11		_	11	
	公	的	資	金	110	8 0	9	2 6	28	1	9 4	-	_	_		1 6
	民	間	資	金	79	-	_		-			_	7 3	6	7 9	
民	間	銀	行		787	6 4	124	148	2 6	1	863	_	341	15	356	6.8
	外	<u>=</u>	資	金	. 84	8 4	-	\	-	. ···	3 4	_			 -	<u> </u>
	公	的	資	金	3 2 9	8 0	1 2 4	1 4 8	2 6	1	329	_		_		
	民	間	資	金	424	_	_	-		•	_	_	3 4 1	15	356	68
ア	ウタ	ルキ	・ア		2 6	5		_	1	_	6	1 6	2	1	1 9	1
	外	围	資	金	18	2			<u>,</u> →.		2	1 6			16	_
	公	的	資	令	5	3	_	_	1	_	4	_		_	_	1
	民	間	箌	金	3	_		_		_	_	_	2	1	8	
82			計		8,116	140	1 4 5	250	1, 3 1 0	1 2	1, 8 5 7	2 7	848	164	1,034	2 2 5
	外	围	資	金	101	7 4		-		_	7 4	2 7			2 7	_
	公	的	資	金	1,940	6 6	145	250	1, 3 1 0	12	1,783	-	-	-	-	157
	民	間	資	金	1,075	_	_	_	_	_		_	843	164	1,007	6.8

備考 1 運邦銀行は、伯銀、プラジル東北銀行、アマゾニア銀行及び全国協同組合信用銀行の合計

2 アウタルキアは、ミナス・ゼライス州貯蓄銀行及び最南地域開発銀行 (Banco Regional de Desenvoluimento de Extremo Sul)の合計

1 2 月 8 1 日現在 単位 NCR \$ 1,000

	全	-												
		国	銀	行		伯		動	Į		₹ <i>0</i> .	D 他		————— 行
1965	1966	1967	1968	1969	1965	1966	1967	1968	1969	1965	1966	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		1969
14,2707	1 1,6 0 84	172782	23,8888.2	82,8504	101948	6,4109	86535	10,2266	137529	4,0759	5,1975			191245
81600	3,624.8	4,801.1	38491	4,0179	8,0995	3,4629	4,4133	84488	34229	605	1610			
3291	4871	7357	4078	7572	2546	2972	5574	1 4.8	597			}		5951
21	1.5	78	439	775	0.4	0.8	0.7	0.5	0.5					6974
1,4803	1,6501	2,5 2 9,5	27672	36767	1,011.2	1,0679	1,51,59	1,7 2 4.7	24146			 -		77(
1875	4710	8635	1,732.6	2,2661	501	2831	4854	671.4	1,041.7	1373		·		1,2621
2,2508	801 LO	4,4788	6,0066	86023	5415	9704	1,1802	8352	1,8071	1,7 093				72954
1,4703	17263	2,6875	6,5 4 8.6	9, 3 5 8.4	2307	2985	4466	30578	4,4 4 65	1,2396		·		4,911.9
		1	2221	3 2 1.9	-			653	1156					2063
3638	5616	1.0426	2,25 55	87689	6.8	350	104.1	4128	9173	3 5 7 1	5266	9384		2,84 6,6
_	62.6	490			-	-	_		·		62.6	490		
267	62.4	1332	4.3	8.5		-		-		267	62.4	1332	4.3	8.5
			0.3					0.8						
1,6677	2,1 2 1,1	3,392.0	4,4998	5,942.7	1,061.4	1,851.0	1,9513	2,3961	3,4563	6064	7701	1,441.8	2,1 0 3 7	2,486.5
104	1 4.2	1 4.6	116	1 L2	9.9	167	175	169	176	115	11.2	1 1.8	77	6.6
1.3	4.1	50	78	69	0.5	4.4	50	6.6	76	3.4	3.6	50	7.8	6.4
117	1 8.3	196	1 8.9	1 8.1	104	2 1 1	225	2 3 4	251	1 4.9	1 4.8	167	1 5 5	180
	81600 3291 21 14803 1875 22508 14703 - 3638 - 267 - 1,6677 104 13	81600 36248 3291 4371 21 15 14803 1,6501 1875 4710 22508 30110 14703 17263 - - 3638 5616 - 626 267 624 - - 1,6677 21211 104 142 13 41	81600 36248 4,801.1 3291 4371 7357 21 1.5 78 1,4803 1,6501 2,5295 1875 4710 8635 2,2508 30110 4,4783 1,4703 1,7263 2,6875 - - - 3638 5616 1,0426 - 626 490 267 624 1332 - - - 1,6677 2,1211 3,3920 104 1,42 1,46 13 4,1 50	81600 36248 4,8011 38491 3291 4371 7357 4078 21 1.5 78 439 14803 1,6501 25295 27672 1875 4710 8635 1,7326 22508 30110 4,4783 60066 14703 17263 26875 65486 - - 2221 3638 5616 1,0426 2,2555 - 626 490 - 267 624 1332 43 - - 03 1,6677 2,1211 3,3920 4,4998 104 142 146 116 13 4.1 50 73	81600 36248 48011 38491 4,0179 3291 4371 7357 4078 7572 21 15 78 439 775 14803 1,6501 25295 27672 36767 1875 4710 8635 1,7326 22661 22508 30110 4,4788 6,0066 8,6023 1,4703 1,7263 2,6875 6,5486 9,3584 - - 2221 3219 3638 5616 1,0426 2,2555 3,7639 - 626 490 - - 624 1332 43 85 - - 03 - 1,6677 21211 3,3920 4,4998 5,9427 104 142 146 116 112 13 41 50 73 69	81600 36248 4,8011 38491 4,0179 80995 3291 4371 7357 4078 7572 2546 21 1.5 78 439 775 04 14803 1,6501 25295 27672 36767 1,0112 1875 4710 8635 1,7326 2,2661 501 22508 30110 4,4788 6,0066 8,6023 5415 1,4703 1,7263 2,6875 6,5486 9,3584 2307 - - - 2221 3219 - 3638 5616 1,0426 2,2555 3,7639 68 - 626 490 - - - 267 624 1382 43 85 - - 0 626 490 - - - - 0 624 1382 43 85 - - 0 624 1382 43 59427 1,0614 104 142 146	8,1600 3,624.8 4,801.1 3,849.1 4,017.9 8,099.5 3,462.9 3291 4371 735.7 407.8 757.2 254.6 297.2 21 1.5 78 48.9 77.5 0.4 0.8 1,4803 1,6501 2,52.95 2,767.2 3,676.7 1,011.2 1,067.9 1,875 471.0 868.5 1,732.6 2,266.1 50.1 283.1 2,2508 3011.0 4,478.8 6,006.6 8,602.3 541.5 970.4 1,4703 1,726.3 2,687.5 6,548.6 9,358.4 230.7 2.93.5 - - 222.1 321.9 - - 3638 561.6 1,042.6 2,255.5 3,763.9 68 35.0 - 62.6 49.0 - - - - 267 62.4 138.2 4.3 35 - - 1,6677 2,121.1 3,392.0 4,499.8 5,942.7 1,061.4 1,351.0 1,04 1,42 1,46	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	142707 11,6084 172782 23,8882 82,8504 10,1948 6,4109 8,6585 10,2266 81600 3,6248 4,8011 3,8491 4,0179 8,0995 3,4629 4,4138 8,4488 3291 4371 7357 4078 7572 2546 2972 5574 148 21 1.5 78 489 775 04 08 07 05 1,4803 1,6501 2,5295 2,7672 3,6767 1,0112 1,0679 1,5159 1,7247 1875 4710 8635 1,7326 2,2661 501 2831 4854 671.4 22508 30110 4,4788 6,0066 8,6023 5415 9704 1,1802 8352 1,4703 1,7263 2,6875 6,5486 9,3584 2307 2,925 4,466 3,0578 - - - 221 3219 - - - 653 3638 5616 1,0426 2,2555 3,7689 68 350 1041 4128	14,2707 11,608A 172782 23,888.2 32,8504 10,194.8 6,4109 8,658.5 10,226.6 13,752.9 8,1600 3,624.8 4,801.1 3,849.1 4,017.9 8099.5 3,462.9 4,418.3 8,448.8 3,422.9 3291 4871 735.7 407.8 757.2 254.6 297.2 557.4 14.8 597 21 1.5 78 48.9 77.5 0.4 0.8 0.7 0.5 0.5 1,4803 1,6501 2529.5 2767.2 36767 1,011.2 1,067.9 1,51.5.9 1,724.7 2,414.6 1,875 471.0 863.5 1,732.6 2,266.1 50.1 283.1 435.4 671.4 1,041.7 2,250.8 3011.0 4,478.8 6,006.6 3,602.8 541.5 970.4 1,180.2 835.2 1,3071 1,470.8 1,726.3 2,687.5 6,548.6 9,358.4 230.7 2,93.5 446.6 30.578 4,446.5 363.8 561.6 1,042.6 2,255.5 3,763.9 6.8	14,2707 11,6084 17,2782 23,8882 82,8504 10,1948 6,4109 86535 10,2266 13,7529 4,0759 81600 36248 4,8011 38491 4,0179 80995 3,4629 4,4133 3,4488 3,4229 605 3291 4371 7357 4078 7572 2546 2972 5574 1148 597 746 21 1.5 78 439 775 04 08 0.7 0.5 0.6 1.7 1,4803 1,6501 25295 27672 3,6767 1,0112 1,0679 1,5159 1,7247 24146 4690 1,875 4710 8635 1,7326 2,2661 501 2831 4854 6714 1,0417 1878 2,2508 30110 4,4788 60066 3,6023 5416 9704 1,1802 8352 1,3071 1,7083 1,4708 1,7263 2,6875 6,5486 9,3584 230.7 2,925 4466 3,0578 4,4466 1,2396	14,2707 11,6084 17,2782 23,888.2 82,8504 10,194.8 6,4109 8,658.5 10,2266 13,7529 4,075.9 5,197.5 81600 3,624.8 4,801.1 3,849.1 4,017.9 8,099.5 3,462.9 4,413.8 8,448.8 3,422.9 60.5 161.8 3291 4371 735.7 407.8 757.2 254.6 297.2 557.4 14.8 597 74.6 189.9 21 1.5 78 43.9 77.5 0.4 0.8 0.7 0.5 0.6 1.7 0.7 1.4803 1,6501 252.95 276.72 367.67 10.11.2 1,067.9 1,51.59 1,724.7 241.6 469.0 582.2 1.875 471.0 863.5 1,732.6 226.61 50.1 283.1 485.4 671.4 1,041.7 187.3 187.9 2.2508 3011.0 4,478.8 60066 3602.3 541.5 970.4 1,180.2 835.2 1,3071 1,709.3 2,040.5 1.4703 1.7263 2687.5 654.86	14.2707 11.6084 17.2782 23.888.2 32.8504 10.194.8 6.4109 865.85 10.2266 13.752.9 4.075.9 5.197.5 8624.7 8.1600 3.624.8 4.801.1 3.8481 4.017.9 8.099.5 3.462.9 4.413.8 8.448.8 3.422.9 6.05 161.8 887.9 3281 4371 735.7 407.8 757.2 254.6 2.972 557.4 14.8 5.97 74.6 18.89 17.84 21 1.5 78 4.89 77.5 0.4 0.8 0.7 0.5 0.6 1.7 0.7 71 1.4803 1.6501 252.95 27.672 36767 1.011.2 1.0679 1.515.9 1.7247 2414.6 4630 5.822 1.0136 1.875 47.0 863.5 1.732.6 2.2661 501 2.831 43.54 671.4 1.041.7 137.8 187.9 428.1 2.2508 30110 4.478.8 6.006 8.602.3 541.5 970.4 1.180.2 835.2 1.3071 1.709.3 <t< td=""><td>14.27 0.7 11.6084 17.27 82 23.88 82 32.85 0.4 10.19 4.8 6.41 0.9 8.65 8.5 10.22 6.6 13.75 2.9 4.07 6.9 6.19 7.5 862 4.7 13.61 1.5 81 600 3.62 4.8 4.80 1.1 3.84 9.1 4.01 7.9 80.99 5. 3.46 2.9 4.41 3.8 3.44 2.9 6.05 1.61 8.8 38 7.9 4.05 3.8 32 21 4.37 1.7 36 7.4 4.07 8.7 7.5 0.4 0.8 0.7 0.5 0.65 1.7 0.7 7.1 4.34 4.48 0.3 1.65 0.1 2.52 0.5 2.76 7.2 3.67 6.7 1.01 1.2 1.06 7.9 1.51 5.9 1.72 4.7 2.41 4.6 4690 5.822 1.01 3.6 1.04 2.6 1.87 5.7 47 10 8.63 5.1 7.3 2.6 2.26 6.1 5.01 2.83 1.48 4.6 67 1.4 1.04 1.7 13.73 1.87 9.42 2.1 1.06 1.1 2.25 0.8 3.01 1.0 4.47 8.8 6.00 6.6 3.60 2.3 54 1.6 97 0.4 1.18 0.2 3.85 2.1,30 7.1 1.70 3.3 2.04 0.5 3.29 8.1 5.17 1.5 1.47 0.3 1.72 6.3 2.68 7.5 6.64 8.6 2.95 5.4</td></t<>	14.27 0.7 11.6084 17.27 82 23.88 82 32.85 0.4 10.19 4.8 6.41 0.9 8.65 8.5 10.22 6.6 13.75 2.9 4.07 6.9 6.19 7.5 862 4.7 13.61 1.5 81 600 3.62 4.8 4.80 1.1 3.84 9.1 4.01 7.9 80.99 5. 3.46 2.9 4.41 3.8 3.44 2.9 6.05 1.61 8.8 38 7.9 4.05 3.8 32 21 4.37 1.7 36 7.4 4.07 8.7 7.5 0.4 0.8 0.7 0.5 0.65 1.7 0.7 7.1 4.34 4.48 0.3 1.65 0.1 2.52 0.5 2.76 7.2 3.67 6.7 1.01 1.2 1.06 7.9 1.51 5.9 1.72 4.7 2.41 4.6 4690 5.822 1.01 3.6 1.04 2.6 1.87 5.7 47 10 8.63 5.1 7.3 2.6 2.26 6.1 5.01 2.83 1.48 4.6 67 1.4 1.04 1.7 13.73 1.87 9.42 2.1 1.06 1.1 2.25 0.8 3.01 1.0 4.47 8.8 6.00 6.6 3.60 2.3 54 1.6 97 0.4 1.18 0.2 3.85 2.1,30 7.1 1.70 3.3 2.04 0.5 3.29 8.1 5.17 1.5 1.47 0.3 1.72 6.3 2.68 7.5 6.64 8.6 2.95 5.4

- 備考 l 1965~67年分は、Emprestimos em contas correntes と Titulos descontados を項目毎に合計したものである。
 - 2 1968~69年分は、それ以前と分類が異つているので、次のように調整した。
 - (1) 商業には、農産物、動物を原料とする生産物及び工業生産物の商取引貸出を含めた。
 - (2) 政府は、連邦、州及び郡の合計とし、1967年までのEntidades Publicas に対応させた。
 - (3) 生産協同組合及びモラトリアムの項目は1968年に設けられ、遂に通貨価値修正付貸出の項目が削られたが、共にそのまゝ掲げてある。

	預金銀行の中銀決談第5号(農村融資分だけ強制預	:	•	
,***.;	金解除)に基く融資	4-11-1	3 5 2	
* 54	中銀の基金による再割引又は再融資			
	銀行操作部(GEBAN)の再割引	F 5 1	6 5 6	
	農工信用調整部(GECRI)の再融資	** <u>*</u> *	5 6 6	
	その他	I,	2 6 5	
	合 計	7,	4 3 1	
	中銀の年報によれば、1969年末の伯銀融資について	て次の	数字が	
	掲げられる。			
	単位.	百万ク	ルゼイロ	
	農 業 畜産業 工 業 協同組合 そ	の他	計	
	CREAI 2502 951 800 125	•	4,378	
	CREGE			
	生産 59 97 187		3 4 3	• •
	販売 673 121 2,838 6	6 4	4,139	
	> or In J. Build for the file or a 18 // or the test of the			
	このほか最低価格保証政策による操作の残高として、次の	ひ 数字	がある	
	か、上記数字との関係は明確でない。	か数学	がある	
		٠	である 78.3	٠.
	が、上記数字との関係は明確でない。	1		
	が、上記数字との関係は明確でない。 CREAI	1	7 8.3	· .
	が、上記数字との関係は明確でない。 CREAI 農業生産物金融	1	7 8.3 8 8.6	
	が、上記数字との関係は明確でない。 CREAI 農業生産物金融 農業生産物買上	1	7 8.3 3 a 6 1 8	
	が、上記数字との関係は明確でない。 CREAI 農業生産物金融 農業生産物買上 袋・家畜飼料(トウモロコシ等)金融	1 1 2	7 8.3 8 8 6 1 8 4 2 9	
	が、上記数字との関係は明確でない。 CREAI 農業生産物金融 農業生産物買上 袋・家畜飼料(トウモロコシ等)金融 CREGE	1 1 2	7 8.3 8 8 6 1 8 4 2 9 8 8.1	
	が、上記数字との関係は明確でない。 CREAI 農業生産物金融 農業生産物買上 袋・家畜飼料(トウモロコシ等)金融 CREGE 農村約束手形割引	1 1 2 2 1	7 8.3 8 8 6 1 8 4 2 9 8 8.1 8 8 0	

REAI)の農業及び牧畜業に対する貸出は、第12表の通り使途別に分類されている。農業の場合に単年度の経費の割合が多いのは当然として、投資の中農地改良への融資が伸びている反面、機械化融資には目ざましい動きがない。牧畜業については、投資面への融資が大半を占めるが、牧野改良、機械化共に停滞気味である。

5 8 3 3

単位 NCr\$1,000,000

11-1											甲位 NCr\$1,000,000					
		農		業		·	牧	畜	業		合		計			
	1965	1966	1967	1968	1969	1965	1966	1967	1968	1969	1965	1966	1967	1968	1969	
経 営 費	3721	5298	(8606) 8183	(1,1949) 1,1770	(46269)	112	397	(607) 567	(987) 899	(1333)	3833	5695	(9213)	(1,2886)	(1,7601)	
収獲までの経費	3679	5178	(8511) 8001	(1,1865) 1,1564	(1,5982)	_					3679	5173			(1,5924)	
天然植物生産物採取	2.5	2.5	62	8.6	· <u></u>	-					25	25	6.2	3.6		
貯蔵と商品化	1.7	5.8	7.7	7.8	-	-		- .	-		1.7	5.8	7.7	7.8		
牧場維持経費	-		_		-	8.9	3 4.0	(551) 51.8	(821) 838	(1200)	8.9	3 4.0	(551) 518	(821)	(1200)	
動物の取得	.—	_	-		-	2.3	5.7	4.9	61	-	2.8	5.7	4.9	6.1		
その他	_	4.2	(2.5) 4.4	(84) 93	L	_		(<u>56</u>)	(116)	(132)	-	4.2	(8.1)	(200)	(469	
商 品 化	<u>.</u>	_	(1744)	(241.4)	(3158)	-		(298)	(377)	(589)	-	_	(2042)	(2791)	(3697	
最低価格保証	3 4.1	8 4.8	1631	. 2204	-	_		_	_	-	8 4.1	84.8	1631	2204		
设 資 B	1031	1963	(2584) 2520	((3880) 3880)	7	535	1463	(1952) 1878	(3276)	(4419)	1563	3426	(4538) 4398	(7157) 7093	9024	
農場開発(永年作物植付)	4.3	5.8	5.9	9.7	(197)	-	_	_			4.3	5.8	5.9	97	(197)	
環境改善 C	254	450	(792) 693	(1285) 1150	(1402)	258	8 4.6	(91.3) 38.6	(1507) 1484	(184.2)	512	1296	(1705) 1579	(2792)	(7	
動物の取得	_	_	-	_		1 3 3	227	(629) 573	(1168) 1157	(1879)	133	2 2.7	(629) 578		(18.9	
機械器具是改革網(役畜)の取得[)		(1656)	(2434)	(298.1)	_	_	(403)	(58.1)	(678)	-	-	(2059)		(3659)	
機械器具及び役畜の取得E	619	1235	1551	2200	* <u>-</u>	108	2 9,8	342	490		7 2.7	1528	1893	278.0	<u> </u>	
車部定数具(附属物か合む)の取得」	7 71	176	161	235	_	8.8	8.9	6.4	11.2	_	103	265	22.6	3 4.7	_	
その他	44	4.4	(78) 5.6	(64) 58	(2.6)	0.8	0.8	(Q'/) 1.3	(21)	(20)	4.7	5.2	(8.5) 6.9	(8.5) 7.8	(4.6)	
コーヒー栽培合理化実行グループ	_	575	341	_	-	_	_		_			575	341	_	_	
合 計 A	5098	8 6 8.4	(1,2935) 1,2575		(24032)	647	1860	$\begin{pmatrix} 2857 \\ 2445 \end{pmatrix}$	(4591) 4162	(5291)	574.0	1,054.4	(1,5792) 1,5121	(2,2835) 2,1966	(30323)	
F/A %	202	226	(200)	+ ————————————————————————————————————	((192)	827	7 8,7	(688) 769	(71.7) 78,4	(702)	273	8 2.5	(28.7) 291		∔	
C/A %	5.0	5.2	(61) 55	(70) 65		399	455	(320) 362	(330) 857	(293)	8.9	1 2.3	(108) 104	(122) 120	(107)	
D/A又はE+F/A %	185	162	(128) 135	(138) 142	(124)	227	254	(141) 166	(127) 14.5	(108)	1 4.5	170	(180) 140	(132) 142	(121	

註 1969年から分類が変つたので、その分を()で示した。

(1) 融資の目的

-アー移住者援護の意義 / 1990 - 1

移住の決定は、移住希望者自身が幸福追求の場を求めて、その判断 - と決意によつて行なわれるべきものであることからすれば、移住は元 - | 来個人の問題である。しかし開発能力を具えた移住者がその能力を移っ 生 住先国において十分に発揮し、その結果移住先国への開発協力となり、 ひいては世界の福祉に対する貢献となることは、我国の国際協力の実 効の一部となるものであり、このような実績を移住者に挙げさせるこ とは我国として望ましいことである。従つて政府は、経済協力、技術 協力政策と並列、協調の関係において、移住政策を対外援助政策の一 部として繰り上げ、移住者に対する援護施策を実施してきている。 移住の実行は、本来移住者自身の 竇任において行なわれるものである。 が、基本条件を異にした他国への生活本拠の移転であるから、特に移 住初期において移住者個人の能力を超える基本条件の整備、障害の除 去を必要とする場合が少くない。このような問題については、原則的 には移住先国がその国内施策として第一義的に対処すべきものである。 『移住者は移住先国の住民として受け入れられ、そこで経済活動を営む ものだからである。しかし移住先国の施策が十分でない場合に、日本 - 政府が補完的に援助を与えて、移住者の経済活動を円滑にするための 基礎条件整備に助力することは、国際協力の精神にも合致するもので **5**.30

このような意味において、政府の移住政策の実施機関としての当事業 団に対し、海外においても移住者の事業、職業その他生活一般につい ての相談や指導、移住者の定着に必要な福祉施設の整備その他の援助 移住者が入植するための土地の取得、造成、管理、分譲ならびに取得 のあつせん、移住者及びその団体に必要な事業資金の貸付及び借入の 保証等の業務が認められているわけである。

ところで移住先国に対する日本の経済協力、技術協力が同時に移住者 の活躍すべき分野を拡大し、基盤を強化し、移住者の発展を促進する 効果を生ずること、また広く移住先国における在留邦人を含めた日系 人社会の発展が、後続移住希望者を誘引するものであることは忘れら れてはならない。この意味から今後の移住事業が単なる移住者援助の 視野からのみでなく、移住先国の地域開発に対する経済協力や技術協 力施策との有機的組合せにおいて実施されることは極めて重要であり、 またその対象を新規移住者に限定せず、広く日本人の海外発展に対す る援助施策としての見地から考慮することも必要と考えられる。

イ 事業団融資の性格

上述の通り現在の事業団の融資は、広義においては移住者援助施策の一部である。移住者が移住先国に永住して事業を行い生活を営むものである以上、現地における条件に適応することが必要であり、事業に必要を資金も現地で調達するのが本則である。しかし移住の初期においては事業の基盤も十分に固まつておらず、現地の金融機関から信用を得ることは、実際問題として困難が多い。現地事情に熟達していない初期段階における事業活動には、危険の度合も大きい。これらの活動を育成する為、事業団の融資が、安定段階に達していない移住者を中心に、現地金融機関のそれよりも若干有利な条件の下に実施されている。

しかし他面、事業団の融資は、融資であつて補助ではない。返済の可能性のある事業に対するものであり、その能力のない者には融資は不可能である。本質的に融資ベースに乗らない事業資金や単なる生活費の為の信用供与は、当然対象とすることはできないし、貸出である以上、契約条件に従つた賃還を求めるものである。

融資条件が現地金融機関よりも有利であるからといつで、移住者が永久に事業団融資に依存しなければ経営が成立たないということがないように注意しなければならない。事業団融資は移住者の事業が早期に現地金融のベースに乗つて運営されることを期待しての補完的、呼び水的なものである。事業団融資を必要としない卒業生を作り出すことが、事業団融資の目的なのである。

海外移住事業団業務方法書(昭和39年11月18日制定)第35条
に「事業団は、移住者の定意、発展を容易にし、海外移住の振興に寄
与すると認められる場合であつて、貸付に係る資金の償還又は保証に
係る債務の履行が確実であると認められるときは、資金の貸付を行な
い、又は資金の借入れに係る債務について保証することができる」と
あるのは、この意味である。

ゥ 事業団融資の対象

海外移住事業団法(昭和38年法律第124号)第21条によれば、 事業団の融資業務は次の通りである。

- (1) 移住者及びその団体で海外において農業、漁業、工業その他の事業を行なうものに対してその事業に必要な資金を貸し付け、及びその事業に必要な資金の借入れに係る債務について保証すること(同条第1項第8号)。
- (III) 海外において農業、漁業、工業その他の事業を行なう者(移住者及びその団体を除く。)に対して、その者が移住者をその事業に受け入れることが確実であり、かつ、その受入れが海外移住の振興に寄与すると認められる場合に、その受入れに関してその事業に必要な資金を貸し付けること(同条第1項第9号)。

即ち移住者(及びその団体)に対する融資と保証とが主体とされ、これに附随して移住者受入れを促進するため、移住者以外の者の事業にも融資(保証はない)ができることとなつている。なお移住者以外の

者の事業に対する融資については、旧日本海外移住振興株式会社時代 よりも範囲が限定され「移住者の受入れに関して必要な資金」と規定 されたので、事業団発足後この種の融資の実例はない。

移住者の事業の種類については、事業団法にも業務方法書にも特に制限はないが、貸付基準が定められている農業以外には、技術移住者の独立援助施策として僅かに小工業融資が行なわれているのみである。 又債務保証については漸く検討、試験実施の段階に入ろうとしている。 従来は移住者の大部分が農業経営を目指していたため、事業団の体制 もこれに応じて農業融資と営農指導に限定されていた。今後の移住の 姿、日系人社会の立体的発展方向を考慮すると、融資対象事業の範囲 についても再検討を必要とするかも知れない。しかしその場合には、 所要原資の手当、融資の審査及び債権管理体制、更には現地法上の金 融機関としての法的地位(特にブラジルにおいて)、移住協定との関係等、多くの問題を解決しなければならない。

(2) 融資業務を担当する伯国法人の法的性格

ア 信用金融投資有限責任持分会社

旧日本海外移住振興株式会社がブラジルにおいて業務を開始しようとしたとき、外国会社の支店設置が大統領の特別許可事項であり、手続が煩雑かつ長期間を要するのみでなく、自由裁量行為であるととから、伯国法令に基く現地法人を設立することとした。当初は移植民事業(INIC所管)及び投融資事業を共に行なう一法人としようとしたが、両事業の兼営を認めないブラジル当局側(特にSUMOC)の意向に従い、投融資事業については1956年11月28日イジュウシンコウ信用金融投資有限責任持分会社を資本金1万コントスで設立発足させた。有限責任持分会社としたのは設立手続その他が簡便なためてある。

なお当時ほとんど総ての信用金融投資会社は、商工、鉱分野において活動しており、農業金融に重点を置く有限責任の投融資会社の類例は をかつたので、イジュウシンコウの設立認可は、新法令の制定までを 条件とする仮認可であつた。

イ 信用金融株式会社

1959年11月80日付大蔵省令第809号(信用金融会社及び 投資会社の設立、運営及び管轄業務を決定し、並びにこれらの会社の 監督の制度を設ける省令)が発せられた。これによれば従来の信用・ 金融・投資会社は二分され、信用金融会社は中期及び長期の信用の許 与に係る取引を、又投資会社は証券市場における取引をその目的とす るものとされ、両者共に株式会社であることが要件とされた。そこで、 イジュウシンコウは1960年11月27日信用金融株式会社に改組 され、同時に資本金も同省令の規定に従いる万コントスに増加された。 その後1968年(昭和38年)7月には、旧移住振興株式会社の業 務を吸収して新たに海外移住事業団が発足したので、その現地機構の あり方について種々検討されたが、結局当時の伯国二法人の姿を存続 させることが最も実際的であるとの結論となり、旧移住振興株式会社 の保有したイジュウシンコウの株式は、事業団名義に変更された。 また日伯移住協定の発効(1968年11月22日付政令第52920 号で公布)により、イジュウシンコウは同協定第89条による日本人 植民者への財政的援助供与の実施団体に指定された(1967年1月 9 日付伯国外務省により確認)。

b JEMIS-ASSISTENCIA FINANCEIRA S. A.

プラジル中銀による金融機関の最低資本金引上げ措置は、弱少金融 機関の整理統合方針に基づき漸次実施され、イジュウシンコウの資本 金も、ポルト・アレグレ支店開設後の1966年11月24日には 109万クルゼイロ・ノーポに遊していた。ところが1967年5月 の中銀決議第56号により、レシーフェ支店を開設するためには、本支 支店合せて536万クルゼイロ・ノーポへの融資を必要とすることと なつた。

そとでイジュウシンコウとしては、日伯移住協定に基ずく日本人植民者に対する財政的援助の実施機関として指定されていること、原資も全部日本側に依存し、公衆の資金を集めるものでないこと等を強調説明し、他の信用金融会社に類例のない特殊の性格を持つことを解明した結果、レシーフエ支店開設に伴う増資義務の免除を得たが、更に一般の信用金融会社とは別格の取扱を受けるため、定款を変更し、名称も事業目的に対応してJEMIS-ASSISTENCIA FINANCE-IRA S.A.と改め、1969年10月1日より、信用金融会社の分類には属しない金融機関として発足した。

改正定款の第2条では、次のように事業目的を規定している。

「1968年10月29日発効の移住および植民に関する日本国とブラジル合衆国との間の協定の趣旨に基ずきブラジル合衆国の経済開発に補足的に協力し、及び日本人移住者への財政的援助について両国政府の認定団体である特殊性格に基ずく業務を遂行するため、会社は次の如き目的を持つものとする。

- (7) 移住者及びその団体で農牧業、工業、漁業その他の経済活動を営む者に対し、その事業に必要な資金を貸し付け、及びその事業に必要な資金を貸し付け、及びその事業に必要な資金の借入れにかかわる債務について保証すること。
- (イ) 日本人移住者及びその団体のほか、ブラジル人に対し、自然人と 法人の区別なく、日伯間の移住振興に貢献する活動に従事している ことを条件として、必要な資金を貸し付けること。」

この(1)項は、中銀側の意向で付加されたものであるが、民営金融機関として日本人(外国人)に限つて融資を行なうものを認めるには問題があることを示したものといえよう。

また運営の為の原資については、定款第8条で「会社は記名株式の所持人たる株主よりの借入金及び寄付金を受け込れ、公衆からは如何なる種類の資金も受け入れるととはできない。但し必要に応じ割引又は再融資を他の営業を許可された金融機関から受けることができる」とし、ここでも信用金融会社とは全く異つた性格であることを明らかにしている。

(3) 農業融資の内容

事業団業務方法事及び農業貸付基準(昭和41年4月18日制定)により、次のように定められている。

ア 貸付の相手方

次のような移住者及びその団体を相手方とする。

- (1) 自営農(経済的に独立して農業を営むもの。借地農、分益農を含む。)であつて、末た安定した農業経営の段階に達していないもの、または自営農として独立しようとするもの。
- (II) 主として前号に定める移住者により構成された法定の農業協同組合、その連合会、またはその他の農業団体。

「移住者」を戦前戦後に区別する規定はないが、原資の点から資金 量に制約があること、また部内の営農指導及び融資業務執行体制か ら、一般的に安定度の低い戦後移住者が優先的に対象とされざるを 得なくなつている。

「少定した農業経営の段階に達し」たかどりかを一定の基準により 判定することは、実際問題として種々の困難を伴う。集団移住地に おける当初の目標であつた営農規模そのものについても、近年日本 における農家所得の増大と、現地農業の将来あるべき姿の探求とか ら、一段のレベルアップが要望されている。

移住者の団体は法定農協には限られないが、その構成員が主として

末だ安定の段階に達していないことが条件となるので、コチア、南 伯、中央会或はトメアス産組等の有力な農協は、事業団融資の対象 としては先ず考えられない。

イ 貸付金の種類

(ア) 個人貸付

次の通り設備資金及び長期運転資金(長期資金)と短期運転資金 (短期資金)とに分れる。

- (1) 設備資金及び長期運転資金
 - 1) 自営農として独立するために必要な土地の購入資金
 - ||) 営農拡張に必要を土地の購入資金
 - 11) 土地の造成及び開墾に必要な資金
 - iv) 灌溉·排水施設資金
- V) 道路造成資金
 - Vi)永年作物の植付及び管理資金
 - Wi)家畜の購入及び飼育資金
 - VIII) 農業用機械·機具購入資金
 - iX)農産加工施設資金
- ×) 交通運搬機具購入資金
- xi)家屋、農舎、畜舎、車庫、修理場等の建設資金
- . XII)その他営農に必要な設備資金
- (11) 短期運転資金
- 1) 短期作物の植付・管理資金
- ||) 作物の収獲資金
 - ||) 生産物販売用資材の購入資金
- iV) 農業用機械具及び交通運搬機具の補修資金
 - V) その他営農に必要な短期運転資金

これらの対象費目は、プラジル機村信用の対象と概ね一致している

が、事業団の農業融資基準には植林(本格的な)は予定していない こと、また融資限度の関係でトラクター、コンバイン、農薬散布用 飛行機等は、実際上個人融資の対象となり得ないこと、逆に農村信 用便覧(中銀)は土地購入に関して種々の条件を附していることが 注目される。

(4) 団体貸付 (4)

- (1) 設備及び長期迎転資金
 - 1) 法定の農協又はその連合会の場合 定款に定められている事業に必要な長期資金がすべて含まれる。
 - 11) その他の農業団体の場合

次のような事業に必要な長期資金として列挙されているが、 通常の事業資金はカバーされていると見られる。

- ア. 農業牧畜業等の直営事業
- イ. 出資者の生産物の精製・加工事業
- ウ, 出資者の生産物の運送、保管、販売事業
- エ・出資者が必要とする諸資材、機械機具及び日用品、食糧品等の生活物資購買事業
- オ・出資者の事業または生活に必要な共同利用施設の設置運営 事業
- (1) 短期選転資金

上に掲げた事業に必要な短期運転資金

ウ 貸付金額の決定と交付

貸付金額の決定は、貸付の相手方の事業計画、資金計画、自己資金 調達能力等から必要と認められる金額の範囲内で行なわれる。貸付金 が有効に使用される(積極的効果が期待される)面から、貸付の相手 方の既往債務の肩替りを目的とする貸出は、原則として認められない。 次に述べる貸付金の限度額を超えることができないのは勿論である。 貸付資金の交付については、担保その他の契約条件の完成を待つて行 なわれるのが本筋であるが、適時性を失うおそれのある場合には、条 件完成の確実な見通しがあれば交付してよいことになつている。資金 使途を確実にチェックするために農村信用において金融機関から直接 に資材等の購入相手方に支払う仕組みが考慮されていることは大いに 参考になる。

エ 貸付金の限度額

貸付金の限度額は二つの面から規定されている。即ち貸付金残高の 限度と自己資金調達割合とである。

(ア) 貸付金残高の限度

(1) 個人貸付

貸付金残高が一貸付先につき、長期資金全体で150万円相当額、短期運転資金で30万円相当額をそれぞれ超えてはならないことになつている。貸付金残高であるから未償還の借入金があれば、それだけ新規借入の余地は減少せざるを得ない。この例外は災害融資の場合だけである。また長期資金と短期資金とは別計算であるから、相互間の融通はでない。従つて一人180万円まで借入可能という表現は、人を誤るおそれがある。

(11) 団体貸付

長期資金の場合は50万円相当額に、短期資金の場合は30万円相当額に、それぞれ出資者の数(連合会の場合は傘下の組合の出資者数の合計)を乗じた全額が貸出残高の限度であるが、一貸付先に対し5000万円相当額を超えてはならないという制限がある。

これらの残高限度額については、農業の近代化、大型化への傾向、 あるいは不振農家の再建対策上、また市場確保対策や加工事業経営 等農業団体を通じての大口の事業資金需要発生の面から、現地においては一層の引上げが要望されるようになつてきている。

(1) 自已資金調達割合

借入希望者は原則として所要資金総額の20%を自己資金で賄わなければならない。自己資金の少い者に対する融資がこのために少額に止まり、適正規模の営農が実行できなくなるとの批判もあるが、現実の農業収益性を考慮すれば、借入金を主体としての営農が不安定の主因となることも十分借入希望者に理解される必要があろう。プラジルの金融機関が行う農村信用の場合も、一般にもつと高率の自己資金調達が求められている。(ジープ、中型トラック等の購入の場合は車輛価格の50%が貸出限度とされている。)

オ 利息、延滞損害金等

事業団全体としては、貸付金額は現地通貨表示とするが、トルスライド条項を付けることになつている。しかしブラジルでは国内での契約についてのドルスライド条項は1967年大統領令法第816号によつて禁止されているので、クルゼイロ貨の価値下落の危険は事業団(JEMIS)が負担する形となる。このため利息はブラジル以外の地域では年5%であるが、ブラジルでは高利取締令(1988年政令第22626号)で認められた最高の12%となつている。これは農村信用の利息に比べても低利であるが、移住者に対する広義の援護施策の意味が含まれている。延滞損害金もブラジル以外の地域では延滞額に対し年146%であるが、ブラジルにおいては元本の場合は延滞額に対し年18%(経過利息12%を含む)、利息の場合は残元本額に対し年18%となつている。なおブラジル民間金融機関では延滞の場合には農村信用の性格を失わせ、一般の貸付とし、利息を元加することが多い。

その他調査料、監督手数料等の徴収も事業団融資の場合には従来実施

していないので、借入人の実質負担は、一般金融と比較すれば勿論、 正規の農村信用よりも更に有利(近代的生産用資産購入資金融資の場合を除き)となつている。

カ期限

(7) 長期資金

8年の期限で、4年以内の据置期間を設けることが認められる。 据置期間中も利払の必要がある。牧畜関係等特に長期を必要とする ものについては9年まで延長できるが、その適用は個別に決定され ることになつている。

(イ) 短期運転資金

1年6カ月以内とされている。

プラジル農村信用の場合は、資金使途別により詳細に区分されており、 事業団融資の実際に当つて参考となるものである。但し農畜産業の技 術近代化計画資金及び農地分譲と再植林融資の期限は最長12年で、 現行農業融資基準の限界を超えている。

キ 担保及び保証

物的担保と人的保証(保証人、1人でもよい)の双方を求める原則 であるが、相当の事由があるときには、どちらか一方のみとすること が認められる。

物的担保の範囲は、融資により取得する物件を含むこと等、農村信用の場合と同様である。従来質権、抵当権の登記手続の進め方が十分でなかつた例があるが、農村信用証券の利用に伴い改善されてきている。保証人は個別又は法人の連帯保証である。ブラジル側の金融機関から融資を受ける場合を含めて移住者の中には連帯保証の意味と責任を十分理解していなかつたため、不測の損害を蒙つた事例もあるので、保証人の自覚が要望される。

ク 契約方式

農業貸付基準では、金銭消費貸借契約による証書貸付の方法を採つ ているが、ブラジルにおける農村信用は原則として農村信用証券を利 用することとなつており、事業団貸付についても様式の定型化、登記 手続の簡便等の点から、1969年から農村信用証券が活用されてき ている。

ケ 災害融資

豪雨、降稲、降ひよう、供水、低温、旱魃ならびに病虫害等に基づく天災または動乱、暴動等の事変により、直接営農上重大な被害を受けた移住者の営農復旧のため、資金の貸付が緊急不可欠と認められる場合には、貸付残高の制限及び自已資金調達の割合の規定に拘らず、一貸付先につき30万円相当額を限度として、次の資金を貸付けることができる。償還期限その他の条件は、通常の融資の場合と同様である。

- (1) 耕地の整地ならびに灌漑、排水施設等の補修資金
- (II) 種苗、農薬、肥料等の購入、その他作物の再植付、管理に必要な 資金
- (前) 家畜、飼料の購入に必要な資金
- (V) 家屋、農舎、畜舎ならびに農業用機械の補修資金
- (V) その他営農復旧に必要な資金

この種の緊急貸出は、便乗的貸付申込を避ける意味もあつて、監督官庁(日本側)の事前了解をとりつける必要があるとされ、手続的に煩雑である問題の外に、緊急時のため移住者の営農、資金計画が十分でないことが多いこともあり、償還意識の稀薄化、既往融資返済への悪影響等、検討を要する問題を含んでいる。

(4) 融資実績

アー融資の内容

事業団(旧移住振興会社時代を含め)のブラジル関係融資には二つ の部分がある。その一は現地法人であるイジュウシンコウ(現在はジュミス金融会社)を通ずる現地融資で、現地通貨建貸付であり、その 二は本部(本社)から直接行なわれた円建貸付である。

(7) 現地融資

イジュウシンコウが1957年に融資業務を開始して以来の実績は第13表の通りである。当初は農業企業(タバナン産組、東山農 牧、コンセイソン産組及び和歌山不動産の4件)への長期融資があ つたが、1960年以降は新規のものはない。

1959年度以降、一般農業移住者に対する貸付の比率が急激に増加した。との一般融資を長期短期別に見ると、1961年度以降長期融資が新規貸付金額でも過半を占め、従つて残高における長期と短期の比率は、1969年度末には859対141となつている。統計分類が途中で変更されたため、一貫した比較ができないが(第14表、第15表)、団体貸付の比重が案外少いことがわかる。とれはコチア産組等の既成の大産組が対象にされないこともあるが、小規模の移住者団体の場合に、団体員の生産額や資産、経営能力等の点から見て、多額の資金を必要とする事業を営むまでの基盤が出来ていないことを示するのといえよう。

個人貸付においては、永年作の導入、近代化のための機械車輛の購入のほか、独立用の土地購入にも可成りの融資が行なわれ、営農基盤の造成に役立つているものといえる。

なお、1962、68両年度にわたり、ドミニカよりの転住者のための若干の貸付が行をわれた。

(1) 本部直接貸付

これには渡航前融資とドミニカからの転住者への貸付とがある (第18表参照)。

事業団農業貸付プラジル関係分総括表

<u></u>				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u> </u>			<u> </u>							5	第13表
 	<u></u>		現	地貨作	† (伯	国法	人。分。) (1)				本	部取		分 (単 1	位 円)
年 度	企	業	·.		般 移	住	者		合	計	渡航前	融資	転 住 者	貸付	合	計
	長	期	長	期	短	期	計	•								
	新 規	残 髙	新 規	残 高	新規	残 高	新 規	残 髙	新 規	残 高	新 規	残高	新 規	残 髙	新 規	残 高
1957	27,500,000	27,500,000	(1000) 630000	(1000) 630000			680,000	630,000	28180000	28130000	-		······································	_		
1958	300,000	2771 5000	(979) 2380६000	(980) 24285,000	500,000	500,000	24305000	21785,000	246 05000	52500000	47 13135	4,713,135			4713135	4713135
1959	3500,000	25576450	(580) 12413000	(922) 32290465	9,00,000	9,000,000	21413000	41200465	24913000	66866915	10877,000	15590135		_	10877,000	15590135
1960	_	20000,000	(382) 18489,000	(578) 41,551,000	80,373,000	30,373000	48862000	71,924,000	48862000	91,924000	20737000	35,9581,35	_	_	20737.000	85,958.135
1961	-	14500000	(633) 69814000	(705) 95,905,884	40,510,000	40,510,000	110324000	136.115.884	110324000	150615884	7,978000	43624797	-	-	7,978000	43624797
1962		3500000	(778.) 143354647	(824) 218808617	40,932,000	46672000	184286647	265480617	184286647	268980617	27400000	70702797	5532672	5532672	32,932,672	76235,469
1963		2400000	(633) 214686000	(784) 874822411	124496000	135913750	339182000	510,736.161	889182000	513186161	15350,000	86052797		5532672	15,35,0000	91585469
1964	_	-	(581) 345851230	(667) 598308382	263440000	298655381	609291230	896963763	609201.230	896963763	11500000	97,453525	_	6532672	11.500000	102986197
1965		· –	(625) 516112000	(654) 896157509	309590000	474621723	825702000	1370779232	825702000	1,370779232	1,000,000	94140365	_	5532672	1,000000	99673037
1966		_	(744) 75948000	(71.9) L386377,14	26181000	54248907	102129000	1.92886621	102129000	1,92886621		93615131	② 4128	5,536800	4128	99151931
1967			(744) 1221,981.72	(754) 203506299	42068207	66573263	1.64266379	27 014956 2	164266879	270149562	②930000	93812926	② 5350533	10887,333	6280533	104200259
1968	-	_	(720) 138177525	(768) 279536999	53694062	84670381	1,91872487	364207380	191872487	364207380	2 3066 02	93267,468	② 53146	10887,333	359748	104754801
1969	-		(850) 2450,41461	(85.9) 456212462	559050.00	747460.06	288273890	530 95 91 58	288273890	5309591.58	2640598	91839506	② 289 <u>999</u> 9	10217,520	930597	102057,026

備 考 ① 単位は、1965年度までは、クルゼイロ(Cr\$)、1966年度以降はクルゼイロ・ノーボ(NCr\$)

② 他国よりプラジルへの転住者に対する融資残高を振替えたもの

現地貸付長期資金目的別內設

1 9 5 7

新規

残髙

新規

残髙

新規

残高

630,000

630,000

880,000

630,000.

コロノ独立

開拓融資

共同利用

土地購入

長期営農

ドミニカ転住者

個人貸付計

団体設備

1 9 5 8

9405000

9405000

14,400,000

14400000

23805000

23805,000

480,000

23,805,000

24,285,000

320,000

18489,000

41,551,000

12413000

32,290,465

単位 クルゼイロ(Cr\$) 第14表 1 9 5 9 1960 分類替後残高 1 9 6 1 1 9 6 2 1 9 6 3 1 9 6 4 1 9 6 5 7250,000 8230000 16570,000 17945,000 14,715,000 9072000 3,960,193 50,000 5,163,000 15,259,000 15,400,465 23606000 13183000 7150,000 3573846 1,316,181 8639.000 5,110,000 11,799,000 7637750 .3589500 15,235,000 31,392,767 86006000 81,030,000 3230,000 18081422 48294,443 77955,000 131,193404 164,896,283 40,740,000 89,587,473 151,310,000 328182000 5313000 44,603,462 129297978 246,576,326 422,104,098 612,521,738 2,722,407 600,000 2,7 2 2,4 0 7 3,239,404 2,939,404 2255678 12,413,000 18489000 64,614,000 123702647 187916000 409,212,000 31,970,465 41,551,000 41,551,000 90,705,884 195486617 332,726,411 556236906 779,673,699 5,200,000 19,652,000 26,770,000 106900000

5,200,000

69814,000

95,905,884

23322,000

143354647

218808617

42,096,000

21 4,686,000

374,822,411

42,071,476

601,791,230

116483810

516112000

41,551,000

	·				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				単位 クルゼイロ・ノーボ(NCr*)				
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 9 6 7		1 9 6 8		1	1 9 6 9		一件当b平均額				%	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	1967	1968	1 9 6 9	1 9 6 7	1 9 6 8	1 9 6 9	
団 体 貸 付	10	165,000	9	200,465	1 2	314,200	16500	22,274	26,188	1 22 0	1047	10.85	
長期資金	8	130,000	5	107815	8	231,200	16,250	21,563	28900	961	563	798	
施 設	-	· —	8	62,815	_	_	-	20,988	-	•			
車輛機械	4	35,000	1	15,000	6	151,200	8750	15,000	25,200				
運 転 資 金	8	45000	1	80,000	1	40,000	15,000	30,000	40,000				
その他	1	50,000	_		1	40,000	50,000	-	40,000				
短期 資金	2	35,000	4	92650	4	88,000	17500	23,163	20,750	2.58	4.84	287	
購買	1	5,000	2	70,000	1	20,000	5,000	3 5,000	20,000		7.0 7	201	

売 30,000 80,000 30,000 30,000 Ø 2 22,650 2 83,000 11,325 16,500 829 1,187,820 762 1,713,391 815 2,582,200 1,438 2,249 3168 8780 10000 8953 10000 8915 10000 480 864,770 481 1,318,046 607 2106950 1,802 2,740 6392 3,471 7280 6887 7698 7274 8160 61 193400 51 224,900. 56 869500 3170 4,410 6,598 1628 1818 1 4.3 1 土地造成 24 49850 23 101,900 35 126,850 2077 4,430 3,624 4.20 4.91 595 永年作物 169 220,000 215 454,660 243 619750 1,302 2,068 2550 18.522654 2400 畜 18 35,300 46 106,250 41 136800 8,837 1,961 2,810 2.96 620 530 物 68 144,900 66 219800 65 259650 2,181 3,330 3,995 1 2 20 1288 1006 車輛機械 217720 136 66 181,686 98 406640 1,601. 4,1 4 9 1 8.3 3 1.0.60 1575 2,753 そ Ø 8,600 14 28850 69 187760 900 2,061 2,721 080 1,68 727 短期資金 349 828050 281 395,345 208 926 1,407 2,285 2887 2720 2066 2807 1641 18.40 475,250 運転資金 849 323050 268 366,790 2141 2720 188 425,100 926 1,895 2,828 1646 その他 18 28555 167 25 50,150 1,586 2,006 194 1,852,820 771 889 3,502 10000 10000 1,913,856 827 2896400 2,488 10000 1.612 -75~76渡航前融資は、主として現地で入手困難な日本式機機具を購入携行する便宜を考慮して始められたもので、1戸50万円を限度として日本出発前に円建で貸付けたものである。しかし日本式農機具が現地で容易に入手できるようになり、その反面ブラジルにおける為替管理、外資法等の制約から返済金の対日送金が困難となり、又一般的に現地での営農計画を本人が具体的に樹てるに至らない以前の融資であるため、貸付の効率や返済計画上も問題が多く(携行資金不足の補充に利用されたこともある。)農業貸付基準(1966年5月から実施)制定と共に廃止され、現地貸付の長期資金の限度に統合された。ブラジルへの移住者に対する新規貸付の累計は217件98百万円であり、ブラジルへの転住者分を含った1969年度末の残高は92百万円である。大部分が期限到本格で、回収成績は非常に悪い。

ドミニカからの転住者に対し転住時に行つた貸付が1962年に 29件、558万円余あるが、これも渡航前融資の場合と同様、 1969年度末では全額延滞、未回収となつている。

イ 融資の規模

(7) 総 額

現地貸付中の農業融資及び本部直接貸付の金額を伯貨換算したものの合計について、プラジル全国銀行等の農牧業貸出と比較(いずれも残高で)してみると第16表の通りである。

全国銀行貸出死高に対しては、事業団融資のウエイトは、現地貸付のみでは 0.1 %弱、本部貸付を含めても0.1 %強という僅かなものである。伯銀を除く銀行貸出に対する比率は2倍以上となり、更に退民間銀行(連邦・州関係銀行を除いたもの)貸付と比較した場合には0.3~0.5%に上ることとなる。これら民間銀行が中銀決議第5号(農村融資分だけ強制預金解除)及び第69号(預金の10%

	·							<u> </u>
					本	部	貸	付
				現地貸付A	円 第	換拿	サート	現地通貨額
						\$ 1 ==	1 円=	
1	9	5	7	Cr\$28130000	-	Cr\$_		_
1	9	5	8	" 52,500,000	4,713,135	. 141	Cr \$ 3916666	Cr\$ 1,845,978
1	9	5	9	" 66,866,915	15,590,135	199	"05527777	[#] 8617802
1	9	6	0	91,924,000	85,918185	251	"06972222	25,070,811
1	9	6	1	"150,615,884	43,624,797	368	" 1.0222222	44,894,237
1	9	6	2	"268980617	76,235,469	640	" 1.7777777	135529723
1	9	6	3	"513136161	91,585,469	1,5 3 0	" 4.25	274,756,407
1	9	6	4	"896963763	102986197	1,850	"51388888	529,234,623
1	9	6	5	1,370,779,232	99,673,087	2200	" 61111111	"609,113,003
1	9	6	6	NC1 \$ 1,92886621	99,151,981	NC r\$	NCr\$ 00075	NCr\$ 74363948
1	9	6	7	2,7 0 1,4 9 5.6 2	104,200,259	3.2	00088888	926,224.51
1	9	6	8	864207380	104,154,801	3975	"00110416	"1,15004259
1	9	6	9	530959158	102,057,026	4.3 8	"00121666	"1,24 1,6 9 a 8 1

備考 1 事業団融資残高は年度末、ブラジルの銀行貸出残高(農業

2 換算レートは、1968年度までは対米ドル売相場によつ

				_												r																							
<u> </u>						1	プラ	3	;;	<u>بر را</u>	ì	围							伯	銀	æ	除						和	į ji	3 1	引金	艮彳	=						7
Ê	ì	Ħ	-		В	اً ا	银行	í÷	負	Ŀ	B(C	.A	4	C_]	3/	ć	銊	行	貧	出	D	A	ъ	В	D	乍	¥	t	Ħ	F	;	. A	E		В	É	;
							C r NC	\$	۵,1	00, 1, (00	0	. 9	6		l	%	, 1	C	; \$: r :	1,0(\$	00,00 1,00	0		6	I	%	1	IC:	r \$	1,0) ()	0	9	 6	1		6	
Cr	\$ 2 8	3,1	3 (λ Ο	0	o																									-								
"	54	1,3	4 (5 , 9	7	8							-																										
//	9 !	5,4	8 4	1,7	1	7																														-			
//1	. 1 (3, 9	94	1,8	1	1																																	
//1	91	5, 2	1.(), 1	2	1										ŀ								 	٠											ļ			
"4	0	1,5	1 (0, 3	4	0			٠																														
"7	8 :	7, 8	9 2	2,5	6	8																																	
1,4	2	6, 1	9 8	3,3	8	6																				{													
# _{1,5}	7	9, 8	9 :	2, 2	23	5	1,	6	6	7, 7	3	8	Q	0	8 2	a	1	19		6	06,	3 3	3	a	226	a	3 26									i			
NC	r \$ 2,6	7 2,	5	0 5	i 6	9	2,	1	2	1, 1	1	3	a	0	9 1	a	1	25		7	70	10	7	a	250	a	347					:				-			
" [6	2,7,	7	2 (1	3	3,	8	9	2, 9	ġ	4	a	0	8 O	a	1	07	1	.4	41	,67	1	a	187	a	2 52												
" 4	, 7	9 2,	1	1 €	8	9	4.	4	9 9), 8	0	3	0	0 '	7 6	a	1	06	2	23 (0 3	6 9	8	a	173	l a	. 2 28		1,	2 5	4,	58	4.	0.2	9	0	0.8	3-8	2
"	6,5	5 1,	2	8 8	3.8	9	5,	9	4	2,7	6	9	0.	0	89	Q	1	10	:	24	8 6	is 0	6	a	214	O	2 63		1,	88	32,	8 (7	0.8	9	8	0. 4	19	2
								-						-			_					~~~		-ė											_		_		—

及び牧畜の合計)は年末現在である。

たっ

までの農村信用実行義務)により農村信用供与を強制されたこと、 ならびにその融資の4割程度が牧畜関係であることを考え合わせる と、事業団融資の独特の地位が浮び上がつてこよう。

(1) 一件当り貸付金額

農村信用の中枢機関である伯銀の貸付許容件数及び金額と事業団 現地貸付の新規貸出件数及び金額とを比較すると次の通りで、ジェ ミスの場合の1件当り金額は、1967年には伯銀のそれの51%、 1969年には65%となつている。事業団融資の過渡的補完的性 格を表すものとも言えようが、総体の資金量からの制約で1件当り、 の金額が少さいとすれば、資金効果上問題である。

		1965	1966	1967	1968	1969
r##	件 数	366,509	388200	411,833	437056	443,508
	金 額 (NCr\$1000)	509,267	868,372	1,267,543	1,780,430	2,408,221
来.		1,890	2,237	8,078	4,074	5,419.
	件数	45,060	66,815	70,088	102831	118148.
	全額 (NCr\$ 1000)	64,690	186,021	244,536	416,211	629,060
畜	1 件当 b (NC r \$)	1,486	2784	3,4 8,9	4,048	5,824
	件 数	411,569	455,015	481,921	539,887	561,656
1 .	金 額 (NCr \$ 1000)	578957	1,054,393	1,5 1 2,07 9	2196641	3032281
FI.	1 件当り (NC r \$)	1,395	2,317	3138	4,069	5,399
P	华 数			839	771	827
3	全 (NCr\$)		Ì	1,852,820	1,913856	2896400
1)件 当 り (NCr\$)			1,612	2,482	3,502
	4	要 (NC r \$ 1,000) 1 (NC r \$ 1,000)	世 数 866,509	世 数 366509 388,200 会	世 数 366509 388,200 411,833 (NCr\$1000) 509,267 868,372 1,267,543 (NCr\$1000) 1件当り (NCr\$) 1,890 2237 3,078 (NCr\$1000) 64,690 186,021 244,536 (NCr\$) 1,486 2784 3,489 (NCr\$1000) 1件当り (NCr\$1000) 578,957 1,054,393 1,512,079 1,436 (NCr\$1000) 1件当り (NCr\$) 1,895 2,317 3,138 (NCr\$1000) 1,436 2317 3,138	世 数 366509 388200 411,833 437056 金 (NCr\$1000) 509,267 868,372 1,267543 1,780,430 1 4 1 1 1 1 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

ゥ 直営移住地入植者の比重

n 自由社员

移住地別に貸付金額をとりまとめた資料は目下1968~69年の 分しかないが、これによれば次の通り新規貸出の1/3強が直営移住地 に向けられており、移住者の数から見れば、その比重は確かに大きい。

i Brei (Se li li Brei Historia	1968年度	1969年度	
$t_{T_{q^{\prime}}} = t_{T_{q^{\prime}}} + t_{T_{q^{\prime}}}$	NCr\$	% NCr\$	%
リオ・デ・ジヤネイロ	178000	802700	
フンシャール	107800	606 161,700	5 3 4
サンジャンパウィー	8 8 6, 9 0 0	1,401,500	A
バルゼア・アレグレ	4 4, 0 0 0	174,000	
カタパラ	258350	3 9 6 1 0 0	ti ri
シャカレイ	1 1 9, 3 0 0	96400	
ピニャール	40,000	62800	*
小計	4 6 1, 6 5 0	521 728800	5 2 0
ベレーン	4 2 9 0 0 0	693500	
第 2 ト ノ・アス	77,450	1 8.1 1 7 1, 0 0 0	2 4.7
現地貸付計	1,913,856	2 8 9 6 4 0 0	
! 直"営移住地計	6 4 6 9 0 0	3 8 8 1, 0 6 1, 5 0 0	3 6 6
これは事業団の営農指	3導及び融資の現	地体制、更には原資からの	制約
を反映しているもので	ある。但しこの	問題の解決の為には、広義	の援
護の限界問題や、現地	金融機関の活用	問題についても柳討がたさ	れな
けわけたらたいである	\ 5 ₋		

(5) 現地全点機関の利用問題

计特别表示 建氯氯化氯汞

移住者の利用状況

移住者の営農水準が上昇し、現地金融機関からの信用を受けられる ようになることは、それまでの補完的、つなぎ融資を受持つ事業団の

1)	才	٥	デ・	/	+	ネ	1	12	容	内	١
						•	•		==	1 3	•

					* _ *			H.C.		· · ·	単位	NCr8	第17次
登記所	伯銀	州		銀	民	間 銀	行	銀行計	コチア産組	個 人	計	ジエミス	合 計
		リオ・デ・ ジャネイロ	グアナバラ	計	リオ商工銀行	その他	計		ESE NOT		и,	ンエミス	合 計
カンヨエイラス 。デ・マカク	(25) 18587842	(20) 12255028	(54.) 283,84000	(74) 40639028	(11) 7600000	1350000	8950000	(111) 681,268,70	(22) 39254282		(188) 107881L52	258583	1,3 3 2,3 9 4.5 2
マジェー	e et	(22) 4536706		(22) 4536706	(-3) 800000		800000	(25) 5386706			(25) 53,36706	20,000	78,36706
テレゾポリス	(28) 141,174.64		:	-	(28) 124,00000	(1) 2,23600	(24) 12628600	(52) 26741064	(6) 36,50000		(59) 303,950.64	27000	880,95064
ノーボ・フリアルコ	(86) 21825057	(8) 8750000		(8) 8750000	(1) 64,30000		64,30000	(45) 86505057		-	(45) 365,05057	81,000	4 46,05057
バルバセーナ	9711099							(11) 9711099			9711099	15,000	112,110.99
合 計	(100) 63691462	,,,,,,	1	(104) 53925734	(38) 27230000	(2) 15,78600	(4U) 28808600	(244) 1,464,20796	(28) 42904282	l .	(273) 1,89329078	401,583	2,294,87378

The second of the second of the second

- 2 シエミス分は調査時の貸付残高、その他は登記所に登記
- 8 金融機関からの貸付債権がすべて登記されているわけで 自動的に登記が抹消されることになつているため、完済

されている債権額をそのまゝ計上した。

はなく、反面生産物担保の短期貸出は、2年を経過すると されても登記抹消手続を取らない例が多い。

立場からすれば、本来は望ましいことである。しかし現実には現地金融機関からの借入により各地に問題が発生している。この原因のうち最大のものは、中銀決議第69号により農村信用を強制された現地金融機関が、日本人移住者を過信して放漫賃付を行つたことと、移住者が安易に借入を行たつたことである。

りオ・ボニート入植者は、1968年末には18戸で金融機関から219千クルゼイロ・ソーボ、農機具会社からのポンプ買掛金104 干クルゼイロ・ノーボ、その他を含め444千クルゼイロ・ノーボの負債を負のていた。これに事業団現地貸付を含めると、総額50.7千クルゼイロ・ノーボ、一戸平均28千クルゼイロ・ノーボとなり、一のガイロ・ノーボ、一戸平均28千クルゼイロ・ノーボとなり、一切がであるとも危ぶまれた。また、1970年2月のリオ・デ・ジャネイロ支部管内の調査では、第17表の通り事業団現地貸付の数倍の資金が他から借入れられているが、特にフンジャール移住地(カンヨエライス・デ・マカク郡内)では養鶏関係でのコチア産組に対する借金が、事業不振と延滞による利息の元加により急速に増加することとなり、ここでも再建計画の確立が難行している。このほか他人の借金の運帯債務者であつたため、自己の営農は順調だつた。にも拘らず、差押えを受けた事例もある。現地金融機関利用に際しているの移住者自身の計画性と責任の自覚が望まれると共に、事業団(ジェミス)と現地金融機関との相互連絡体制の確立が必要と考えられる。

(イ) 事業団の資金対策

ジェミスが現地金融機関から資金を受入れて、運用資金総額を拡大、 しようとする意見は、同時に為替差損回避対策ともなる意味において 検討に値する。(ジェミスの定款上も可能である)。しかしこの資金 手当が日本側での原資手当に対する純増分として認められるのでなければ無意味であること、またどのような条件で可能であるかの問題か ら、現実化された例はない。 1968年には、中銀決議第69号対策として、在プラジル東京銀行からイジュウシンコウを通じての農村信用実施方について申入れがあったが、事業団としては資金コスト、導入資金の安定性、融資計画拡大の可能性等に問題点があり、借入条件の交渉が難航している間に、東銀側では直接貸出実行に自信を持つたとして、この申入れを撤回したことがあつた。

なお現地金融機関との協調融資あるいは融資あつせんについても、現 地金融機関が受身の形であると、事業団との貸付金額の比率の問題も あると共に、契約不履行時に肩代りを要望される惧れも生ずりので、 進め方には注意を要する。又一般的に指導育成を目的とする事業団と、 金融ベースの現地金融機関との間に立場の差があることに留意しなければな ちない。

ウ、保証業務

1966年中銀回章第29号により、信用金融会社は単純保証及び連帯保証を禁じられ、特定の規範に基づく手形引受のみを認められたので、事業団現地法人がイジュウシンコウ信用金融会社の形である間は、保証業務は不可能であつた。ジェミスは信用金融投資会社の範疇には含まれないので、定款に記載された債務保証行為を実施することは、中銀の了解さえ得られれば可能となつている。

しかし現実問題として事業団の資金枠の拡大になるかどうかの点のほか、民間金融機関では長期貸付をあまり行つておらず、保証も短期が多いこと、純金融ペースで考えること、事業団保証があることにより安易な貸出が行なわれ易いこと、事業団及び借入人からの預金を要望する向きのあること等があり、従つて又事業団側としては保証実行の危険性の見込み(借入人の債務不履行の場合、直ちに事業団の保証債務が追求される)、事前審査の必要性(業務量の軽減にはならない)、移住者が負担する金利(通常事業団融資の方が低利)及び保証料率

(新たな借入人の負担項目)、担保の確保等との問題が考えられるので、なお検討の段階にある。

なお最近大統領令法第494号のため直営入植地の地権が得られない 移住者に対し、現地金融機関からの借入れを可能にするため、JAM-I Cが該当ロッテを担保に提供する方法が提案されているが、これは ジエミスの保証業務とは別問題として考えるべきものであろう。

4. 農村信用の実務 — 中銀便覧による

農村信用が円滑に行なわれるよう、中銀は農村信用を取扱う金融機関の 実務用手引として、農村信用便覧(Manuel do Crédito Rural)を作 成しているが、これは同時に農村信用を受けようとする者にとつても注意 すべき事項を示すことにもなるので、以下この便覧を基にして、農村信用 の実際手続等について解説する。

(1) 農村信用の目的

農村信用は再生産的農村投資増強のための資金と、農業、牧畜業及び 漁業の生産物の生産費ならびに商品化に当てる資金とを、適切に、十分 に、かつ適時に補給するものであるとされている。この意味から融資を 受けられる者の資格、融資金の使途、融資の限度、期間、金利その他の 条件等が定められているのであり、取扱金融機関の資格さえも問題とし ている。

(2) 融資を受ける資格

これは次の四つの面から絞られてくる。

(ア) 第一に農村信用の対象となれる者は、次の通り

- 1) 農村生産者(個人でも法人でもよい)とその組織する協同組合と であつて、現に経済活動を行なつているもの。
- II) 厳密な意味では農村生産者とはいえないが、種子と苗木の改良の研究と生産に従事するもの、又は土壌の保護を含む機械による農事的役務を農村地において提供するもの(これも個人と法人を含む)。 この適格性は、融資申込の場合に先ず証明を要することとされている。
- (イ) 第二に融資を生産的用途に向ける場合でをければならない。従つて 次の場合は農村生産者であつても農村信用の対象とはされない。
 - 1) 欠損事業又は非経済的事業
 - 11) 旧債の支払い
 - Ⅲ) 旧債の回収(金融機関の側から見て)
 - iV)投機的売り措しみ
 - V) 推定利益の実現を早めるため
- (ウ) 第三に自己資金をある程度持つていることが要求されている。借入 希望者が自己資本を使用する実行計画に対し、適当な割合で補足金融 を行うのが農村信用であると説明されている。
- (エ) 第四に触資を受ける事業の遂行について資金計画(予算)が作成できることが必要である。 融資申込には予算の添付が求められる。

(3) 融資の申込

農村信用を取扱う金融機関は、1970年中銀決議第161号によつ て、中銀の認可を得ていることが必要である。この金融機関は、支店、 分店にも専門員を置くことになつている。

融資の申込には予算が添えられなければならない。との予算には事業遂行上必要とする金額と時期を費目別に記載することになつている。との詳細は、(12)の生産費の融資の内容、以下の項で述べる。

また税金や社会保障負担金の支払証明、財産申告或は森林法違反による

罰金の存在しないとと等を証明する書類の添付が求められる。

(4) 金融機関の審査

農村信用供与の申込を受けた金融機関では、先ず申込者の適格性を確 め、次いで事業、資金計画の内容を検討する。

小面積の土地で事業を行うため正味収得が少いと認められる小生産者(Peqnena Produtor)の場合には、全国最高の最低賃金(現在はサン・パウロ州第1区及びクアナパラ州)の50倍を超える融資は認められない。また同一人に対する既融資があつて、新規融資額を加えると全国最高最低賃金の50倍を超えることになる場合には、新規融資額に対する利息は高くなる。

融資の期間についても、融資を受ける事業の生産物によつて返済がなされることを前提とするので、収獲までの期間が考慮される。

商品化の融資で期間1ヵ年までの場合を除いて、全国最高最低賃金の500倍を超える(既融資額と合計して)場合には、事前に事業計画についての技術的検討をするのが金融機関の義務となつている。

(5) 担 保

農村信用の担保となるものは次の通りで融資の性質と期間に照らして 適当なものが選ばれることになる。

|) Penhor agricola (農業質)

との対象は、土壌の収獲物で取入れ中のもの、生育中のもの、以前の耕作の結果得られているもの、或は天然生産物である。期間最長6年まで。

||) Penhar Pecuario (牧畜質)

この対象となるものは、牧場、農場或は牛乳食品産業で飼養中の動物と、その事業の単純な附属物又は開発用附属品とである。期間
最長

8年まで。

III) Penhor mercantil (商業質)

この対象には、動産、商品その他の物品、公債、会社株券及び商業上取引 上取引可能を信用証券がある。

- iv) Penhor cedular (証券質)
- v) Bilbete de mercadoria (貨物引換証)
- VI) Warrants e conhecimento de depasito (倉庫証券及び預り証)
- vii) Canção (保証金)
- VIII)Hipoteca (抵当)
- |X) Hipoteca cedular (抵当証券)
- ×) Aval-Fiança (連帶保証-保証)

Aval は連帯保証であつて単なる保証(Fiança)と異り、債務者の債務不履行の場合、債務者に十分な財産のあることを証明して債務者への強制執行を請求することも、また債務者が債権者に対して有する相殺その他の抗分権を援用することもできないので、注意を要する。

- XI) Alienação fiduciario (債権者所有権留保) 自動車等の消費者金融の場合に用いられている。
- XII)その他国家通貨審議会が認めたもの なおとれらの特定担保のない(農村信用手形、農村約束手形及び農村販売手形による融資の)場合には、一般財産の上への特別先取特権又は先取特権が認められている。

(6) 農村信用の種類

農村信用の種類は、対象となる資金使途によつて次の4種類に分類される。とれらの詳細については更に(II)以下で述べる。

1) 生産費の融資

農業、牧畜業の単純生産費及び販売のため必要な簡単な加工及び精 製費を含む。

川) 生産投資金の融資

永年作物のための骚地費、機械、設備、施設費、土地改良費、育成 用の動物の購入費などが含まれる。

||) 農地分譲融資

土地法その他の政府計画による植民計画及び農地改革計画に従つた 農地取得に対するもの。

Ⅳ) 商品化の融資

農村生産者の収獲から販売までの費用を対象とする。

・V)協同組合への融資

農村生産者の協同組合とその中央会に対する融資で、組合員へ転貸 するための資金も含まれる。

(7) 農村信用に使用される証書の種類

事務の敏速化と簡素化のために、農村信用取引に使用される証書は、 農村信用証券法(1967年大統領令法第167号)に規定された次の 農村信用証券が優先的に使用される。同法は証券のヒナ型を定めている。

(7) Cedula Rural Pignoraticia (農村動産質証券)

1) 性格

成立確実かつ金額確定の債権を化体した民事法上の証書(Titulo civil liquido e certo)で、債務者が振出した債権者 又はその指図人払のものである。

1) 担 (保

農村質及び商業質の対象となり得る財について質権が設定される。 担保物の明細は証券面又は別紙に記載される。

担保物は、一般の 質権設定の場合と異なり、引続き所有者(債務者

又は担保物を提供した第三者)が直接占有し、忠実を保管者として 保全の責任を負う。第三者の提供した財については、債務者も保全 の共同責任者とされる。

債務が決済されるまでは、債権者の文書による事前承認がなければ、 担保物を他の場所に移動することは認められない。

前)効果

債権者は証券面に記載された元本額以外に、利息、監督手数料及び債権確保費用を、本証券に基いて請求できる。強制執行が可能である。第三者に対抗するためには、担保財産の所在地を管轄する不助産登記所に登記する必要がある。

- (1) Cedula Rural Hipotecaria (農村不動産抵当証券)
 - ı)性 格 (ケ)に同じ。

Ⅱ) 担 保

農村及び都市にある不動産(弾物、その土地、機械、設備、施設) について抵当権が設定される。担保物の明細は通常別紙に記載されるが、地権証書を添付してこれに代えることもできる。抵当不動産 の面積、特徴、施設及び附属物ならびに占有につき争いのないこと、 税金その他の債務や責任等に関し虚偽又は不正確な記載をすると刑 法上の詐欺罪に問われる。

融資金で取得された機械、器具、設備及び建物ならびに証書の有期間中に不動産に附加されたすべての施設は、担保に含まれ、 追記される。

抵当物件の管理は、勿論所有者が行うが、欄外追記された上記の物件については、債権者の文書による事前承認がなければ、これを取除き、変更し又は破壊することは認められない。

川) 効果

(ア)と同様である。

(ウ) Cédula Rural Pignoralicia e Hipotecaria (農村励産質及び不動産抵当証券)

性格、担保、効果は、上記(7)及び(イ)を合計したものである。

- (エ) Nota de Crédito Rural (農村信用手形)
 - 1)性 格 (ア)に同じ
 - 11) 担 : 保

特定の財に対する質権や抵当権はないが、債務者の次の財産に対 する特別先取特権(一般先取特権に優先する)が認められる。

第三者の物権を負担したい動産

抵当権を負担しない不動産

質権又は抵当権を負担する財で、当該債権者に弁済をして残金が あるときはその金額

保険金及び公用徴収の償還金

||) 効果

(ア)に同じ。第三者対抗要件としての登記は、融資目的の事業を実施する土地の所在地を管轄する不動産登記所で行なわれる。

- (水) Nota Promissoria Rural (農村約束手形)
 - 1)性格

掛買人(債務者)が振出す約束手形であり、農村生産者又はその組合が受取人(債権者)の場合(生産物の販売)と、組合員が振出人となる場合(組合からの掛買い)とがある。

(1) 担 保

債務者(振出人)の財産に対する一般先取特権が認められる。

∭) 効果

取立には強制執行が認められる。

- (力) Duplicata Rural (農村販売手形)
- () 性格

農村生産者又はその組合が生産物を掛売りする場合に振出す為替 手形で、買掛人である債務者による引受署名を必要とする。

川)担保

債務者(引受人)の財産に対する一般先取特権が認められる。

順) 効 果

取立には強制執行が認められる。

(8) 農村信用と使用証券との関係

農村信用の種類に従い、使用される農村信用証券が決められている。

- (ア) 生産費、生産投資金、販売に至るまでの商品化の費用の融資の場合 には
- 1) 奥質担保のある時は
 - ―― 農村動産質証券、農村不動産抵当証券又は農村動産質及び 不動産抵当証券
- 11) 実質担保はないが、特別先取特権の対象となる財産のある時は
 - —— 農村信用手形
- (イ) 農村生産物の販売取引の場合には
- 1) 買受人が生産者又はその組合を受取人として振出す時は
 - —— 農村約束手形
 - 11) 生産者又はその組合が買受人を引受人として振出す時は
 - ----- 農村販売手形
 - (ウ) 協同組合と組合員との間の取引の場合には
 - 1) 農村生産物を組合が組合員から受け入れる時は
 - --- 組合が振出す農村約束手形
 - II) 組合が組合員に生産資材又は消耗品を供給する時は

----- 組合員が振出す農村約束手形

(7) 利息、手数料及び価値修正利息

融資金の使途目的が二つ以上の場合でも、融資の時期及び全体的な必要性から、一本の証券が用いられることがある。

- (9) 利息、手数料その他の借入人の負担 借入人が金融機関に対して支払う負担金の限度は次の通りである。
 - (i) 融資期間が1ヵ年又はそれ以下の場合 短期作の生産費、特に化学肥料、薬剤、改良種子等の近代的生産 用消費資材の購入資金などがこれに該当する。
 - 1)全国最高最低賃銀の50倍までの融資の場合利息年12%、手数料年1%、計13%
 - II) 全国最高最低賃金の50倍を超える融資の場合 利息年12%、手数料年5%、計17%
 - II) 農村生産者である組合員に融資するための協同組合への融資の 場合。

全国最高最低賃銀の50倍までの融資の場合 -- 利息年12%、手数料年1%、計13%。

全国最高最低質銀の50倍を超える融資の場合 — 利息年12%、手数料年3%、計15%

- (ii) 融資期間が1年を超える場合 但し下記ii) 及びIV) の場合を除く。
 - 1) 全国最高最低質銀の50倍までの融資の場合 利息年3%、価値修正利息年10%、計13%
 - II) 全国最高最低賃銀の50倍を超える融資の場合利息年7%、価値修正利息年10%、計17%
 - ||) 農村生産者である組合員に触資するための協同組合への融資の

場合

全国最高最低質銀の50倍までの場合 利息年3%、価値修 正率年10%、計13%

全国最高最低賃銀の50倍を超える場合 利息年5%、価値修正率年10%、計15%

(iii) 近代的生産用資材購入資金の融資の場合 利息年7%

この場合、金融機関の実質受取金利が年17%となるように、中銀がFUNAGRI、FUNDAGから10%相当分を金融機関に補給する。

- (V) 機械、車輛等の購入資金の融資の場合
 - 1) トラクターと荷車を含む装備ならびに農牧、漁業用の機械(後記(3)、イ)、(1) 1) 及びⅡ))の購入の場合全国最高最低質銀の50倍までの融資で

期間1カ年又はそれ以下の時は --- 利息年12%、三枚料年1%、計13%

期間が1年を超える時は

利息年3%、価値修正利息年10%、計13% 全国最高最低賃銀の50倍を超える融資で

期間1カ年又はそれ以下の時は

- ——利息年5%、価値修正利息年10%、計15%
- ||) トラック、舟艇、ジープ、政府援助等で輸入されたトラクター、コンバイン等(後記(は)、イ)、(I) |||) ~ V))の購入の場合 ||期間1ヵ年又はそれ以下の場合
 - ——利息年 1 2 %、手数料年 5 %、計 1 7 %

期間が1年を超える場合

利息年7%、価值修正利息年10%、計17%

- 註1 全国最高の最低質銀の50倍を超えるかどうかは、前配(4)の 通り、既融資残額を合算して決定される。
 - 2 価値修正利息は、国家通貨審議会が実情に即して調整することになっているので、今後変動することがある。
 - a 農村販売手形の割引きの場合を除き、利息、手数料、価値修 正利息の天引きは禁止されている。
- (V) 元利金の支払を延滞した場合には、年1%の利息が加算される。

(イ) その他の実費

金融機関は、金融操作税、役務提供の費用、技術研究費、測量費、 保険料、登記料その他法規に基く諸費用の実費を借入人から徴収する ことができる。(金融操作税は、最低賃銀の50倍を超える融資の場 合に課せられる。)

農村信用証券に関する登記手数料は、農村信用証券法第84条によつ て、次のように定められている。

1) 通常の登記

川)欄外追記(Averbaçao)

1) の料金の1/10

(ウ) 技術指導費

金融機関が技術的指導を行うよう義務すけられている融資の場合に

は、金融機関が触資額の1%までの料金を徴収することが認められている。

(エ) 金融機関による監督、検査

金融機関は融資期間中少くとも年1回は、その職員により、又は技術指導を専門とする公私の団体(私的団体の場合は中銀が認可したもの)を通じて、借入人について監督を実施することになつている。 全国最高最低賃銀の50倍までの融資の場合には、現地立入検査はサンブル方式で行つてよいとされている。

(10) 融資金の借入人への交付

- (ア) 金融機関は、借入人が事業計画の一部に使用される予定であつた自 已資金を他に使用し、そのため追加融資が必要になつたり、計画に手 違いを来したりしないように配慮しなければならないととになつてい る。
- (1) 慰資金の交付は、現実に必要とされる時期に応じ、一回又は二回以上に分割して行なわれる。
- (ウ) 商社からの物資の購入代金の融資の場合には、金融機関はできるだけ融資金を直接その商社に支払う旨の条項を融資契約に加えるようにすべきものとされ、特に売手が組織を持つものであるときには、これが義務とされている。(例えばFUNFERTILの認める物資の売手のグループに入つている肥料会社など)

(11) 元本の返済と利息等の支払

(力) 元本の返済期日は、融資を受ける事業の計画に従つて、正常収入の 予定時期に合わせて、一回又は二回以上分割払の形で定められる。 事業収入が継続的に賦払を可能とするような収支バランスを保つ場合 には、毎月乃至8カ月毎の返済期日が定められる。

- (イ) 利息の支払日は、年2回6月末と12月末か、又は融資契約で定めた元本の分割払の期日に合せられる。監督手数料も利払の日に支払う ことになつている。
 - (ウ) 融資金が分割交付される場合には、分割融資分に対する金利は、1 カ月単位で計算して徴収される。

(12) 生産費の融資の内容

(ア) 生産費の融資の目的

生産費の融資は、農業、牧畜及びこれらの生産物の加工又は精撰といった農村事業の稼動資本(Capital de Trabalho)の補給に当てられるものである。そこで次のものも融資費目に加えることができるものとされている。

- 1) 事業の経常費以外の賦課金、税金
- II) 自己収入が十分でない時は、補足的に生活費 この場合は1ヵ月につき全国最高最低賃銀の5倍までであつて、 かつ融資額全体の15%以内であること。但し借入人及びその家族 が直接労働に従事する場合は、この限度は予想生産額の30%まで とされる。
- ii) 修理費、少額の改造費、使役動物の購入費、山伐抜根費 これは所定の期間に融資を受けた事業の生産物によつて返済が可 能な場合に限られる。それ以外であれば次の(3)の生産投資金融資の 問題になる。
- (イ) 植物生産の経費
 - (1) 融資対象

次の通常生産費が融資の対象になる。

() 周期的生産物の場合は、整地からその収獲物の最初の精撰まで の費用。 これには自己の農地内又は協同組合における保管費が含まれる。

11) 永年作物の収獲間の費用

これには収獲物の第一次精撰費用及び自己の農地内又は協同組合における保管費が含まれる。

- II) 天然植物生産物の採集費、最初の準備費及び自己の農地内又は 協同組合における保管費。
- IV) 苗、種子、肥料、土地改良(予想収益で慣える場合)、殺虫剤、 その他の生産費用の一部となる資材の購入費。
- (II) 予算書(事業資金計画)の記載事項 少くとも次の事項を記載する必要がある。
 - 1) 周期的作物の場合

作物の種類、作付面積(ヘクタールで)、収穫量、作業実施時期と資材購入時期。

||) 永年作物の場合

種類、植付面積(ヘクタールで)、現存本数、収穫量、作業実施時期と資材購入時期。

11) 天然植物産物の場合

種類、樹木の推定本数、(可能な場合)、時期と稼働者一人当 りの採集量。

各種の作物を耕作する場合には、分離困難でない限り、作物別に 生産費を区別して予算書に記載することになつている。これは融資 金の使用の調節と生産費を明白にするためである。

(11) 融資の期間

農業生産費に対する融資は、2ヵ年まで許される。その期日の決定に当つては、周期作物、永年作物の収穫時期又は天然植物産物の採集時期が考慮され、更にその産物の販売のための期間として60日が加算される。

(ウ) 動物生産の経費

(1) 融資対象

文内の様々、 これには次のものが含まれる。

- は、牧草、飼料、鉱物、精液、薬品、防疫剤等の資材費(単独 融資契約も可能)
- II) 發魚、養蜂、養蚕、牧場の清掃及び回復、牧草保存、サイロならびに2カ年に1回までの定期的牧草植付けて自己の家畜が消費するものの経費。

(註) 養鶏は含まれていない。

(11) 融資の期間

- 1) 融資の期間は、対象の畜産業の生産周期に応じて定められる。
 - 11) 家畜が牛の場合には、生産費の融資は1ヵ年とし、増殖、再肥育及び自家産牛の肥養までを認める場合には、更に4ヵ年まで延長することができる。

この場合融資金の使用は第一年に行なわれるが、次の4年間につき、新しい融資を、各年毎の経費総額予算を基礎として許与することを妨げない。

(エ) 加工又は精撰の経費

(1) 融資の対象

自己生産を主とする(50%以上)原料の加工又は精撰費用である。人件費、機械の管理保守費、加工工程に不可欠を副資材の購入費、袋代、包装費、保管費、保険料、保存費、税金、運賃が対象となる。

この融資は単独契約で、又は生産費融資の拡大として行をわれる。

(11) 融資の期間

最長2年までで、加工又は精撰の実際に即して決定される。 最終決済期限は融資金使用の最終時期から180以上後になつては ならないし、次の収穫期に入つてはならないとされている。但し原料の 料の加工の上で特別の場合には、この期間は延長される。

(オ) 近代的生産用消費材 (Insumos modernos)費用

二(1) 融資の対象

近代的生産用消費材として認められるものは次の通りである。

- 1) 化学肥料、中和剤(註、土壌の酸、アルカリの)及び根瘤菌材
- | : ::::: II) 植物性及び動物性の(有機質)補給物質
 - ⊯)鉱物質補給物資、ビタミン剤及び抗生物質
 - iV) 農業用及び畜産用防衛物質(薬剤)
 - V) 獣医用薬品
 - VI) 改良種子で、1965年7月18日付法律第4,727号(種子の販売の監督に関する規定)の定めに従い、当該機関の発給した原種及び検査証明付のもの
 - VII) 冷凍精液とその附属品

(11) 融資の期間

1年までを原則とするが、中和剤の購入と集約的施肥に対する融資の場合には、技術的研究に従い期間を5カ年まで延長することができる。また金融機関は、回転式の信用を許与することにより、その都度申込みと契約を繰返すことなく、数期間にわたり継続して借入人が生産用消費材金融を利用できるように取計らうこともできる。

(11) 金融機関の取扱の特例

この種の融資は、農業生産の近代化促進のため優遇した条件が定められているので、金融機関に対しては、取扱上特別の注文が附されている。

1) 申込者毎の身元調査製と従来の取引状況、これらが無い時は便 宜の調査方法により、融資希望者が消費資材の使用能力を持つて いることが証明されること。

- II) 前記1) によつて審査された消費資材の量及び品質の購入に適切かつ十分な融資金額を決定すること。
- Ⅲ)概略の予算書を要求すること。 → まかんきつました。

これには主な目的 — 申込者の農牧事業上必要とする、中銀の補助の認められる消費資材の購入の — 及びその消費物資の総額が明記される。

- IV) 融資金は、売渡証票と領収書引換に直接資材供給会社にだけ支払うことを認める。
- V) 融資後規則による検査を求め、検査員が融資された消費資材が 適切であり十分であるかの意見を出し、場合により触資減額又は 増額を提案すること。
- VI)この種の融資に関し、供給商社名、金額、日付及び支払期限を 記載した報告を、毎月中銀に提出すること。
- (力) 単独生産費 (Custeio Singular)

農村事業の生産費の予算の中に上記(オ)の低金利による消費資材の購入費が含まれている場合には、「単独生産費」に関する融資規定が準用されるが、必ず中銀の定める条件を金融機関は履行しなければならない。

(註)「単独生産費」とは

(13) 生産投資金の融資

(ア) 生産投資金の融資の目的

投資金に対する農村融資は、次のような資本形成に当てられること を目的とする。

(1) 固定資本

永年的栽培の基礎作りのためのもので、次のものを含む。

1) 牧場造り

- 川) 植林及び 再植林
- 111) 永久的設備、施設の建設、改造又は拡張
- IV) 耐久年数の長い機械器具の購入
- V) 農村電化
- VI) 灌漑、排水及び土堰堤工事
 - Vii)森林法を尊重して行なわれる山伐り及び抜根
- WII) 計画立案費(生産及び管理)
- (川) 準固定資本

農村事業上必要とする次のものの購入に当てられるもの。

- 1)増殖、再肥育、肥養及び使役用の大、中、小型動物。
- II)機械、器具、車輛、舟艇、設備及び施設で耐用年数の短期及び 中期のもの
- (イ) 触資対象に関する注意事項
 - (1) 上記(T) (II) II) の機械、舟艇及び車輛に含まれるものは、次の 通りである。
- () トラクターと荷車を含むその装着品
 - (I) 農牧業及び漁業用に分類される機械及び設備。これには収穫機、 灌漑、排水及び土壌保全用設備が含まれる。この項には自動車輛 は含まれない。
 - ■∥)トラック、舟艇及び農薬散布用飛行機
 - IV) ジープ、中型トラック、有蓋貨車その他農村用自走機械。
 - V) 外国製の無限軌道トラクター、飛行機及び収穫機で、政府援助 により輸入されたもの、又は関税政策審議会の、又はこれと同様 の国家機関の証明があるもの。

前記」)からIV)までの資材は、新品又は転売者の保証付の再製品であって、しかも国産品であることが融資の要件となる。

保険によつてカバーされない場合には、回復費、改造費、復旧用部

品及び附属品の購入費についても融資される。 前記IV)の場合は、購入車輌価格の50%が融資の限度とされている。

- (11) 牧畜業に関するものは次の通りである。
 - 1) 牡の種畜の購入の場合は、登録あるいは証明のある純種又は交 配種が推賞される。
 - II) 牝牛の購入の場合は、飼養設備、技術その他の状況を見た上で、 純種や混種の程度の高いもの或は低いものが決められる。
 - III) 増殖、再肥育又は肥穣のための牛の購入に対する融資は、技術的に作成された全体計画の推奨が注目される。バイア、エスピリト、サント、ミナス・ゼライス・ゴヤス、マット・グロック、サン・パウロ、パラナ及びリオ・グランデ・ド・ノルテの諸州の牧畜の場合には、牧畜開発審議会(Conselho Nacional de Desenvolvimento Pecuaria CONDEPE)が定めた地域別のプログラムを超えるもののみが融資の対象と去る。
 - IV) 休閉地等を有する農業者を含み、小生産者に対する融資の場合 には、肥養用牡牛10頭までの購入で、期間1ヵ年までのものに ついては、年三者(専門家)による技術上の検討は免除される。

(ウ) 融資の期間

(I) 融資の期間は、次の範囲内で、借入人の支払能力、即ちその農村 事業の推定収益に従つて定められる。

準固定資本 5年固定資本 12年

- (II) 山伐 b、抜根、設備、施設の改善、集約的施肥、石灰施用、整地及び牧場の回復に対する融資の期間は、5年を超えることはできない。
 - (川) 収穫機、無限軌道トラクター及びその他の大型機械の購入の場合

には、5年の期間を8年まで延長することができる。5年の場合でも8年の場合でも、2年までの据置期間が必要に応じ認められる。

(4) 農地分譲融資

(7) 農地分譲融資の目的

農地分譲融資は、1964年法律第4504号(土地法)その他との種の政府計画に従つて行なわれる植民と農地改革計画に向けられるものである。この計画は、農村生産者が定住するのに必要な、生産物の輸送、保管及び搬出、消費資材の供給、ならびに技術指導の便宜が既に備わつているか或は備えられるようになる地域に関するものである。

(1) 融資対象について

融資目的から、小農地の取得を促進しようとしているが、零細農家の発生は避けなければならないので、IBRAの定めるmodulo以下の農地にならぬよう注意されている。単なる面積拡大は対象にならない。

- 1) 政府の植民地或は登録済みの植民会社の植民地は勿論対象となる。
- II) 独立の小農地で農業経営に有望なるのの購入費も対象になり得る。 との場合購入希望者が他に土地を持たず、本人が家族と共に直接稼働し、その土地の面積が、その利用により一家の生活を支え、社会 経済上の進歩が保証されるものであることが必要とされる。
- II) 既に土地を所有している場合で、その隣接地を購入することが、 事業上又は家族の生活上必要な場合も、融資が認められる。
- iv) 事業上必要とする水路、道路を造るため、接続地を購入する場合 も含まれる。但しその面積は既所有地の10%以内でなければなら ない。
- V) IBRA が承認した計画によって、自己の土地に植民事業を行なっための融資も、その土地所有者に対し融資が認められる。

(VI) 融資申込の金額(予算書に記載)には、附帯費目である測量、地区割、棚造り、登記等の投資前費用をも含めることができる。

(ウ) 融資の期間

農村事業の収入に基すく借入人の支払能力に応じて定められ、収入 時期に従つた支払計画が立てられるが、最長期間は12年までである。

(15) 商品化の融資

(ア) 商品化の融資の目的

商品化に対する融資は、農村生産者が直接又はその組織する協同組合を通じ、その生産物を市場に売出し、正当な利益を確保するために必要な資金を供給することを目的とする。従つて

- i) 農村信用としての融資は、直接生産者又はその協同組合に対して のみ行なわれ、買付商社又はその仲介者に対しては認められない。 後者に対するものは通常の商業融資になる。
- II) との融資は、商品化される前の費用に当てられるものであり、生産者本人の生産物収穫に続く費用か対象とされる。これには保管、保険、手作業、保全、包装、税金、輸送の費用が
- iii) 自己生産物であることが証明されるものの販売に由来する「農村 約束手形」の割引(による融資)は、生産者自身又はその組合が申 込む場合にのみ、農村信用操作として認められる。

(イ) 融資の実行

- (1) 融資は次の場合に行なわれる。
- 1) 単独に又は生産費の融資の延長として、保管、保険、手作業、 保全、包装、税金、輸送を含め、収穫に続く費用に当てるとき。
 - 川) 連邦政府の定める最低価格保証の場合
 - iii) 自己生産物であることが証明されるものの販売に由来する証券 の売却又は現金化による場合

- この場合その証券は、登録票によつて証明された借入人自身の機 業生産物の販売を表示したものであることが必要である。
- (II) 解体用動物の売却に関する証券の場合には、買手が冷凍工場又は解体工業である場合にのみ融資が認められる。

(ウ) 融資に関する特別条件

- (I) 前記1)、(I) III) の場合には、割引申込の証券について次のことが要求される。
 - 1) 最低価格政策の対象生産物に関するときは、生産融資委員会が 定める基礎価格の少くとも80%に該当すること。
 - II) 最低価格政策の対象でない生産物に関するときは、その生産物が引渡される地方での中位の流通価格に相当する金額を下らない こと。
- (II) 商品化の融資の枠に入れるためには、割引通知の送達が、割引銀 行から直接に借入人である農村生産者に送られることが必要である。
- (III) 収穫期間は、東南部 (Sudeste) 南部 (Sul)及び中西部 (Centro-Oeste)では3月1日から7月31日まで、その他の地 域では8月1日から12月31日までとされる。

仁) 融資の期間

- (I) 本来の商品化(生産物の販売)の融資の場合には、商品化の周期 (販売代金の回収期間)をカバーするのに必要な期間を超えないこ ととして、最長120日間で、前記ウ)の(E)の収穫期間の終期を60 日以上超えないこととされる。これは返済が次の収穫期間経費調達 に必要な時期と重複しないようにするためである。
 - (ii) 前商品化の融資の場合には、240日を超えないこととされる。 これは生産者の売り急ぎによる損害防止と、投機的な生産物の保蔵 の弊害を避ける意味である。

(16) 協同組合への融資

ア) 協同組合への融資の目的

協同組合への融資は、農村生産者の協同組合とその中央会に対し、 その定款上の事業の遂行と発展及び組合自体の構造の強化のための資 金を補給するためのものである。そとでこの融資金の使途は次のもの とされている。

- (1) 販売のため引渡される生産物の代金勘定としての組合員への前払
- (ii) 後日組合員に供給するための、選択された種子、農業用機械器具、 車輛、動物、その他農村事業用資材の購入
- (III) 専ら組合員に農村事業上のサービスを提供するために使用する、 農業用機械器具用具及び純種又は高度の血統の牡動物の購入
- (V) サービスの準備と提供のための金融資金を供与する目的で、組合が組合員との取引上生ずる、組合員から受取るべき料金を引当としてのもの
- (V) 組合自身の投資計画により使用することを義務づけられた資金で、 組合員の持分に総合さるべきものを引当とするもの
- (VI) これまでの各項目のやり方や目的の枠に入る農村事業の経営費と して組合員に融資するもの、この場合は次の点が考慮される。
 - 1) 融資を受ける事業に技術的援助ができるか、或は教育的信用供 与を実施する組合が、優先的はこの融資を受けられる。
 - II) 協同組合の出資金の持分額への受益者からの応募のため、貸付額の1%を下らない費目を予算に含めることができる。
 - II)再融資の受益者が組合のために作成する証券又は確定契約は、 商業質で融資と結びつけられる。

イ) 監督指導

(1) 金融機関は、必要に応じ、代理人を指名して、協同組合に対し技 術運営援助を与え、又資金の使用の指導を行なり。

- (II) 融資の受益者である組合員の事業の監督は組合が担当するが、金融機関も何時でも監督を実施する格限を留保している。
- ウ) 融資の期間
 - (1) 返済の期日と方法は融資を受けた事業又は財の性質に照らして定められる。
 - (II) 組合員への再融資(上記ア)の(VI))の場合には、最終期日は組合 員への融資の中最長期限のものの期日に合せられる。

5. 特殊農業金融対策

(1) 特別政府勘定によるもの

ブラジル政府は、特定の重要農産物の輸出促進及び輸入節約のための 国産化奨励について、金融を含めた特別対策を講じている。このためコーヒー、砂糖、ココア及び小麦については特別の政府勘定を設けている。. これらの勘定を見返りとする融資を合計すると、次の通りで、金融面に おけるウェイトは大きなものがある。

1 9 6 9 年末残高

単位 百万クルギイロ

特別勘定金融

農業生産及び販売貸付

全国銀行 A/C% 伯銀 B/D 合計 2436^A 24225^C 101 (伯FINEX) 1741^B 8,788^D 460 (中割引) 695

ア コーヒー

かつて世界消費の50%強を輸出したブラジルのコーヒーは、他国、 特にアフリカ諸国の増産によりその相対的地位の低下を見るに至つた 上、国際協定による輸出割当の制約を受け、又近年は報害、病害問題 に直面するなど、種々の難問を抱えているが、ブラジルの輸出総額の 1/3 を占めるものであり、その盛衰が国家経済に与える影響は頗る 大である。

政府は、1958年に「プラジルコーヒー院」(Instituto Brasileiro do Café – IBC)を設置し、コーヒーの品質の維持、需給調整、海外宣伝に本腰を入れ出した。またコーヒーの生産、貯蔵、販売、輸出の全行程に対して金融を効果的に行なうため、との資金として、コーヒー輸出に際し徴収する拠出割当金収入を中心とする「コーヒー防衛準備基金」(Fundo de Reserva de Defesa do Café – FRDC)を設け、伯銀の協力の下に運用している。との資金は融資以外にIBCによる買上げにも使用されている。

また1961年には生産過剰対策実施のため「コーヒー栽培合理化実行グループ」(Grupo Executivo da Racionacao da Cafeicultura - GERCA)を設置し、老朽コーヒー樹の整理を進めた。とれに対する補償は「コーヒー栽培合理化基金」(Fundo da Racionalizacao da Cafeicultura - FRC)を設け、原資をFRDCから繰入れて、ここから支出することとしている。

この政府勘定によるコーヒー金融は、伯銀の融資と中銀の再割引の形で行なわれ、1969年末の残高は756百万クルセイロに達している。

コーヒー勘定の残高推移は第1 8 表の通りである。操作の基準となるコーヒー買上価格は、収穫期別に I B C の決議により決定、公表されている。

イ 砂 糖

プラジルは、古くから甘蔗の栽培適地とされ、現在の最大生産地は サンパウロ州であるが、殆んど全国的に栽培されている。砂糖の生産 高も世界三大生産国(蔗糖では、キューバ、インド、ブラジル)の一 に教えられており、国内消費量も多いが、輸出面でもコーヒー、棉花 に次く重要農産物製品となつている。

砂糖の生産及び消費計画の立案、実行は「砂糖アルコール院」(Instituto do Acuca e do Alcool - IAA)の権限に属し、内需を満たしつゝ輸出促進を図るため、生産や流通面に統制を加えると共に、価格の公定、生産性向上対策等を講じている。

砂糖勘定の収入は輸出特別基金(Fundo Especial de Exportacao) その他 I A A に振り向けられた資金で、支出はすべて砂糖金融
であり、これは伯銀を通じて行なわれている。砂糖勘定残高の推移は
第19表の通りで、年々支払超過を示し、1969年末では通貨当局
に対して98百万クルゼイロの借越しとなつている。

ウ ココア

ココアは棉花に次ぎ、砂糖と並んでフラジルの4大輸出農産物の一つであるが、その生産は95%程度までバイヤ州で占められている。
又生産の殆んどが輸出に向けられている点で、農産物や特異の存在といえる。このため政府はココア栽培振興に力を入れ、1965年に「ココア栽培農村経済復興計画実行委員会」(Comissao Executiva do Plano de Recuperacao Econmico — Rural da Lavoura Cacaueira — CAPLAC)を設置し、その活動の為に「ココア栽培 農村経済復興基金(Fundo de Recuperacao Economico — Rural da Lavoura Cacaueira)を設けた。この原資はココア輸出に際して徴収される拠出割当金を収入源とする「ココア防衛準備金」(Fundo de Reserva de Defesa do Cacau — FRD Cacau) からの繰入れてある。

ココア勘定からの金融は伯銀融資(輸出金融を含む)と中銀の再割引で、1969年末残高は105百万クルゼイロである。収入の大部分

がCEPLACの事業資金に廻されるため、ココア勘定の収支は第20 表の通り赤字続きで、それだけ政府の通貨当局からの借となつている。

二 小 麦

フラジル国内における小麦の消費量は年々増加の傾向にあるが、国 産は極めて少量のため、年々200万トンを遙かに超える大量の小麦 を輸入し、外貨支払は総輸入金額の10%にも及んでいた。政府は外 貨節約と重要食料確保の見地から、小麦の国産奨励に努力しているが、 近年漸くその効果が現れ

1963/64 1968/69 1969/70 (単位チャン) 110 693 1,110

とその増産振りは著しく、輸入量の1/3 程度にまで達するに至った。 これは例えば国際価格がトン当り250クルゼイロの場合、国内農業 者からの買入価格を450クルゼイロにするといつた大幅な価格差政 策によつて保護を与えたためである。小麦勘定の収入の主体は輸入小 麦の売却代金であるが、これは輸入代金支払と見合う程度で、国産小 麦買上資金分は完全に赤字となり、これに伯銀からの小麦融資が加わ るので(1969年末残高68百万クルゼイロ)、小麦勘定の純残高 は第21表の通り小麦の増産に伴い赤字が拡大される形となつている。

(2) 最低価格保証制度

ア 経 緯

政府はインフレ対策として生活必需物資の供給と価格に干渉するため、1962年9月26日付委任法(Lei Delegacia)第4号(国民の消費に必要な生産物の自由な配分確保のための経済分野への干渉に関する件)を定め、関係物資の購入、貯蔵、配給及び販売、価格の釘付けと供給の統制、その他の必要手段を取り得るとととし、これを内国供給庁(Superintendencia Nacjonal do Abastecimen-

単位	NC	r	S	7	Δ	Λ	٨	Λ	Λ	,
4-11/	ひん	L	Ф	1,	U	U	Q.	U	0	(

																				平位		NC	r y	1, 0	0 0	ļΟ	0 (0
	19	6	5 3	ŧ	1	9	6 6	末		1 9	3 6	7	末	1	9	6	8	末	1	9	6	9 🥫	末	1 9	7 () .	6)	月末
コーヒー防衛準備基金(FRDC)					·						•				1,10													
収入 総 額	1, 4	4	9 8	3 ,	2,	5 (0 a	2		а, е	1	Q	2	5	. 0	2	L	1	7,	2	5	6	4	&	2	6	2	6
拠出割当金収入	1, 4	4	2 8	3	2,	3 :	2 7	7		3, 2	5	5.	6	4	l, 8	1	9	6	5,	9	7	1.	o				7	ļ
政府ストック売却		. *	•			1	1 7	6		2	2 4	9,	8		- 5	9	6	2		, 1							7	
その他			7 ()			5 4	. 9		1	0	4.	8		1	0	5.	3		1	4	Q.	9				7	
補助金及び経費支出総額	1, 2	9	9 1	5	2,	1	55	6		3 , 1	0	5.	5	8	, 6	0	a	6	4,	4	3	Q.	7	4.			2	
余剰ストツク買上	1, 0	1	5 2	2	1,	6	0 a	1		2, () 8	8	5	1			1.			3							Q.	
I BC及びGERCA経費等		5	1. 8	3		2 :	27	6		. 8	3 6	8,	8			.5	2.	5			3			7			1.	
コーヒー農業廃止及び転換		7	Q 2	2		1	52	. 9		2	 2 8	6	1	1			. 1.				7						9	
その他	1	6	2 8	3		1 '	75.	0		8	3 6	7	1				9				5			1.			1	
基 金 収 支 差 額	1	4	9. 8	3		3	4 4	. 6			5 0	4.	7	1			7		2,	. 8							a	
コーヒー栽培合理化基金(FRC)																								-,			-	
収 入		6	4. 8	3		;	98	9	.]	1	i 0	L	4			6	7.	8			5	1.	3		1	1	3.	8
支出			6. 2	2 .			1 5	. 5					5				a					5.			-	-	4.	
残 髙		5	8, 1	5			7 8					8					7					6.			1	a	9.	
FRDC 必需品調達			α (:													_			•		_		-	Ĭ	-	_
打歩基金政府ストック売却			7. 7			1	4 5.	2			. 4	5.	2			4	5.	2		. 1	4	5.	2		1	4	5.	2
コーヒー金融	2		9. 2					0				8	1. 5.				3.			., 4				1			2	
伯銀融資			6.				32						7		٠.		Q.				4						2.	
CREGE]		7				1 8					9.				•	6.				2						8.	
為 替 前貸				_								. 3.	1. "				8.				7						2.	
CREAI		1	9 :	1			1 3	9					. 9				5.			J		L.					1	
中銀再割引	1		a (٠			8 8					7	1				а :			- 6	3						a	•
コーヒー勘定純残高			8 (÷ .		. 2				•	0	1			6		,	l, 5				,			2.	
			· ·	_			* 0								-		<u>u</u>	···]	, ·, 					, 4	•••		

単位	NC	r	\$	1.	n	A	ถ	
		•	~	-	v	u	v	

		<u></u>				1101010
	1965末	1966末	1967末	1968末	1969末	1970.6月末
プラジルアルコール砂糖院伯銀預金	3.4	6, 9 4 7	4,890	15,808	1, 9 3 9	25,342
輪 出 特 別 基 金			2, 2 1 7	1 1, 2 3 3	4 5 6	7,620
その他			2,173	4,570	1,483	17722
資 金使用総額	2231	3 4 7 0 3 7	549260	6 2 1, 1 3 6	799,806	7 4 5, 7 1 0
CREGE		179,173	2 2 6 3 3 4	247,171	307630	3 2 3, 8 6 3
商品化金融	•	19173	2 5, 0 2 1	4 1, 7 7 9	6 1, 8 2 7	207560
結晶砂糖ストンク金融	776	160,000	2 0 1, 3 1 2	205,392	245,803	1 1 6,1 2 8
C R E A I (経営費金融)		48746	5 6, 5 2 1	7 3, 8 2 0	1 3 1, 0 3 6	8 5, 6 4 7
CACEX		96,403	240,881	278040	3 3 4, 0 3 5	309275
雑 経 費		18,618				
砂糖ストツク金融	964	82785	240,881	300,023	357,777	333905
為替期限前滑算				- 26,983	- 23,742	- 24,630
(金基蝴金出緯)XINIT		22,715	25,575	27105	27,105	27105
勘 定 残 高	-2197	-340090	-5 4 4,8 7 0	-605,338	-797,867	-720368

単位 NCr\$1,000,000

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			——————————————————————————————————————	*1.000.000
1965末	1966末	1967末 1968末	1969末	1970.6月末
	·		**************************************	
1 8.7	875	629 900	1624	1817
1.76	3 6 5	563 800	1475	1707
176	3 6 5	5 5 8 7 9 8	1460	1691
0	0	0.5	1.5	1. 6
1.1	1.0	66 100	1 4.9	1 1 0
1 8,4	8 8 0	3 1 9 7 1 3	1050	1 2 2 5
1 4.5	2 4. 4	109 28.7	2 4 1	576
4.2	4.8	8.2 2 0 8	191	500
0.8	2.6	2.7 7.9	5.0	7 6
100	170	_	_	-
3.9	8.6	210 426	809	6 4.9
196	3 8.5	5 9 9 1 8	1 5 4.5	1 7 8.5
176	8 6 5	5 5 8 7 9 3	1460	1691
2.0	2. 0	4.1 1 2.0	8.5	9.4
178	263	468 804	1 2 7 8	1567
5.8	4.9	1 0 7 1 8.4	297	3 5 4
2.2	4.6	1 2 3 2 3 2	874	7 1.8
9.8	1 6 8	2 8 8 8 8 8	607	500
1.8	1 2 2	1 3 6 1 0 9	267	2 1 8
- 155	- 198	- 117 - 504	- 684	- 897
	1 8.7 1 7 6 1 7 6 0 1 1 1 8.4 1 4.5 4 2 0 3 1 0 0 3 9 1 9 6 1 7 6 2 0 1 7 8 5 8 2 2 9 8 1 8	18.7 375 176 365 176 365 0 0 1.1 1.0 18.4 380 14.5 24.4 4.2 4.8 0.3 2.6 10.0 17.0 3.9 8.6 19.6 38.5 17.6 36.5 2.0 2.0 17.8 2.6.3 5.8 4.9 2.2 4.6 9.8 1.6.8 1.8 1.2.2	18.7 375 629 900 176 365 563 800 176 365 558 793 0 0 0.5 0.7 1.1 1.0 66 100 18.4 830 31.9 71.8 14.5 24.4 10.9 28.7 4.2 4.8 8.2 20.8 0.8 2.6 2.7 79 10.0 17.0 — — 3.9 8.6 21.0 42.6 19.6 38.5 59.9 91.3 17.6 36.5 55.8 79.8 2.0 2.0 4.1 12.0 17.8 26.3 46.3 80.4 5.8 4.9 10.7 18.4 2.2 4.6 12.3 23.2 9.8 16.8 28.3 8.8 1.8 12.2 13.6 10.9 10.0 10.9 10.9 10.9	1965束 1966末 1967末 1968末 1969末 18,7 375 629 900 1624 176 365 563 800 1475 176 365 558 798 1460 0 0 05 07 15 11 10 66 100 14.9 18.4 380 319 71.3 1050 145 244 109 28.7 24.1 42 48 8.2 208 191 03 26 27 79 50 100 170 — — — 29 8.6 210 426 809 196 38.5 599 91.8 154.5 176 36.5 55.8 79.8 1460 20 20 41 120 8.5 178 26.8 46.8 80.4 1278 58 49 10.7 18.4 29.7 22 46 12.3 28.2 874 98 16.8 28.8 8.8 60.7 18 12.2 13.6 10.9 26.7

単位 NCr\$1,000

第21表

					₩ ₩.	NCr\$1,000
	1965末	1966末	1967末	1968末	1969末	1970.6月末
权 入		2 2 6, 6 4 7	453,747	692,289	1,404,894	1,645,173
小麦売却収入		219576	427217	620,467	1,320,836	1,550,594
製粉業への売却		219576	4 2 4, 4 3 8	448149	1,061,870	1,158,557
米国平和食糧法分(PL-480)			2,779	172,818	258,966	8 9 2, 0 8 7
その他		7071	26,530	7 1, 8 2 2	84,058	94,579
利。息		9 8	8.5	2 3	8 2 7	4 4 3
流通税		_	5,000	29,009	23,790	18398
費用補償(流通税による)		_	140	165	165	165
政府ストック再評価差額(政令による)		6,978	18585	8,892	11,61.6	9, 8 6 8
内外小麦価格平準化手数料		_	_	16,590	8 1, 9 4 4	50,114
運営収入	_		2,770	17648	16,216	16,091
支		350,904	5 4 2, 2 1 7	985,1.00	1,940,725	2,192,283
輸入小麦 関係	- 	307400	486,059	768927	1, 4 2 4, 9 6 2	1,662,880
取得費用		286906	897809	7 2 0, 0 1 6	1,314,169	1,525,118
原価及び運賃		286,906	363482	547079	977620	1, 1 8 3, 7 6 9
米国平和食糧法分(PL-480)			8 4, 8 2 7	172937	336,549	841,849
売買経費		20494	38,250	48,911	110,798	187762
国産小麦買上(政府勘定による)		43,504	1 0 6 1 5 8	216,173	515763	529403
収 支 差 額		-124,257	- 88470	-292,811	- 535,831	- 547110
小 麦 金 融 (伯銀)		8 6, 7 7 5	58,976	5 1, 7 1 0	67,927	118785
CREGE		29,581	4 2,1 4 7	1 3 4 6 2	13,909	3 0
国 産 小 麦		2 8	5 2 5	3 5 6	488	8 0
翰入小麦		2 9, 5 5 3	4 1, 6 2 2	1 3 1 0 6	1 3 4 2 1	_
CREAI		7,194	1 1,8 2 9	3 8 2 4 8	5 4, 0 1 8	118755
小麦勘定納残高		-161,032	-1 4 2, 4 4 6	-8 4 4,5 2 1	608758	- 665895
<u> </u>	1		<u> </u>	_ <u></u>		

to - SUNAB) に担当させた。

ととろがその後天候不順を主因として、最畜産物の減収が見られ、食料を中心とした生産確保対策が重要視されるに至つたので、1966年12月19日付大統領令法第79号(農畜産物の最低価格の決定と、その融資、買上操作のための準則の制定に関する件)により、SUNABの活動範囲を拡大し、最低価格保証と、これによる金融及び買上げの制度を設けることとした。

イ 制度の要旨

(ア) 実施担当機関

SUNABの管轄下に生産融資委員会(Comissao de Financ-iamento da Producao — CFP)が置かれる。これは連邦のアウタルキアで、専務理事1名ほか、関係官庁の公務員がその職員を兼ねることが認められている。

C.F.Pは方針決定その他の重要事項については、供給調整実施委員会(Comissao de Coordenacao Executiva do Abasteci-mento — SUNABの決定機関)の指示に従うことになつている。

(1) 受益対象者

- 、(I) 生産者及びその組合
 - (II) 特別の場合には精製業者及び融資のみについて商業者も加えられる。
 - (ウ) 最低価格の決定

本の機業生産物については植付時期開始の60日以前、牧畜、採取産業生産物の場合には30日以前に、主要生産地域毎に、政令で決定

(上)。保証実現手段

(1) 最低価格による融資

この場合生産者は売渡権を選択することができる。

(川) 最低価格により買上げ これは融資期間(180日)内に生産物の販売ができなかった 場合に行なわれる。

一下運輸式管理 11

- (d) 、買上·融資実行機関
- GEPとの協定により、中銀、伯銀、全国協同組合信用銀行、民 世別間銀行、政府機関又は公団、SUNABに従属する企業、適格性のある民間商社又は協同組合が行うのが普通である。
 - (カ) 所要原資
 - (i) CFPに帰属する賦与金の処分自由な残額
 - (川) 売買及び融資操作の収入
 - (|||) 1967年以降4年間、毎年5百万NCr8を下らない額で連邦予算に計上される資金
 - (V) 管理のため連邦予算に計上される拠出金
 - (V) 国庫により保証されたアウタルキア及び公私の企業との信用操作
 - (VI) 中銀の保証による外国借款又は国際援助の項目で受入れられる 国際基金からの特別拠出金
 - (VII) 管理費用にあてるため CFP が取得した生産物の売却又は輸出 につき附加する125%の賦課金
 - (加) その他未定のもの
 - ウ 運用の実績

政令により現在最低価格が決定公表されているものには、棉花、サイザル、とりもろとし、大豆、落花生、ひま、フェイション、米、マンジョカ粉、小麦、アマゾン産ジュート及びマルヴァ(ぜにあおい)、カルナウーバ(棕櫚科植物)蠟がある。日系農家の多数が生産している蔬菜や鶏、卵等は対象となつていない。1962年以降の最低価格保証制度による融資又は買上げの実績は第22表の通りであるが、最

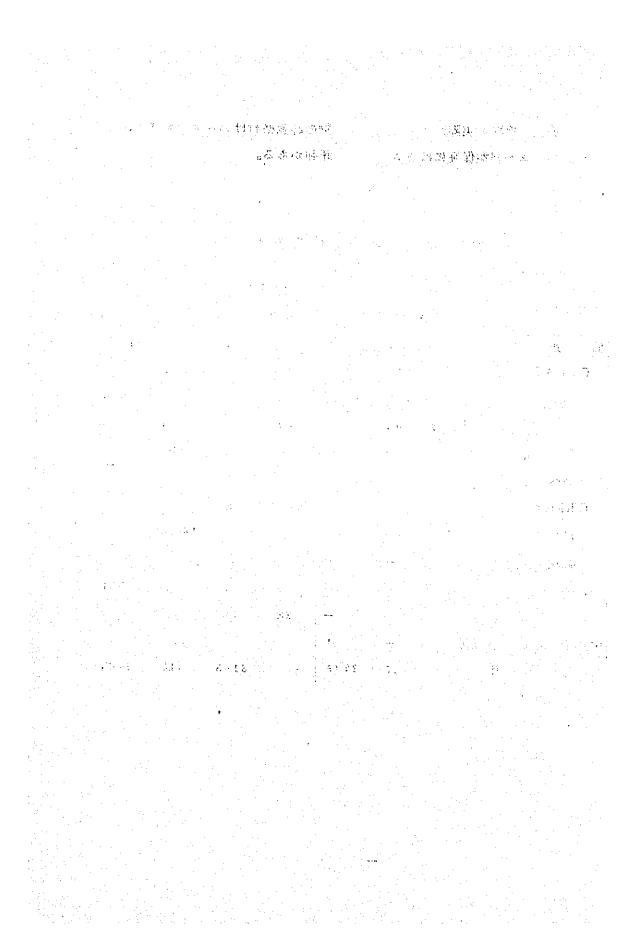
低価格保証の実際については、生産物の等級格付けの審査が厳重で、 生産者の利益保証にはならないとの評判がある。

最低価格保証制度操作残高

第22表

単位 NCr\$1,000,000

	1964	1965	1966	1967	1968	1 9 6 9
伯 銀 分	21.7	2704	2718	3165	4317	4164
CREAI	217	244.0	1397	1780	2537	1 7 8.3
農業生産融資	1 65	1 4.8	45.8	771	1070	1836
農業生產品買上(CFPa/d)	5.2	2292	797	691	1150	1.8
飼料用トウモロコシ融資	-	_	116	258	311)
袋への融資	<u></u> .	_	2.6	1.0	0.6	429
CREGE	_	264	1821	1435	1 7 8.0	2381
農村約手割引	_	264	1088:	952	1491	1830
棉花特別融資	-		0.1	·	1	
袋への融資	_		10	3.7	2 8.9	551
加工品販売融資	_	_	282	44.6]	
中銀分(農村約手再割引)		4.1	_	_		
合 計	21.7	2745	271.8	3165	431.7	4164



三萬. 二等主要金融機關貸借対照表

- (1) Banco Central do Brasil
- (2) Banco do Brasil S.A.
- (3)...Banco Nacional de Desenvolvimento Econômico
- (4) Banco Nacional de Crédito Cooperativo S.A.
- (5) Caixa Econômica (Federal e Estaduais)
- (6) Banco do Nordeste do Brasil S.A.
- (7) Banco da Amazônia S.A.
- (8) Banco Regional de Desenvolvimento do Extremo Sul
- (9) Banco do Estado de Sao Paulo S.A.
- (10) Banco Brasileiro de Descontos S.A.
- (11) Banco America do Sul S.A.
- (12) First Nacional City Bank
- (13) INVESTIBANCO Banco de Investimento Industrial S.A.
- (14) "JEMIS" Assistência Financeira S.A.

(1') BANCO CENTRAL

水物物类 计

Balanço em 30

A T I

FINANCEIRO EXTERNO 対 外 金 融
Correspondentes no Exterior em Moedas Estrangeiras
Valores em Moedas Estrangeiras
FINANCEIRO INTERNO 対 内 金 融·
operações
Devedores por Financiamentos e Refinanciamentos
Empréstimos a Instituições Financeiras
Títulos Federais
Titulos Redescontados
Outras Operações
OUTROS CRÉDITOS E VALÔRES その他債券及び有価証券
Banco do Brasil S.A Conta de Movimento
Banco do Brasil S.A Conta de Supr. Especiais
Devedores por Adiantamentos
Devedores por Titulos a Receber por Financ. de Taxa
Tesouro Nacional - Créditos Resultantes da Execução
Orçamentária da União - Dec-lei n. 96/66

DO BRASILL プラジル中央銀行

de junho de 1,70 1970·6·3 決 與

<u>V O</u> 資 産 の 部

· Cr\$

e e

and which the Arthur

		$\mathcal{L}_{\mathcal{A}}^{(i)} = \{1, \dots, n_i \in \mathcal{E}^{(i)} \mid \mathcal{L}_{\mathcal{A}}^{(i)} = \mathcal{L}_{\mathcal{A}}^{(i)} $
121 127 744	融資及び再融資	700.782.736,42
******	金融機関への貸付金	528801.323,81
147 793 474	連 邦 証 券	1.888.344.412.49
	再割引手形	1.5 4 4.2 0 7.7 4 2.5 1
166 646 awa	その他の操作	5827.897,28
		4.6 67.9 64.1 1 2,5 1
********	伯銀 一 当座勘定	5.847.061.740,90
*** ***	〃 一 特別補給金	1.234.976.723,32
144 764 414	前 渡 金	2.483.934.380,00
	料金融通に対する受取手形	8.040.460,24
	国庫 ―連邦予尊執行に	因る
	货権令法Na.96/66	3.034.140.209,81

Tesouro Nacional -	Integralizacao de Que	otas e Reajustamen		国庫—国際金融組	織の行方		
de Haveres de Organ	nismos Financeiros In	ternacionais		*		統合 2,17,5,343,67 622	
Outras Contas				その他		2378,289,369.53	21,829,750,672.5
Total do Ativo	o Financeiro			金融資産勘定の合	計		26,177,527,416.7
PERMANENTE_	**	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		A second	in the second	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
Almoxarifado	The Mark State			消耗資材		914.484,21	
Imoveis de Uso				自行用不動産		17.441.442.98	
Moveis e Utensílio	S		- And place of the second	什器備品	¢"÷	8.782.831,81	÷
Manager Maniana	W to Give 3 south Common	_e_ustair NR 0 x 8 7868	100	国庫一移転された	海温ギ の		
resouro Macionai -	· Meio Circulante Tran	sierido		四年一砂板された	加州	1,504.778.424,27	1.531.917.183,2
resouro Macional -	• Melo Circulante Tran	sierido		四年一を伝された	加地一段	1,504,778.424,27	1.53 1.91 7.183,2
PENDENTE	. Meio Circulante Tran 未経過勘定	sierido.		四唯一が転された	•	1,504.778.424,27	1.53 1.9 1 7. 1 8 3,2
PENDENTE		tan da kanada ka ka da ka		本経過経費	•	1,5 04,7 78.42 4,2 7 514.3 37,0 3	1.531.917.183,2
		tan da kanada ka ka da ka			•		
PENDENTE Diferido		tan da kanada ka ka da ka		未経過経費	•	514.337,03	11.865.060,34
PENDENTE Diferido	未経過勘定	tan da kanada ka ka da ka		未経過経費	•	514.337,03	
PENDENTE Diferido	未経過勘定	tan da kananda ka ka da		未経過経費	•	514.337,03	11.865.060,34
PENDENTE Diferido Outras Contas	未経過勘定 Sub-Total	tan da kananda ka ka da		未経過経費		514.337,03	11.865.060,34

BANCO CENTRAL

Balanco em 30

PASS

FINANCEIRO EXTERNO Obrigações em Moedas Estrangeiras DEP. DE ENT. INTERNACIONAIS 国際団体よりの預り金 Associação Internacional de Desenvolvimento Banco Interamericano de Desenvolvimento Banco Internacional de Reconstrução e Desenvolvimento. Corpor. Financ. Internacional Fundo Monetário Internacional FINANCEIRO INTERNO DEP. DE INSTIT. FINANCEIRAS 金融機関よりの預り金 Depositos Compulsorios Depositos para Constituição e Aumento de Capital de Instituições Financeiras Depositos Decorrentes de Venda de Câmbio Depósitos Voluntários Outros Depósitos

DO BRASIL de junho de 1970 52184024348 国際開発協会 7676991000 米州開発銀行 363.406.42280 149.213.145.05 国際金融公社 国際通貨基金 1.440.159.726.69 強制預託金預り 2.022.452936.32 金融機関の増資金預り 29.363.700,72 為春売却による預り金 11502229284 任意預託金預り 12593.092,27

13877389393

2318205916,08

その他預り金

RECURSOS VINCULADOS 連結資金	
Aprovisionamento de Recursos para Operações Especiais	***********
Fundo de Defeza de Produtos Agropecuários	
Fundo de Estabilização de Receita Cambial	1)
Fundo de Estímulo Financeiro ao Uso de Fertilizantes	
e Suplementos Minerais - FUNFERTIL	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
Fundo de Financiamento à Exportação - (FINEX)	
Fundo Geral para Agricultura e Indústria (FUNAGRI) 🤫	
Decreto no- 56.835-65	
Fundo para Investimentos Sociais FUNIKSO	minimum (1944)
Fundo para ocorrer a compromissos decorrentes de em-	
préstimos externos	
Fundo de Resgate e Contrôle da Divida Pública Inter-	· 65 中日森村
na Fundada Federal	**************************************
OUTRAS EXIGIBILIDADES その他対外債務	
Tesouro Nacional - Fundo de Indenizações Trabalhis-	
tas - Decreto no 53.78764	
Tesouro Nacional - Recursos de Obrigações Reajusta-	
veis	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
Tesouro Nacional - Recursos Originários de Operações	en en som en
Especiais com Entidades Internationais	a de galacia de pagaria de la compansión d
Outras Contas	**********
Total do Passivo Financeiro	

		Martine of the second of the second
特別操作資金の補給金	1.477.390.435,85	and the second second
農畜生産物防衛基金	3.557.587.263,68	
受取為替平衝基金	1 4 6.2 4 5.8 8 3,4 8	
		* 10 d
肥料鉱物物資奨励基金	4.1 5 8.5 3 5,05	
輸出金融基金	44.160.039,60	
殷工業一般基金政令		
Nα 5 6.8 3 5 / 6 5	1,23 1,27 4,22 6.1 7	•
社会投資基金	52,510,934,20	
外国借款に由来する誓約に対処		
するための基金	56,787,039,52	
連邦政府の内国公債の償還及び		
統制の基金	6 4 6,1 5 3.4 1	••
国庫 一労働補償基金		
政令Na.53.787-64	117,695.85	
国庫 ——価値修正国庫		
债券の資金	5,957,605,886.25	
国曜 一国際団体の特別操作		
に由米する資金	3 3 0,7 9 0,6 1 4.6 1	
その他の勘定	2.084,753,050.79	17,262,233,674,54
金融贷方勘定の合計		19,813,623,123.54

PISRMANENTIS	"电 市 物	在	•		
Meio Circulante			流通手段(通貨発行残)		6,283,289,682,31
					0,200,200,000,000
PATRIMONIO E RESE	RVAS 基本資産及び	貴立金	e de la companya de l		
Patrimônio			基本資産(注 資本金に当る)	267,772,44536	
Reservas	-1		積 立 金	585,657,322.63	85 3,4 29,7 67.9 9
				¥.	Institute ALI
PENDENTE	未経過勘定				
Diferido	1.	,	未経過勘定	12318,363,16	
Outras Contas	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		その他の勘定	758,648,723.32	770,967,086.48
Sub-Tota	al		13 × 20 1		27.721,309,660.37
					to the state of the state of
COMPENSACAO	見返負債	and the second			
Saldos Credores	***************************************		負債残高(担保取得額見返等)		12,622,783,564.2
			18 Carlot Allegar Strain		40,344,093,224

(2) BANCO DO

Balanço em 30 de junho de 1970 (51)77 A T I

Da Carteira de Credito Geral A Produção 対 生 産 A Atividades não Especificadas // 不特定 Ao Tesouro Nacional - Operacoes Anterio ... / 国庫-法律%4.595 res à Lei 4.595-64 A Governos Estaduais e Municipais …… が外政府及び郡(市) A Instituições Financeiras 金刷機関 Da Carteira de Crédito Rural 農村信用局 A Produção 対 生 産 Ao Comercio A Entidades Públicas // 公的団体 Da Carteira de Comercio Exterior 貿易局 A Produção 対生産

BRASIL S. A.

- 731 Agências no País e 7 no Exterior

VO 資産の 部

51.293.822.97

3,494,131,505.03

2,008,521,182.23

679,027,499.40

3,403,359,798.50

14,910,071.48

48,408,987.25

1,1 9 3,4 4 4.1 4

9.64955248803

4,147,711,424.21

613,872,851.84

12297.757.86

4,773,882,033.91

108,215,570,56

309,274,529.13

Operações Vinculadas ao Fundo de Finan
ciamento à exportação - FINEX 対 輸出金融基金連結操作
Da Carteira de Câmbio為
A Producao 対生産
Ao Comercio // 商 業
A Atividades nao Especificadas // 不特定
OUTROS CREDITOS その他の债券
Banco Central, Recolhimento Compulsório
Tesouro Nacional - Reajustamento da Divida Pecuária e Outras
Responsabilidades da União
Carteira de Comércio Exterior 外国貿易局
De Ordem e Conta do Govêrno Federal:
Compra e Venda de Produtos Agricolas
Cheques, Documentos e Ordens em Compensação ou a Receber
Adiantamentos Sobre Cambiais e Contratos Cambiais
Créditos em Liquidação
Correspondentes no País
Departamentos e Correspondentes no Exterior - em Moedas
Estrangeiras
Departamentos e Correspondentes no Exterior - em Moedas
Nacional
Outras Contas Vinculadas a Câmbio
Departamentos no País
Outras Contas

 61,704727.65
 479,194,827.34

 54,848,462.57
 102208,563.69

 192292867.05
 349,349,893.31
 15251,979,242.59

 中銀への強制預託金
 516,906,693.31

 国庫一牧育公債その他連邦

4,148,401,418.27

機産売買勘定 76,417,750.68 手形交換中のもの 1,194,667,042.51 為替前貸 969,774,667.43 消算中債権 125,617,165.40 国内取引先 7,699,997.77

責任の価値修正

在外支店及び取引先一外貨建 1,927,953,611.12

" 一クリゼイロ建 4,821,252.62 その他為替連結勘定 7,262.297,129.12 国内支店 1,234,887,427.17 その他の勘定 1,1546.08.162.03 18,424,052317.94

-139⁻

VALÔRES E BENS

有価証券及び財産

Titulos a ordem do Banco Central 中銀を支払人とする証券
Letras do Tesouro Nacional e Títulos Federais
Titulos Estaduais e Municipais 州及び郡(市):の証券
Valores em Moeda Estrangeira 外貨建有価証券
Outros Valores その他の有価証券Sで
Bens 助 産
and the second of the second o
IMOBILIZADO 固定資產
Imóveis de Uso
Moveis e Utensilios
Almoxarifado消耗資材
The Control of the Articles (Articles of the Articles)
RESULTADO PENDENTE 未経過勘定
CONTAS DE COMPENSAÇÃO

3 4 6,6 58,4 90.7 6			e e e e e e e e e e e e e e e e e e e
5 3,02 5,2 3 1.7 5			
28,195.28	:	y.	entre de la companya br>La companya de la co
1,267,137.27			e nikita 2000 ben Polonia
58,483,439,39 459,462,494,4	5.		
23,128,558,9	3	482591,05338	34,158,622,613.91
· ···································		236,299,316.69	
	i.	85,159,886.46	
en e		26,414,208.40	3 4 7, 8 7 3, 4 1 1.5 5
(注 経費の部)		i dina di salah sa	44,150,660.55
(担保取得額等)			289,613,182.51
	ŧ	7. P.	34,991,553,691.59

-141-

e de la companya de l

一种 **建**

BRASIL S.A.

N. F. S. L.

S 4. 2 1 . . .

NÃO EXIGIVEL 資本

Capital

資 本 金

RESERVAS E FUNDOS

積立金及び準備金

Fundo de Reserva Legal 法定積立金

Fundo de Amortização de Imóveis, Móveis & Utensilios不動産

Fundo de Reservas Especiais 特別積立全

Fundo de Reserva de Risco em Operações de Câmbio … 為替危険

Fundo de Indenizações Trabalhistas 労働補償基金

EXIGÍVEL

負 份 勘 定

DEPÓSITOS

預り金

À Vista e a Curto Prazo —括払及び短期 Do Publico — 公衆より

De Domiciliados no Exterior 在外者より

De Instituições Financeiras 金融機関より

Bancos 銀 行 2088,903,306.72

Outras Instituições Financeiras その他金融機関 324724887.56

240,000,000.00

63,319,247.51

860,588,131.60

動産物品消却金. 278,857,762.83

118,114,637.13

積立金 15,394,330.38

29,889,635,07 1,358,163,744,52 1,598,163,744.52

3,1 0 4,9 7 5,3 00.9 3

1,263,604,25

2413,628,194.23

Do Tesouro Nacional 国庫より	5
Operações Anteriores à Lei 4595-64 法律机4595	1,604,256,568.58
以前の操作 Govêrno Federal, Obrigações em Moedas Estrangei	
Emprestimos Contraidos 連邦政府外貨借款	67 1,5 00,1 75,60
Outras Contas その他の勘定	4,5 1 1,2 4 5,8 0 1.6 2
De Govêrnos Estaduais e Minicipais州及び	郡(市)より
De Autarquias 政府独立企業体より	
Banco Central, Suprimentos Especiais 中銀一特別補 Outras Autarquias その他の政府独立企業体より	140502589722
De Sociedades de Economia Mista 官民共資会社	ı b
A Médio Prazo 中期刊为金	•**
And the second of the second o	*
DO PÚBLICO 公衆より	
DO PUBLICO 公衆より A Prazo Fixo 定期預金	4,896,080.29
	4,896,080.29
A Prazo Fixo 定期預金	
A Prazo Fixo 定期預金 A Prazo com Correção Monetária "価値修正付	107,697,718.13
A Prazo Fixo 定期預金 A Prazo com Correção Monetária "価値修正付 De Entidades Públicas 公衆団体より	107,697,718.13
A Prazo Fixo 定期預金 A Prazo com Correção Monetária	107,697,718.13 独立企業体
A Prazo Fixo 定期預金 A Prazo com Correção Monetária	107,697,718.13 独立企業体
A Prazo Fixo 定期預金 A Prazo com Correção Monetária "価値修正付 De Entidades Públicas 公衆団体より Autarquias 政府 OUTRAS EXIGIBILIDADES その他の負債 Cheques e Documentos a Liquidar	107,697,718.13 独立企業体

6,787,002,545.80 437,476,835.87

3,042,884,064.01

491,922,908.98 16,279,153,454.12

11259379842

1,428,750.67114,022549.0916,393,176,003.21決済すべき小切手等182,826,430.17処理未済の取立金496,884,120.52支払指図170,067,012.75国内代理店934,041.58

Departamentos e Correspondentes	no Exterior - em Moedas
Estrangeiras	在外支店
Obrigações em Moedas Estrangeira	as
Departamentos e Correspondentes	no Exterior - em Moeda
Nacional	在外支店
Outras Contas Vinculadas a Câmb	io
Banco Central, Conta de Movimen	
Outras Contas	
OBRIGAÇÕES (Especiais)	货 務(特別)
Recebimento por Conta do Tesour	o Nacional
Banco Central, Recursos para Re	sgate da Divida Pública
(Decreto-Lei no 263-67)	
Banco Central, Suprimento para	Operações s/Exportação
(Lei 5025/66)	
Depósitos Obrigatórios - FGTS	
Obrigações por Refinanciamento	e Repasses Oficiais
Impôsto sôbre Operaçãoes Financ	eiras
Outras Contas	
RESULTADO PENDENTE	未経過勘定
CONTAS DE COMPENSAÇÃO	見返負債

及び取引先一外貨建 1,549,072,127.06 外貨債務 205,328,802.28 及び取引先ークルゼイロ建 1,677,610.16 その他為替連結勘定 3,961,889,442,49 6,195,485,443.84 中銀, 当座勘定 その他の勘定 622,029,707,09 13,386,194,737,94 国庫勘定としての受入金 177,680,870.85 中銀一公債償還資金 令法恤263-67 646,370.50 中銀一輸出操作補給金 60,802,392.83 動続期間保障基金 55676,858.71 再融資及び政府屑替り金 54 1,95 1,19 9.27 金融操作税(未納金) 493,928.43 752,420,10934 1,589,671,729,93 31,369,042,471,08 その他の勘定 (収益の部) 1,73473429348 28961318251

34,991,553,691,59

(3) BANCO NACIONAL

ECONO_

DE DESENVOLVIMENTO

BALANCO GERAL em 31

ATI

DISPONÍVEL DISPONIBILIDADES NO PAIS Depósitos Bancários de Movimento 銀行当座預金 在外使用可能資金 DISPONIBILIDADES NO EXTERIOR ... Depósitos Bancários de Movimento 銀行当座預金 経過中の資金 FUNDOS EM TRANSITO . Compensação de Cheques 交換中の小切手 Cheques em Cobrança 取立中の小切手 FUNDOS EM SUSPENSO 保留中の資金 Cheques em Carteira 受入小切手 Depósito em Fundo de Garantia de Tempro de Serviço -----勤務期 DEPÓSITOS BANCÁRICS A PRAZO.......... 期限付銀行預金 Fundo Nacional de Investimentos 国家投資基金 CORRESPONDENTES NO PAÍS 国内取引先 ENCARGOS DE FINANCIADOS E AVALIZADOS - FIPEMEF IPEME 資 MICO de dezembro de 1969 1969. 12 - 31 決 算 241,362.94 88,889,290,30 89,139,653,24 4914317.19 1,659,782.36 252554.00 . 1,91 23 3 6.3 6 4,138,722.47 間保証基金(立替分 50,352.91 4,189,075,38 100,146,382.17 4,557,164.40 4,651,123,47 104,065,385.43 金による融資と債務保証 1,633,563.07

経済開発銀行

ENCARGOS DE FINANCIADOS E AVALIZADOS	
AVAIS HONRADOS	支払保証許与
TÍTULOS DE RENDA	収入証券
RESPONSABILIDADES DO TESOURO NACIONAL	犀に対する債権
Adicionais do Impôsto de Renda Retidos	留保所得税附加税
Bonificações s/Adicionais Retidos	…上記に対する割増金
Aparelh. de Orgaos Arrecadadores	徴税機関の装備
Adiantamentos a Terceiros	第三者に対する前
Integralização de Ações	…株式の未払込金
Material	資 材
Serviços de Terceiros	第三者の役務
Despe. de Cond. Viagens, Estadas	旅费滞在贵
Despe. de Cond. Viagens, Estadas Emp. Compulsório Retido-Lei 4242/63	
Emp. Compulsório Retido-Lei 4242/63 Juros s/ Adicionais Retidos	·· 強制借上抑留分 ·· 附加金抑留分に対
Emp. Compulsório Retido-Lei 4242/63	·· 強制借上抑留分 ·· 附加金抑留分に対
Emp. Compulsório Retido-Lei 4242/63 Juros s/ Adicionais Retidos Impôsto de Renda Retidos Lei 4506/64 Variação da Taxa de Câmbio	が制借上抑留分 ・ 附加金抑留分に対 ・ 所得税, 法律 ・ 為答レート変動
Emp. Compulsório Retido-Lei 4242/63 Juros s/ Adicionais Retidos Impôsto de Renda Retidos Lei 4506/64 Variação da Taxa de Câmbio Impôsto de Renda-Lei 4506/64-Redução 5%	が制借上抑留分 附加金抑留分に対 所得税,法律 為等レート変動 所得税,法律
Emp. Compulsório Retido-Lei 4242/63 Juros s/ Adicionais Retidos Impôsto de Renda Retidos Lei 4506/64 Variação da Taxa de Câmbio	が制借上抑留分 附加金抑留分に対 所得税,法律 為等レート変動 所得税,法律
Emp. Compulsório Retido-Lei 4242/63 Juros s/ Adicionais Retidos Impôsto de Renda Retidos Lei 4506/64 Variação da Taxa de Câmbio Impôsto de Renda-Lei 4506/64-Redução 5%	前間借上抑留分 附加金抑留分に対 所得税,法律 為等レート変動 所得税,法律 前渡金に対する利
Emp. Compulsório Retido-Lei 4242/63 Juros s/ Adicionais Retidos Impôsto de Renda Retidos Lei 4506/64 Variação da Taxa de Câmbio Impôsto de Renda-Lei 4506/64-Redução 5% Juros sôbre Adiantamentos - FUNAI RESPONSABILIDADES POR ADIANTAMENTOS	強制借上抑留分 附加金抑留分に対 所得税,法律 為等レート変動 所得税,法律 前渡金に対する利

710	m	22-4-
77.1	r	레뉴
491		

78,067,569.09 84,581,917.83 4,870.00

	33,359,592.28(注 国庫の貴	任)	•
	9,748,527.67	"	•	· ·
	1,580,968,13	"		
废金	1,211,175,60	"		**************************************
	3,155,166,41	"	. •	
	16,636.84	"	The second secon	
	67,347,37	"	Not the	
	2,339.47	"		
	5 5,9 7 6,5 9 4.0 6	"		
する利息	285,64527	"		
4506/64 5%控除	88,1 8 1,7 8 3,1 3	"		
	1,408,654.34	"		
4506/64 5%控除	54,559,830.79	<i>ii</i>		
息一FUNAI	718,316.40	250,272,577,81		•
前渡金による責任		26,548,298.52		
FUNAI 資金による融資	と債務保証	908,000.00		
その他短期流動資産		1,555,757.48		
在外取引先	y	23,087,146.58	5753	76,209.28

REALIZÁVEL A LONGO PRAZO 長期流動資產
FINANCIAMENTOS
PARTICIPAÇÕES SOCIETARIAS
OPERAÇÕES COM MATERIAL IMPORTADO
APLICAÇÃO DO FUNDO NACIONAL DE INVESTIMENTOS
FINANCIAMENTOS A PEQUENA E MEDIA EMPRESA
FINANCIAMENTOS A PEQUENA E MEDIA EMPRESA (REAPLICACÕES)
OUTROS VALÔRES A REALIZAR A LONGO PRAZO
IMOBILIZADO 固定資産
IMOBILIZAÇÕES TÉCNICAS 会計技術上固定されているもの TERRENOS 土 地
Construções 建築物 Imóveis 不動産
Imobilizações em Trânsito 経過中の固定資産
Instalações 設 備
Menos: Depreciacao Acumuladas
Bens Móveis 遊 産
Menos: Depreciações Acumuladas
Material de Consumo em Estoque 消耗品ストック
IMOBILIZAÇÕES FINANCEIRAS 財政上固定されているもの
IMOBILIZAÇÕES VINCULADAS ÁO FUNTEC FUNDEPRO連結の固定資産
Menos: Depreciações Acumuladas

融資金	1,814,479,007.10	
資本参加	1,1 2 3,4 8 1,6 0 3,8 2	
輸入資材操作	243.10	e de la companya de La companya de la co
全国投資基金による貸付	69,908,719.00	•
中小企業に対する融資	243,660,068.24	
" (再融資分)	14,903,270,74	
その他長期流動資産	19,802,74	3,257,452,714.74
	•	

5,897,155,19
1,938,600.40
7,227,320.67
196,546.48
917,427.60
443,449.55
473,978.05
1,490,79689
657,88634
832,910.55

106,79621 16,673,307.55

13,4 42.59

8,40,1,73.225

1,958,384.71 6,44 3,34 7,5 4

IMOBILI	zações	VINCUL	ADAS A	o fundei	PRO …F	UNDERRO	連結の固定	資産
				* w	1.0			
Menos:	Depre	ciacões	Acumu	ladas			却を差引く	2

PENDENTE 未程過勘定(経費の部)
VALÔRES EM LIQUIDAÇÃO
DESPESAS DE FINANCIAMENTO A PEQUENA E MÊDIA EMPRÊSAS......
OUTROS VALÔRES PENDENTES

CONTAS DE COMPENSAÇÃO 見返資産
RESPONSABILIDADES DE TERCEIROS 第三者の責任
GARANTIAS OFERECIDAS POR FINANCIADOS E AVALIZADOS
COMPROMISSOS DE FINANC. ESTRANGEIROS
RESPONSABILIDADES DE COMODATÁRIOS
RESPONSABILIDADES DE EMPRÊSAS DE ECONOMIA MISTA
BENEFICIÁRIAS P/APLICAÇÃO DIRETA EMPR. SEG. CAPIT.
COMPROMISSOS DE FINANCIADORES NACIONAIS
GRANTIAS OFERECIDAS P/ FINANC. E AVALIZADOS - FIPEME
ANTECIPAÇÃO DE CONTRIBUIÇÕES OBJETO DAS RESPONSABILIDA
DES PRÓPRIAS
DESEMBOLSOS FUTUROS DE FINANCIAMENTOS
AVAIS E ETANCAS CONCEDIDOS EM MOME APODETO

47,580.20

790802

	- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1-	
清算中の証券	378,867.96	1000年,1000年度1000年度1000年度1000年度1000年度1000年度1000年度1000年度1000年度1000年度1000年度1000年度1000年度
中小企業融資の経費	7 1,1 1 6,352,17	30 (1997)
その他未経過のもの	3,651.35	71,498,871.48

39,672.18

23,169,769.86

借入人、被保証人提出の担保	2,529,996,884.60	
外国金融者の誓約	100,510,186.58	
連帯債務者による支払保証	8,448,893.45	
官民共資会社の責任	3.7 3 7.4 3	
保険貯蓄会社直接党の受益物	8,502,827,37	
国内金融者の誓約	7,5 4 3,6 2 6.9 7	
借入人被保証人提供の担保 - FIPEN	IE 428,364,871.09	
FAPに対する前納金	5,676,405.98	3,089,047,393,47
白行の責任	832,608,802.33	
自行の名前をよって行った古状保証	T 97501072155	

AVAIS E FIANÇAS CONCEDIDOS EM NOME DO TESOURO NACIONAL
AVAIS E FIANÇAS CONCEDIDOS PELO TESOURO NACIONAL SOB
FISCALIZAÇÃO DO BNDE
VALORES RECEBIDOS EM CUSTÓDIA
AVAL E FIANÇA PROMETIDA
RETÔRNO DE APLICAÇÕES
TOTAL

国庫が行った支払保証にして開銀の 428,452,13531 監督下にあるもの 428,452,13531 航督下にあるもの 18,727,800.71 約束した支払保証見返 152,952,798,47 充当金の戻り(FIPEME) 4,968,465.23 2,936282,159.56 6,025,329,553,03

BANCO NACIONAL DO

BALANÇO GERAL em 31

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ning National Section						P A	S	S
não exigível	÷, 4 700 000 €	資本	勘	定) } - \^	en e			
	Sale and the					金			
nicial	· -						当		初
ncorporações Pos	teriores					** ****	その)後 (編月
FUNDO DE RESERVA	Ţ			積	立	仓			
xercicios Anteri	ores		••••••••				前	坍	末
ste Semestre	*************************		 	.,			本	,	期
				٠					
FUNDO DE PREVIS. FUNDO DE REAPAR FUNDO DE CORREC RESERVA MONETAR RECURSOS ORÇAME FUNDO PARA CONT	ELHAMENTO ÃO MONETÂ IA CNTÁRIOS	= IMPĈ)sto	DE R	END.	1-LE	450		
PROVISÃO	3					勘			
FUNDO DE ASSIST	'ENCIA MED	ICO-500	CIAL						
FUNDO DE APOSEN	**							- 1	
FUNDO ESPECIAL FUNGIRO.	PARA O FI	NANCIAM	IENTO	DE	CAP	LAT	DE (IRO	- ,

DESENVOLVIMENTO ECONOMICO

de dezembro de 1969.

各部署的基础

<u>I V O</u> 負 債 の 部

20,000.00

967,038,007.11 967,058,007.11

17.784.50

26,248,102.99

26,265,887.49

を差引く 26.260,000.00 5,887.49
準 備 基 金 186,344,868.26
再装備基金=所得税 473,770,444.10
価値修正基金 830,000,000,000
予算上の資金 290,946,364.80
納付金のための基金 682,579.14 2,748,816,772.

医漿--社会援助の基金

80,596,83

恩給の基金

1,005,847.39

動続期間保障基金

50,352.91

碌動資本融資のための特別基金

2,809,043,98

EXIGIVEL A CURTO PRAZO 短期負債	
DEPÓSITOS DE MOVIMENTO	, ·
DEPÓSITOS VINCULADOS	•1••
DEPÓSITOS DOS FUNDOS ESPECIAIS 特別基金の頃り金	
Fundo Potuário Nacional	
Fundo de Melhoramentos de Ferrovias 鉄道改善基金	
Fundo de Renovação de Patrimônio de Ferrovias 鉄道基本財産回復	
Imposto Unico; sobre Energia Elétrica 現力に対する単一を Fundo Federal de Eletrificação 電化連邦基金	K
Impôsto Único sôbre Energia Elétrica-M.M.E 1% 電力に対する	,单一
Imposto Unico sobre Energia Elétrica - Retido "	
Fundo de Financiamento de Estudos, Projetos e Programas -	•
FINEP	P
Fundo Portuário Nacional - Retido国家港湾基金抑留	分
FINAME - FINAME-基金	È.
Financiamento de Estudos e Projetos S/A - 研究及びプロジェクト会	社
CRÉDITO DE FORNECEDORES	
RESTOS A PAGAR ASEA ROSS	
CREDORIES POR PARTICIRAÇÃO SOCIETÁRIA	erene Greene
ADICIONAIS DO IMPÔSTO DE RENDA - DECRETO-LEI No62/66	*****
OUTROS VALÔRES EXIGIVEIS	18.1% 18.1%
OOTROD VALUED BATGIVED	

当 座 預 り 金雪点		17,250,52269	
連 結 預 り 金		46717,639.39	
1 5,93 6,6 02.3 3			
40,157,54	e - 12		· .
4 23 1 4.6 5			
75303620.27 3,650,803.00		# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	
说MME/% 662879.74	•		
抑留分 1,100,143.26			:
研究・プロジェクト、プログラム	3 .	•	•
50,561.39			
2,596,756.63			, -
4,077,524.51	· (1		
よりの融資 202,713.51	103,664,076.83	103,664,076.83	167,63223891
資材供給者の債権		7 1,0 1 6.7 6	
未 払 残	A	207,967.56	
会社構成参加による債権者		8,930,900.00	
所得税附加金		116,022,823.05	

152648400.37

その他の短期負債

EXIGIVEL A LONGO PRAZO 長期負債		
OBRIGAÇÕES POR REAPARELHAMENTO ECONÔMICO	経済再装備债券	25 9,9 3 5,9 9 2.6 6
DEPÓSITOS DO FUNDO NACIONAL DE INVESTIMENTOS	全国投資基金よりの預り金	161,845,988.53
FINANCIAMENTOS POR ENTIDADES ESTRANGEIRAS	外国団体よりの融資	182538,656.74
OBRIGAÇÕES VINCULADAS AO FIPEME -	FIPEMEに連結する債務	210,478,384.69
FINANCIAMENTOS POR ENTIDADES NACIONAIS	国内団体よりの融資	74,462273.67 889,261,29629
andra de la companya br>Companya de la companya de la compa		
PENDENTES 未経過勘定(収益の部)		
OUTRAS RECEITAS PENDENTES	未 経 過 収 入	6 3,7 7 8,3 8 6,9 4
OUTROS VALÔRES PENDENTES	その他未経過のもの	1,561,011.00 65,339,397.94
TOTALAND AND AND AND AND AND AND AND AND AND		Cr \$ 4,027,643,947.53
and the second of the second o		
CONTAS DE COMPENSAÇÃO 見返負。做工		
OBJETO DAS RESPONSABILIDADES DE TERCEIROS 第三者の責任見返		
VALORES EM GARANTIA	受入担保見返	2529,996,844.60
RECURSOS A UTILIZA: EM MORDA ESTRANCEIRA	外資借入金未使用資金	100,510,186,58
CONTRATOS DE COMODATO	連帯債務者による支払保証見返	8,4 4 8,8 9 3.4 5
PARTÉS BENEFICIÁRIAS	受 益 者	3,7 3 7.4 3
APLICAÇÕES DIR. DE EMPRÊSAS DE SEGURO E CAPITALIZAÇÕES	保険貯畜会社直接貸	8,502,827.37
RECUROOS A UTILIZAR DE FINANCIADORES INTERNOS	国内借入金の未使用高	7,543,626.97
VALÔRES EM GARANTIA - FIPEME	担保受入額 — FIPEME	428,364,871.09
CONTRIBUICOES ANTECIPADAS AO FAP -	FAPに対する事前納付金見返	5,676,405.98 3,089,047,393,47

	RESPONSABILIDADES PROPRIAS 自行の責任	
	FINANCIAMENTOS A INTEGRALIZAR	未実行融資
-1	RESPONSABILIDADES POR AVAIS E FIANÇAS CONSCEDIDOS EM NOME	自行の名をもって行
	DO TESOURO NACIONAL	国軍の名
	RESPONSABILIDADES POR AVATS E FIANÇAS CONCEDIDOS PELO TESOU- RO NACIONAL SOB FISCALIZAÇÃO DO BNDE	国庫が行った支払保証
	DEPOSITANTES DE VALÔRES EM CUSTORIA	にあるものに対する資 保設預り 債務
·	PROMESSA DE AVAL E FIANÇA	支払保証の誓約(未
	VALÔRES A REAPLICAR - FIPEME	再充当 — FIPI

7 7

未実行融資	832,608,802.33	
自行の名をもって行った支払保証の責任	825,039,231,55	
	ţ.	
国軍の名 ""	673,532,925,96	
国庫が行った支払保証にして開銀の監督下		
にあるものに対する責任	428,452,135,31	
保護預り債務	18,727,800,71	
支払保証の誓約(未実行分)	15295279847	
再充当 — FIPEME	4,968,465.23	2,936,282,159.56
A STATE OF THE STA	Cr\$	6,025,329,553.03

BANCO NACIONAL DE CREDITO

GARANTIDO PELO GOVERNO FEDERAL Instituição

ADMINISTRAÇÃO CENTRAL = RIO DE JANEIRO

AGENCIAS: Belém, Belo Horizonte, Blumenau, Brasilia, Mossoró, Natal, Pôrto Alegre, Recife,

BALANÇO REALIZADO EM 30

Compreendento as operações da

 $\mathbf{I} = \mathbf{T} - \mathbf{\Lambda}$

1484 (Sept. 4)

TENTITOTA PA	動 資 達
empréstimos a cooperativas	協同組合会社に対する貸付金
De Produção	
Ao Comércio	anganaman er e anangan mana manangan er e anangan manangan er e anangan manangan er e anangan manangan er e a
A Atividades não Especificadas	
A Entidades Públicas	and marking a mark financian and a marking of
	その他の債権
Cheques, Documentos e Ordens e	em Compensação ou a Receber
Adiantamentos sobre Cambiais e	e Contratos de Câmbio
Acienistas - Cap. a Realizar	
Compagnandantes no Dei a	

COOPERATIVO S. A. 全国協同組合信用銀行

Financeira Pública Vinculada ao Ministério da Agricultura

Curitiba, Fortaleza, Guanabara, Ijui, João Pessoa, Maringa,

Salvador, São Luiz, São Paulo, Teresina e Vitória,

DE JUNHO DE 1970 197

1970•6•30 決

Administração Central e Agências.

V O

国内取引先

資産の部

Cr\$

17,825,109.53

対 生 産	1 1 3,6 0 0,4 1 9.3 5
〃 商 業(なし)	
〃 不特定事業	18,798,10456
〃 公共団体(なし)	
〃 金融機関(なし)	
1 派抵当権証券(なし)	132398,5239
· 数据 第一次 大麻 人名 1000	
中銀預託金(なし)	
交換中又は受取中の小切手等	
為替前貸(なし)	
株式 一 未払込資本金	3 1,3 0 6,8 0 0.0 0

114,19946

Matriz, Departamentos e Correspondentes no Exterior - Em
Moedas Estrangeiras
Matriz, Departamentos e Correspondentes no Exterior - Em
Moeda Nacional
Departamentos no Páis
Outras Contas
VALORES E BENS 有価証券及び財産
Titulos a Ordem do Banco Central
Outros Valôres
Bens
IMOBILIZADO 固定資産
Imoveis de Uso, Reavalização e Emóveis em Compensação
Móveis & Utensílios e Almoxarifado
Instalação da Sociedade
RESULTADO PENDENTE 未経過勘定(注経費の部)
CONTAS DE COMPENSAÇÃO. 見返資産(担保取得等)

·	
国内 支店	1 06,233,47 4.5 5
その他の勘定	6517,564,42 144,199,411,43
中銀を支払人とする証券(なし)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
その他有価証券	19,999,71
財 産	<u>5228,56</u> 25228.27
•	
自行用不動産、評価増及び建築中	1,5 1 42 4 5.00
什器備品消耗品	1,467,91 1.36
当行の設備(なし)	2,982,15636

772095.11

339,219,516.45

637,422,041.06

BANCO NACIONAL DE

P A S S

não exigível	資	本	勘	定				
Capital		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,						
numento de Capital		• · · · · · · • ·			 			
				100				
Correção Monetária do Ativo	 L							
Reservas e Fundos		.,,.				********		
Solida Service (1946) Control (1945)								1
EXIGIVEE	負	债	勘	定				
,						i Gara		
DEPÓSITOS		預	þ	金	٠.			
						ارا مسل		oder¥W.r≡
A Vista e a curto prazo			. *		•	一括払	及び短期	3
Do Público						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
Do Publico								
~ ~								
De Domiciliados no Exterior								*,,,,,,,,,,,
n. m. s. s. s. n. n. n.								
De Entidades Publicas Santair	••••••				1.		* A	. 2018 (p.
						中期		
A médio prazo						T 503	. Carlo	1000
Do Público:						1		
DO LUDITOON STATE	•••••	.,,,					7	
A Prazo Fixo							3- 11, 1111	
		. "						
Com Correção Monetária								
3.								
De Entidades Públicas							,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
						10 to		, ř
OUTRAS EXIGIBILIDADES	そ	の他	の負	遺	100		W. J. A	
					:	200		
Cheques e Documentos a Liqu	ıida	ır				••••		
	4 .							1 - 1
Cobrança Efetuada em Trânsi	Lto							······································
0-3 3- D		S. S.		•	- 1.			
Ordens de Pagamento			ا رو جانبرد فار ا			,		المستورسية

CREDITO COOPERATIVO S.A.

資 本 金

IVO 負債の部

增 資 金	
価値修正増(なし)	. <u>Carlotte de la la completación de la completació</u>
積立金及び準備金	<u>15,464,855.14</u> 75,464,855.14
en de la companya de La companya de la co	

公 衆 よ り 在外者より(なし) 公共団体より	12,136,271,99
公 衆 よ り(なし) 定期預金 (なし)	
# 価値修正付(なし)	
公共団体より(なし)	
決済すべき小切手等(なし) 手形取立金未処理分(なし)	
支払指図	385787.15

60,000,000.00

Correspondentes no País					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	e de la companya de l
Departamentos no País				**************************************		
Outras Contas				3 T		
OBRIGAÇÕES (Especiais)	廣	務	(特	別)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
Recebimentos por Conta de	Tesourc	Nac	ional		**************	
Redescontos e Empréstimos	s no Banc	o Ce	entral		·	
Depósitos Obrigatórios	FGTS				***********	
Obrigações por Refinancia	amento e	Repa	eses	Oficia	is	·····
Outras Contas				••••	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

RESULTADO PENDENTE 未 経 過 勘 定 (注 収益の部)

CONTAS DE COMPENSAÇÃO 見 返 街 務

,		
$\mathcal{S}_{ij} = \{ egin{array}{ll} eta_i & eta_i \\ eta_i & eta_i & eta_i & eta_i \end{array} \} = \{ eta_i \} = \{ et$		
国内取引先 (1786年) (1786年) (1787)	5,62 1.01	
国内支店	104,936,078.73	
その他の勘定	1,473,100.29	105,800,587.18
国庫勘定としての受入金(なし)	·	
中銀における再割引と借入金	2 23 9 0,4 0 2.4 0	
義務的預り金 FGTS(なし)		
再融資及び政府肩替金	62,189,241.82	
その他の勘定	1,5 1 5,5 2 1,4 2	8 6 0 9 5,1 6 5 6 4
		.612258.03
(担保取得額見返等)		339,219,516.45
	Cr\$	637,422,041.06

ATIVO 資 産			
TOTAL GERAL 総計	1,117	1,670	1
Encaixa 手許資金	160	76	1 4
Em Moeda Corrente 現 金	2 1	28	3
Em Depósito nos Bancos 銀行預金	139	5 3	10
No Tesouro Nacional 国 债	0) (1) (1) 0	1,3
Caixa em Outras Especies その他通貨等	2 4	15	2
Emprestimos 贷出	615	1,129	1,54
Penhores 質	_	76	8
Consignações 委 託	144	176	15
Cauções 保証	0	0	
Hipotecários 抵 当	207	492	7 4
Especiais 特別	26	42	5
Garantias Simultaneas 同時保証	5	3	1:
Outros その他	164	329	49.
Valores Mobiliarios 有価証券	129	199	24
Ações, Debêntures e Outros 株式社债等	13	21	3
ORTM 通貨価値修正条項付国債	116	178	2 1
Imóveis 不動産	2 1	17	4 (
Imobilizado 固定資産	4 2	95	128
Outros Créditos その他資産	126	148	171
Diversos 雑 Relações Intercaixas 未達勘定	117	137	16
-174-	9	11	

风 相 初 祝 衣		単位 C	r \$ 1,000	,000	
		1967	1968	1969	
PASSIVO 負 债					
TOTAL GERAL 総計	i. Anna	1,117	1,67D	2,289	
Recursos Proprios 資本勘定		15D	321	515	
Patrimônio 資本金	 .	65	İ	411	
Provisões 準 備 金		4 2	10	12	
Saldo Liquido das Contas de	利益金 Resultado	43	5.1	9.2	·
Recursos de Terceiros 第三者	資産	967		1,774	
Depositos a Vista 要求払	預金	588	598	703	
Populares 通知預金		5.65	574	693	
Especiais 特別預金		16	17	0	
Caucionados 担保預金	, 12	5	7	4	
Judiciais 法定預金	in the second section of the first	1	0	14.3; 3.3; 3.3	
Outros その他預念		1	0	3	
Depositos a Prazo 期限付担金		155	210	420	
Aviso Prévio遊知預全		7.6	38	3	
Prazo Fixo 定期預全		4 3	5 1	47	
Outros その他預金		3 6	1-2-1	370	
Exigibilidadesその他負債	•	224	541		
Outras その他負債,		2.2.3	541	651	
Relações Intercaixas 未達勘	⊊ =	2. 2, 3	j		
,	AE.	'	0	2	
	175—				
	, r u				

	州立	庶民	金 庫
		1968	196
ATIVO 資 産			
TOTAL GERAL 総計 Encaixa 手許資金	5 0 3 6 9	8 4 3 1 0 D	1,2 D 1 4
Em moeda Corrente 現 金 Em Depósito nos Bancos 銀行預金	2 7 4 2	3 9 6 1	7
Caixa em Outras Espécies その他通貨等	2	5	
Empréstimos 뜤 出	3 1 4	5 4 2	8.9
A Governos Estaduais 州 政 府	1	0	N 1 1
A Governos Municipais 郡政府	74	135	,1,7
A Autarquias アウタルキア Axx目	10	1.2	1
公務員 A Funcionarios Públicos e Pardes tatais	42	5 2	8
Sob Caução 保証	5	7	2
Hipotecarios 抵 当	119	198	3.9
Rurais 農 村	16	1.7	1
Outros その他	47	121	17
Valôres Mobiliários 有価証券	4 9	8.0	5
Títulos Públicos Federais 連邦政府証券	0	0	
Títulos Públicos Estaduais e Municipais 州。郡政府証券	48	7 7	5
Outros その他	1	3	
Imoveis 不 勒 産	6	8	
Imobilizado 固定資産	9	10	2
Outros Créditos その他資産			1
odulob ofcation -t onelite	5 4	89	6

<u> </u>		1967	1968	1969
PASSIVO 🚊	俄)	-	
TOTAL GERAL	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	503	843	1205
Recursos Proprios 資本	· 勘定	37	74	1,205
Patrimônio 資本	金	2 2	31	67
Provisões para Depre	ciação 償却準備金	0	0	1
Outras Provisões	その他準備金	8	14	23
Saldo Líquido das Co	ntas de Resultado利益	全 7	29	23
Recursos de Terceiros	第三者資金	466	769	1,091
Depósitos à Vista	要求払預金	375	308	911
Poderes Públicos	政府預金	4 3	4.7	69
f	通知預金	254	369	490
Vinculados	イヤマーク預金	2	4	4
Especiais	特別預金	_	'	_
Sem Juros	無利息預金	1	2	3
Judiciais	法定預金	5 4	90	105
Outros	その他預金	2 1	96	240
Depósitos a Prazo Fi		8	10	3.0
Exigibilidades	その他負債	83	151	150
Credores Diversos	雑 負 債	2		i . [
Outras Responsabili			5	2
	ての他の好	8 1	146	148

備 考 本表はサン・パウロ、ミナス、ゼライス及びリオ・クランデ

ド・スール州立庶民金庫の合計である。

(6) BANCO DO NORDESTE

Rio de Janeiro - Gb. Rua do Ouvidor, 63 - 20 andar //
Balanço Geral em 30 de junho de 1970 -

1970。6・30 決 算

			1		
DISPONIVEL	手 許	資 金			
REALIZAVEL	流動	資産			
EMPRESTIMOS	. :	貸 付	金	•	
A Produção	······································				en en en en en en en en en en en en en e
Ao Comércio		100			
A Atividades não Espe					
A Govêrnos Estaduais	e Municipa	is …	 		12.A
A Autarquias					
A Instituições Finan	ceiras				
OUTROS CRÉDITOS	その他の) 債務			
Banco Central - Reco	lhimentos .		**** ********* * 50°	*************	Same Springering same
Cheques, Documentos					
Saldos Devedores em	C/ de Depós	itos			
Creditos em Liquidaç	ão			*******	
Adiantamentos sôbre	and the second second				
Acionistas - Cap. a	Realizar				
Correspondentes no P	ais				

Continua ..

DO BRASIL S.A	<u>・</u> フラジル	東北銀行			r
		le Itapetininga,	224 -	140	andar
Compreendendo	Direção Geral,	dependências.			:-
いり 資産の)	11.		Or\$	

3,726,141.80

対	生 産	782275,029.22	:
"	商 業	342978,903.39	• •
" .	不特定事業	19,096,528.46	•
"	州政府及び郡(市)	12910728941	C 2.
"	政府独立企業体	16,185,203.60	·
"	金融機関	3 1,7 1 5,8 0 6,9 5	1,3 2 1,3 58,7 6 1.0 3
			:
中鱼	艮 一 預託金	33,394209.40	
交换	中又は受収中の小切手等	8,239,74254	
当	座 贷 越	527.83	
指勇	中の債務	1931279035	
為 株主	替 前 台 一 未払込資本金	605,870,93	
国内	取引先	17,266,397,39	

Matriz, Departamentos e Correspondentes no Exterior-
Em Moedas Estrangeiras
Matriz, Departamentos e Correspondentes no Exterior-
Em Moeda Nacional
Departamentos no País
Outras Contas
VALÔRES E BENS 有価証券及び財産
Títulos à Ordem do Banco Central
Letras do Tesouro Nacional e Titulos Federais
Outros Valôres
Bens
IMOBILIZADO 固定資産
Imoveis de Uso, Reavaliação e Imóveis em Construção
Móveis & Utensílios
Almoxarifado
Instalação da Sociedade
RESULTADO RENDENTE 未経過勘定
Depensas de Exercícios Futuros
CONTAS DE COMPENSAÇÃO 見返資産

在外本支店及び取引先 ― 外貨雄

" " ― クルゼイロ建
国内支店 1

その他の勘定

中銀を支払人とする証券
国 超債券、連邦債券

その他の有価証券

......財 産

56,920,934,34 140,276,257.41 3,418,835.50_ 200,616,027.25

426,543.15

1,101,464,610.12

10925207853

自行用不動産,評価増及び建築中 18,433,428.67 什器備品 9,417,869.22 消 耗 品 1,948,652.67 当行の施設 ————

第一名代为44000

次期に属する経費 (担保取得額等) 77,254,58

2,688,140,359.32

29,799,950.56

1,289,962,770.24

192713.09

Or \$ 5.593.873.977.87

負 做 の 部 Crs Crs

NÃO EXIGÍVEL 資本 勘 定	
Capital 資本金	
De Domiciliados no País	
De Domiciliados no Exterior	
Aumento de Capital	٠
Correção Monetaria do Ativo	٠,
Reservas e Fundos	
EXIGIVEL 負 做 勘 定	
DEPÓSITOS 預 b 金	
A Vista e a curto prazo 一括払及び短期	
-Do Público	
-De Entidades Publicas	
A medio prazo 中期	٠
Do Publico:	
A Prazo Fixo	
Com, Correção Monetária	
De Entidades Públicas	
OUTRAS EXIGIBILIDADES その他の債務	
Cheques e Documentos a Liquidar	
Cobrança Efetuada em Trânsito	• .
continua	

国内居住者	140,000,000.00	Mary A. C. Control
在外居住者		
增 貧 仓		
資産価値修正	4,000,00	s profession
横立金及び準備金	213,940,658.16	353,944,658.36
and the second through	the state of	e de la companya de l
公衆より	178,637,603,74	1,
公共団体より	49,421,693.86	
公衆より		
定期預金	875,020,832.41	
〃 価値修正付		
公共団体より	8,408,429.35	And the second s
決済すべき小切手等	84236670	
収立金未処理分	70238252	

Correspondentes no País		The Control of the Co
Ordens de Pagamento		
Matriz, Departamentos e Correspondentes no	Exterior	
em Moedas Estrangeiras		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
Matriz, Departamentos e Correspondentes no	Exterior	- -
em Moeda Nacional		
Departamentos no Pais	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	***************************************
Outras Contas	4.	
OBRIGAÇÕES (Especiais)	别)	eta.
Recebimentos por Conta do Tesouro Nacional		
Redescontos e Empréstimos no Banco Central	,	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
Depósitos Obrigatorios -, FGTS		***************************************
Obrigações por Refinanciamento e Repasses	Oficiais	
Impôsto sôbre Operações Financeiras	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,
Obrigações em Moedas Estrangeiras		
Outras Contas		
RESULTADO PENDENTE 未経過物定		
Rendas e Lucros em Suspenso		
Rendas de Exercícios Futuros		
Lucros & Perdas	,	
CONTAS DE COMPENSAÇÃO 見返負	偾	

2553,502,73 支払指図 7,661,139,09 在外支店及び取引先 ― 外貨建 41,477,44 在外本支店及び取引先一クルセイロ健 国内支店 1,136,070,999,44 その他の勘定 99,601,213.36 1,247,473,081.28 国庫勘定受取金 9,141.81 中銀における再制引と借入金 義務的預り金 再融資及び政府屑替金 13,514,957.11 金融操作税,未納分 1,006,089.32 外貨建債務 127,685,438.00 その他の勘定 19,153,005.88 161,368,632.12 収益保留分 1,349,792.82 次期に属する収入 15,185,57621 損益(当期利益金) 14,932318,60 31,458,687.63 (担保取得額見返等) 2688,140,359.32 Cr\$ 5593,873,977.87

国内取引先

(7) BANCO DA

Matriz em Belém do Pará -

BALANCO GERAL EM 30

ATI

DISPONÍVEL REALIZÁVEL Empréstimos: Ao Comércio A Entidades Publicas " Outros Créditos: その他の貨務 Banco Central - Recolhimento 中銀一預託金 Cheques, Documentos e Ordens em Compensação 交換中又は受取中の小切手等 ou a receber Correspondentes no Pais国内取引先 Outras Contas その他の勘定 Departamentos no Pais —————国内支店 Valôres e Bens: 有価証券及び財産 Titulos a Ordem do Banco Central 中銀を支払人とする証券

AMAZONIA S.A.

DE JUNHO DE 1970

1970・6・30 決 簠

<u>V 0</u> 資産の部

45,134,968.17

259,206,081.53

277,009,973,45

42,438,086,92

218,933.13 578,873,075.03

37,388,393,74

15,432,444.19

1,181,917,96

54,996,377.17

<u>745</u>379,775.29 854,378,908.35

1,3 0 6,5 8 0.3 8

267,644.34 1,574,224.72

1,470,117.41 1,436,296,325.51

IMOBILIZADO: 固定資産
Imóveis de Uso, Reavalizção e Imóveis em cons
trução 自行用不動産,評価增及び建築中
Móveis & Utensílios e almoxarifado …什器備品及び消耗品
RESULTADO PENDENTE 未経過物定
CONTAS DE COMPENSAÇÃO 見返資産

tale of the second	·	
	2 5,03 3,0 93,21	
	11,205,379,13	3 3,3 2 8,4 7 2.3 4
		904,731.74
(担保取得額等)	± - €	767,680,111.41
······································		2283,254,609.17

AMAZONIA S.A.

IVO 負債の部

100,000,000.00

<u>9,144507.88</u> 109,144,507.88

公衆より	54507,408.11		
公共団体より	88,217,647,50	142,752,055.61	
公衆より 定期預金		332,984,490.67	
		*	
取立金未処理分	200,414.74		
支払指図	48,846,989.42		
国内取引先	16,652,752.85		
国内支店	708,328,449.19		
その他の勘定	16,266,487.16	792295,093.36	
国庫勘定受取金	443,901.72		
中銀における再割引	\$ 23 / 2259.00		
義務的預り金 一 助統期間保障基金	355,755.83		
融資金及び政府 南替金	26,841,349.14		
その他勘定	12378,700.79	72,391,966.48	1,3 4 0,3 9 6,6 0 6.12
国内支店 その他の勘定 国庫勘定受取金中銀における再割引と借入金 義務的領り金 一 動焼期間保障基金 融資金及び政府周替金	708,328,449,19 16,266,487,16 443,901,72 32,372,259,00 355,755,83 26,841,349,14	792295,093.36	1,3 4 0,3 9 6,6 0 6.12

A Transportar.....

		•.								
RESULTADO	PENDENTE:		· 未	経	過	勘	定			
 CONTAS DE	compensação:		皃	返	б	ŧ į	傍 (担保月	取得事	等)·

	66,033,383.76
	767,680,111.41
Cr\$	228325460917

(8) BANCO REGIONAL DE DESENVOLVIMENTO

Sede: Rua Uruguai 155 - 40 ander Balanço Geral em 30 de junho

DISPONIVEL 手 許 資	金金
Caixa	a mandan ana ana ana ana ana ana ana ana an
Banco do Brasil S.A. c/ deposito	S
Bancos Oficiais dos Estados, c/	depósitos
REALIZAVEL	登 産
Empréstimos Rurais	
Empréstimos às Indústrias	
Empréstimos è Govêrnos Estaduais	
Empréstimos a Gòvernos Municipai	
Empréstimos à Sociedades de Econ-	omia Mista
Contribuição dos Est. Membros a	
	Realizar: メンバー州の未払込金
Contribuição dos Est. Membros a	Realizar: メンバー州の未払込金
Contribuição dos Est. Membros a : - Rio Grande do Sul	Realizar: メンバー州の未払込金
Contribuição dos Est. Membros a - Rio Grande do Sul - Paraná	Realizar: メンバー州の未払込金
Contribuição dos Est. Membros a - Rio Grande do Sul - Paraná - Santa Catarina Títulos e Créditos a Receber	Realizar: メンバー州の未払込金
Contribuição dos Est. Membros a - Rio Grande do Sul - Paraná - Santa Catarina Títulos e Créditos a Receber Rendas a Receber	Realizar: メンバー州の未払込金
Contribuição dos Est. Membros a - Rio Grande do Sul - Paraná - Santa Catarina Títulos e Créditos a Receber Rendas a Receber Correspondentes no País	Realizar: メンバー州の未払込金
Contribuição dos Est. Membros a - Rio Grande do Sul - Paraná - Santa Catarina Títulos e Créditos a Receber Rendas a Receber	Realizar: メンバー州の未払込金

DO EXTREMO SUL

- Pôrto Alegre - Rio Grande do Sul

de 1970 - (Compreendendo Matriz e Agencias)

V O 資産の部

現 金	334,945.27	
伯銀預金	179,473,74	
サンパウロ州立銀行預金	2.176,641.41 2.69108	0.44
		• .
農村融資	3 26 4 55 4 5.43	
工業に対する融資	1 00,0 68,9 9 9,43	
州政府に対する融資	2,2 4 5,0 03.5 7	
郡(市) "	1,06 9,5 0 0,9 4	
官民共資会社 "	91992250	•
		and.
南リオグランデ州	1 2,92 9,3 3 0.0 4	11.
バラナ州	<u> </u>	
サンタ・カタリーナ州	920,050.00	
受け取るべき信用証券	178,121.65	. * *.
受け取るべき収入	192,650.36	

130,314.03

50,102.80

25,012,018.64

連結預託金(勤存期間保障基金立替分)

国内取引整

国内支店

Adiantamentos p/pagamentos de N/conta			
Devedores Diversos	前 被 金 当方勘定	42342.92	
	雑 俊 権	503,903,91	
Créditos em Regularização	正規化中の債権	6,636,169.00	
Titulos e Valores Mobiliarios: 有価証券			t Harker
- Apólices Estaduais	州 健	800,000,00	
- Ações e Debentures	株式及び社債	1,6 87,027.00	
- Outros Valores	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		40407044
IMOBLLIZADO 固定資産		18,648,441.00	186,079,443.22
Imóveis de Uso	自行用不動産		
Imoveis em Construção		1,0 4 2,1 82,9 0	
Móveis & Utensílios	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	818,19628	
	11 188 - 19 9 - 112	1,227,074.52	
Almoxarifado	消 耗 品	85,697.36	3,173,151.06
RESULTADO PENDENTE 未 経 過 樹 定			
Despesas de Exercicios Futuros	次期に属する経費	.*	700,552.32
DE COMPENSAÇÃO 見返資産			The same of the same
Títulos em Cobranca Direta	直接取立てるべき証券	24,459,535.77	
Mandatarios por Cobranças	·····································	3 5 5 7 9.8 2	
Valôres em Garantia	有価証券担保取得額	578,114,975.93	
Beneficiarios por Garantias Prestadas	受入担保の受益者	91,932,967.57	
Contratos de Financiamento	融資。對約	208,928,963.67	
Divs. Contas de Compensação	雜見返勘定	5.00	903,472,027.76
		Cr S	1,096,116,234.80
-1.9.6-		-197-	

前 渡 金 当方勘定	42342.92	
雑 岱 権	503,903.91	
正規化中の債権	6,636,169.00	•
州 债	800,000.00	
株式及び社債	1,6 87,027.00	
その他有価証券		10/070/1700
	18,648,441.00	186,079,443.22
自行用不動産	1,0 4 2,1 8 2,9 0	
建築中の不動産	818,19628	
什器 備品	1,227,074.52	
消 耗 品	85,697.36	3,173,151.06
次期に属する経費		700,55232
		The second of th
直接取立てるべき証券	24,459,535,77	
取立依賴先	3 55 79.82	
有価証券担保取得額	578,114,975.93	
受入担保の受益者	9 1,9 3 2.9 6 7.5 7	
融资。李治	208,928,963.67	
雜見返勘定	5.00	903,472,027.76
	Cr \$	1,096,116,234.80

BANCO REGIONAL DE

PASS

NÃO EXIGIVEL 资本 勘 定
Capital Autorizado
Cooperação Financeira dos Estados: 州の財政協力
- Rio Grande do Sul
- Parana
- Santa Catarina
Reserva Regimental
Fudo de Previsão
Fudo de Amortização de Imoveis, Móveis & Utensi-
lios
Reservas Especiais
EXIGIVEL 負 债 勘 定
Obrigações com Instituições Oficiais:
BNDE-Fipeme
BNDE - Fundepro
B N D E - Fundepro B N D E - Finame
B N D E - Fundepro B N D E - Finame B C B - F H R R
B N D E - Fundepro B N D E - Finame B C B - F N R R B C B - T E C N I
B N D E - Fundepro B N D E - Finame B C B - F H R R
B N D E - Fundepro B N D E - Finame B C B - F H R R B C B - T E C N I B C B - F, I B E P

11/2000

DESENVOLVINENTO DO EXTREMO SUL

S I V O 負債の部

	· ·	
授権資本金	18,000,000.00	
南リオグランデ州	3 0,9 4 5,1 2 5,4 0	
バラナ州	4,739,579.47	
サンタ・カタリーナ州	3,518,955.38	_
定款規定による積立金	4,7 3 5,7 6 6.4 9	
準 備 金	278.157.97	•
不動産, 動産, 及び什器の	en er er er del>	
消却基金	236,608.49	
特別積立金	944,622.06 63,398,815.26	
	e de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de	
公的機関に対する債務		
開銀 - Fipeme 基金	3 3,4 8 2,3 5 3.6 6	
" — Funderro"	76,992.00	
" — Finame "	1 1,9 7 2,8 1 4.4 1	
中銀 — FNRR	17,505,17655	
" TECNI	5,034,254.65	
" - FIBEP	6 8 1,4 2 6.85	
″ — 米州開銀 /71 SP/B	R 2263,352.53	
FUNDEC 基 金	1 2,0 00,0 00.0 0	

						.:.	•			
FUN!	DESG									
FUD.	DESC				53. 				,,,,,,,,,,,	
							ر ۱۰ او د منده در			
	EP									
	utras Obr									
	responden									
Dep	artamento	s no Pa	ais					•••••	·······	
	ôsto sôbr									
	do de Par									
	dores Div		•	•						
(20 0		TOTAL .								
									.*	÷
	visão par					*********				
:		ra Paga	mentos	a Efetu			- - 			
Pro	visão par	ra Pagar iDO PEN	DENTE	a Efetu 未	ar 経 i	邑 勘	定			
Pro Res	resultindas em Si	ra Paga 1DO PEN 1spenso	DENTE	a Efetu 未	ar 経j	過 動	定			
Pro Rei	RESULTA ndas em Su ndas de En	ra Paga 1DO PEN 1spenso kercíci	mentos <u>DENTE</u> os Futu	a Efetu 未 .ros	ar 経 i	過 勘	定			
Pro Rei Rei	RESULTA ndas em Su ndas de En DE COM	ra Paga 1DO PEN 1spenso kercíci PENSAÇÃ	mentos DENTE os Futu	a Efetu 未 ros	ar 経i	過 勘	定			
Pro Ren Ren De	RESULTA ndas em Su ndas de En DE COM positante	ra Paga 1DO PEN 1spenso kercíci PENSAÇÃ s de Ti	DENTE os Futu otulos e	a Efetu 未 uros 見	ar 経 i 返	過 勘	定			
Pro Ren Ren De	RESULTA ndas em Su ndas de En DE COM positante brança a	ra Paga 100 PEN 1spenso kercíci PENSAÇÃ s de Ti	DENTE os Futu outulos e	a Efetu 未 uros 見 m Cobra	ar 経 i 返	鱼动	定			
Pro Ren Ren De	RESULTA ndas em Su ndas de En DE COM positante	ra Paga 100 PEN 1spenso kercíci PENSAÇÃ s de Ti	DENTE os Futu outulos e	a Efetu 未 uros 見 m Cobra	ar 経 i 返	鱼动	定			
Pro Ren De Co De	RESULTA ndas em Su ndas de En DE COM positante brança a	ra Pagar ADO PEN Aspenso Kercici PENSAÇA S de Ti Cargo d	DENTE os Futu tulos e te Terce	a Efetu 未 ros	ar 経 i 返 mca	過 勘	定			
Pro Ren De Co De Re	RESULTA ndas em Su ndas de En DE COM positante brança a positante	ra Pagar ADO PEN Aspenso Kercíci PENSAÇÃ S de Ti Cargo d s de Va idades	DENTE os Futu tulos e te Terce	a Efetu 未 ros	ar 経 i 返 mca	過 勘	定			

FUNDESG 基 仓	7,475,462.22	· pr
FUNDESC "	8,278,924,81	
FINEP "	635,190.00	
その他の債務	914,166.16	
国内取引先	518,093,73	·
国内支店	25,135,698.03	
金融操作税,未納分	188.064.73	
個人よりの参加基金(信託金)	278.157.97	
者 偾 権 者	529,982.17	
支 払 準 備	974410.08	127,944,520.55
	miji Tangan sa sa sa sa sa sa sa sa sa sa sa sa sa	
以入保留分	1,275,013.56	·
欠期に 原する収入	25857.67	1,300,871.23
収立証券の依賴人	24,459,535.77	
第三者に取立依頼	35,579.82	
有価証券担保取得見返	578.114975.93	
受入担保に対する責任	91,932,967,57	
被融行約束	208,928,963.67	
雑見返勘定	5.00	903,472,027.76
	Cr \$	1,096,116,234.80

(9) BANCO DO ESTADO

EXTRATO DO BALANÇO GERAL

A T I

	feet for a	•, •.					· -	
DISPONÍVEL	. **	手 許	資	金		*,		
REALIZÁVEL		流動	資	産				
Depositados no Ba	anco (Cen	tral			. *		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	••••••••••••••••••••••••••••••••••••••
em dinheiro								
em títulos	1 2							*
Empréstimos								•
Empréstimos a Go								* , * *
Outros Créditos					******		. * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	
Valores e Bens	********	*****			******			
IMOBILIZADO		固定	Ê	産			, A	i er er dinsk u 19 ₀ .
Imóveis de uso,	Rogicalis	roso de	s Tr	n Ó Trá	ais de	IIan	a Tmá.	
		-	- LL					
veis em Construç	1			• • • • • •			3	
Móveis & Utensíl	ios e A	moxar:	ifa	lo				**************
CONTAS DE R	ESULTAD(), PENDI	ENT	<u>E.</u>		未 経	過 . 趨	定。
CONTAS DE C	OMPENSA	IÃO_				見	豆箕	達
	-3		T (ТС	A L			

DE SÃO PAULO S.A. EM 30 DE JUNHO DE 1970 249,530,235.32 中銀預入金 ──現金にて 103,998,939,40 ……証券にて 103513,948.44 女 付 金 1,976,726,998.80 州政府に対し 108,279,521.02 その他債権 1,149,071,020.82 有価証券及び財産 171,789,017.39 3,613,370,445,87 自行用不動産評価増及び建築中 101,321,004.09 什器, 備品, 消耗品 29.021,092.94 130,342,097.03 (経費の部) 2217,910.66 (担保取得額等) 3,603,526,199.48

* 1

Cr\$

7,598,986,888.36

BANCO DO ESTADO DE

P A S S

NÃO EXIGIVEL	資	本	金	勘	定				•		
Capital	•••••		• • • • • • • • • • • • • • • • • • •	*******	******						
Fundo de Reserva Legal						*** ******					
Fundo de Inden. Trabalhis	sta	•		·••••		,					• · •
Fundo de Reservas Especia	ais		*** ***		******					••••••	
Outras Reservas e Fundos			.,					••••••			
EXIGIVEL	負	ដ្រ	拗	定				-			
Depósitos:			••••				• • • • • •				
A vista e a curto prazo	0					** .					
A médio prazo	, ,						••••	********		,	•••••
Total dos Depósito	os .		•••••	· • • • • • • •		•••••				•••••	•
OUTRAS EXIGIBILIDADI	ES					その	他の	負缸			
OBRIGAÇÕES (Especia	is)	•		÷		位務	(特	别)		* .	
CONTAS DE RESULTADO	PEI	NDEN	TE				未	経過	阞定		
CONTAS DE COMPENSAÇÃ	ñO_		٠.				見	返負	低		
	•	T	0	r A	L :	;					

SAO PAULO S.A.

IVO 負の間の部

資 本 金	242,000,000.00	•
法定積立金	18,802,741.41	
労働補償基金	3,1 1 5,02 1,24	
特別積立金	59,443,359.38	
その他の積立金と準備金	79,876,184.32	403237,30635
預 , 金		
一括払及び短期	1,986,814,161.13	
中期	73,176,756.00	
預り金合計	2059,990,917.13	
	938,910,830.06	4
	552017,097.82	3,550,918,845.01
(収入の部)		41,304,537,52
(担保取得額見返等)		3,603,526,199.48
	C r \$	7,598,986,888.36

(10) BANCO BRASILEIRO

SOCIEDADE DE CAPITAL ABERTO === 225.544 ACIONISTAS

AGENCIA NOVA CENTRAL == AV.

AGENCIA CENTRAL - Rua 15 de

CAPITAL E RESERVAS

BALANÇO EM 30 DE JUNHO

1970·6·30 決 算 A T I

 DISPONIVEL
 手許 資金

 REALIZAVEL
 筛動 資產

EMPRESTIMOS

分 付 金

A Produção 対生産

Ao Comércio // 商業

A Governos Estaduais e Municipais // 州政府及び郡(市)

OUTROS CRÉDITOS その他の伢権

Banco Central - Recolhimentos 中銀 - 拒託金

Cheques, Documentos e Ordens em Compensação ou a

Receber 交換中又は受取中の小切手等

Adiantamentos sobre Cambiais e Contratos de Câmbio 為替前貸

Créditos em Liquidação 清算中の债券

Correspondentes no Pais国内取引先

DE DESCONTOS S.A.

IPIRANGA, 210 - SÃO PAULO

Novembro, 223 e 45/47 - Rio de Janeiro.

Cr\$ 245.226.749,07

DE 1970 (Compreendendo as Operações da Matriz e 437

"Departamentos)

V 0 資産の部

139,627,858.41

513,481,623.19

351,064,310.36

198,536,281.22

958,162.08 1,064,040,376.85

12333686184

12908298088

3,265,799.25

6,555,378.46

13,112,916.61

	Matriz, Departamentos e Correspondentes no Exterior -
	Em Moedas Estrangeiras在外本支店及び取引先 —
	Departamentos no País 国内支店
	Outras Contasその他の协定
	VALORES E BENS 有価証券及び財産
	Titulos à Ordem de Banco Central 中銀を支払人とする証券
	Letras do Tesouro Nacional e Títulos Federas 国庫債券, 連邦債権
×.	Títulos Estaduais e Muicipais州,郡(市)偾
	Valores em Moeda Estrangeira
	Outros Valores その他の有価証券
	Bens 財産
	IMOBILIZADO 固定资産
	Imóveis de Uso, Reavaliação e Imóveis em Construção自行用不動
:	Móveis & Utensílios
	Maquinárias 機 械 類
	Almoxarifado
	RESULTADO PENDENTE 未経過勘定
	Despesas de Exercícios Futuros 見返資產
	CONTAS DE COMPENSAÇÃO 見返資産
	TOTAL

	•	•	
外貨建	6,200,404,84		
	256,195242.86	•	
	38,326,805,29	676,076,390.03	
	189,790,215,97		
	10,631.10		
	16,792.00		
	1,313,928,36		
	25,203,381,58	216,334,949.01	
		16,709,971.58	1,973,161,687,47
The state of the s			
産、評価増及び建築中	•	134,950,605.61	·.
	15,203,970.69		
	26,936,173,40	4 2,1 4 0,1 4 4.0 9	
消 耗 品		3,095,481.13	180,186,230.83
次期に属する経費		8,229,028.24	8,229,028,24
(担保取得額等)			1,1 68,010,839.71
		C r \$	3,469,215,644.66
	$P_{ij} = P_{ij}$	•	

BANCO BRASILEIRO

PASS

NÃO EXIGÍVEL	資	本	勘	定			* 1	,	
CAPITAL:	:		資	本	金		4. + S		
De Domiciliados no País					.,		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	······································	
Correção Monetária do At	ivo					21.	sidavlia a		
Reservas e Fundos								·············	
EXIGÍVEL	負	债	勘	定					٠.
DEPÓSITOS			Ð	ě.	り 金		<i>t</i> :		•
À Vista e a Curto Pra	20:		1 4 2	•	一括	払及で	プ短期		
Do Publico	<u></u>	: 	•••••		,,,,,,		*****		,
De Entidades Públicas			*******						,, ,,,,,,,,,,
			ίs.		坝				
Do Público:					793				
A Prazo Fixo					11 14				
							***********		***************************************
							os		
OUTRAS EXIGIBILIDADES	<u>.</u>				, рер		JG.,,	********	
Cheques e Documentos a L									
								,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
Ordens de Pagamento					1.0		1 1	******	
Correspondentes no País		*****							
Matriz, Departamentos e	Cor	resp	onde	ente	es no	Exte	erior .	-	
Em Moedas Estrangeiras			•••••		••••				

DE DESCONTOS S.A.

固内居住者

112,500,000.00

112,500,000,00

資産評価修正增

27,085,905.33

積立金及び準備金

105,640,843,74

245,226,749.07

1,235,606,378.10

公共団体より

128,474,527.10 1,364,080,905.20

公衆より

定期預金

10,28.1,618.67

...... // 価値修正付 14,467,192.63

24,748,811.30

預り金合計

1,388,829,71*6*.5D

決済すべき小切手等

支 払 指 図

84,015,770.92

国内取引

14,712702.19

在外支店及び即引先一外省建696,168.41

	Departamentos no País
	Outras Contas
·	OBRIGAÇÕES (Especiais) 負 債 (特 別)
	Recebimentos por Conta do Tesouro Nacional 国庫勘定受取金
	Redescontos e Empréstimos no Banco Central 中銀における再
	Depósitos Obrigatórios - F G T S
	Depositos opriestorios - to dei o minimum mante estadojas y sis
•	
	Obrigações por Refinanciamentos e Repasses Oficiais 再融資及び図
	Obrigações por Refinanciamentos e Repasses Oficiais 再融資及び回
	Obrigações por Refinanciamentos e Repasses Oficiais 再融資及び的 Impôsto sôbre Operações Finandeiras 金融操作税未納金
	Obrigações por Refinanciamentos e Repasses Oficiais 再融資及び四Impôsto sôbre Operações Finandeiras 金融操作税未納金Obrigações em Moedas Estrangeiras 外貨建債券
	Obrigações por Refinanciamentos e Repasses Oficiais 再融資及び的 Impôsto sôbre Operações Finandeiras 金融操作税未納金 Obrigações em Moedas Estrangeiras 外貨建債券 Outras Contas その他の勘定

	1		
国 内 支 店	314,666,625.83		•
その他の勘定	48.876,034.04	462,967,301.39	
	•.		
	21,155,342,71		
割引と借入金	65,764,594.57		
勤続期間保障基金	16,024,966.15		
肩替金	69,816,640,90		
	1,047,325.99		
	1,307,884.55		
	8.787,604.69	183,904,359.56	2,03 5,7 0 1,37 7.4 5
次期に属する収入		20,189,440.24	
損益(当期利益金)	87,238.19	20,276,678.43
			1,168,010,839,71
		Cr\$	3,469,215,644.66

(11) BANCO AMERICA

Matriz em São Paulo -

Balanço Geral em 30 de junho de 1970,

1970.6.30 決算 ATI

· ·							
EMPRESTIMOS	貸	付	金			-	1:
A Produção		,					
Ao Comércio							
A Atividades não Especificad	ias	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•••••		,	. 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,	**,
A Entidades Publicas				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	**********		.,,,,,,,,,,
A Instituições Financeiras							
OUTROS CRÉDITOS 7 0	他の) 價 /	罹				
Banco Central - Recolhimento	ວຣ			***********			
Cheques, Documentos e Orden	s de	Paga	ment	o em C	ompens	ação	w
ou a Receber		100				١.	.,
		-		_			· ·
Adiantamentos sõbre Cambiais				1.0			
Créditos em Liquidação			**************************************	سننشش		**********	
Acionistas - Cap. a Realiza							
	•		٠.				
Correspondentes no País	8		:			*******	
Matriz, Departamentos e Cor	respo	ndei	ite n	o Exte	rior -	• 1	
em Moedas Estrangeiras					******	erieras escar	

DO SUL S.A. 南 米 銀 行

Rua Senador Feijó, 197/205

Compreendendo as Operações da Matriz e Departamentos.

<u>VO</u> 資産の部

19,151,911.52

対 生 産	12 1,4 4 8,1 4 1,9 1
〃 商 業	47,827,535.73
〃 不特定事業	23,544,214.41
" 公共団体	
〃 金融機関	693227.08 193,513,119.13
中銀 一 預託金	19,171,421.38
交換中又は受収中の小切手等	33566.954.53
為替前貸	12,313,316.71
清算中の債権	57 5,008.9 6
株主一未払込資本金	
国内取引先	571,474.41
在外本支店及び取引先ー外貨建	9,3 6 2.0 4 6.4 1

Matriz, Departamentos e Correspondentes no Exterior -
em Moeda Nacional
Departamentos no País
Outras Contas
VALORES E BENS 有価証券及び財産
Títulos a Ordem do Banco Central
Letras do Tesouro Nacional e Títulos Federais
Titulos Estaduais e Municipais
Valores em Moedas Estrangeiras
Outros Valores
Bens
TWODITIES AND THE AMERICAN
IMOBILIZADO 固定資産
Imoveis de Uso, Reavaliação e Imoveis em Construção
Moveis & Utnsilios
Aloxarifado
Aloxarifado
Instalação da Sociedade
RESULTADO PENDENTE 未 経 過 勘 定
Despesas de Exercícios Futuros
CONTAS DE COMPENSAÇÃO 見返資産

在外本支店及び取引先一クルゼイロ建		
	179,769,958.17	
その他の勘定	2521,533.15	257,851,713.72
	ž	
中銀を支払人とする証券	27,744,618.00	
国庫債權,連邦债券	7 5,9 2 1,4 4	
州、郡(市)债	59.47	
外貨証券	2,052,924,32	
その他の有価証券	2296,037.23	32269,560,46
財産		144,652.42
自行用不動産、評価増及び建築中	17,532,818.12	
什器 備品	3,677,414,11	
消 耗 品	263,525.60	
当行の施設		21,473,757.83
次期に属する経費	29,800.00	2 9,8 0 0.0 0
		328,991,526,49
	Cr\$	853,426,041.56

BANCO AMERICA

PASS

NAO EXIGIVEL 資本	動 5	È				·	•
Capital	資	本	金			;. ·	
Do Domiciliados no País	*******			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
De Domiciliados no Exterior							
Aumento de Capital			,				
Correção Monetária do Ativo							
Reservas e Fundos							
EXIGIVEL 負债勘							
DEPÓSITOS Ž	預	b <u>3</u>	金	•			
A vista e a Curto Prazo			舌払	及びタ	豆期		
- Do Público							
- De Domiciliados no Exterior				,		* . 	
- De Entidades Públicas		•					
A Médio Prazo		中	期				
Do Público						*********	***********
A Prazo Fixo							
Com Correção Monetária							
De Entidades Públicas							
OUTRAS EXIGIBILIDADES ~							
Cheques e Documentos a Liquidar						*.	

DO SUL S.A.

IVO 負债の部

国内居住者	15 268,637.00 [±]	
在外 "	2203363.00	
增 資 金	·	. · · · ·
資産価値修正増	4,195,687.05	
積立金及び準備金	1 1,9 2 0,0 9 0.2 3	33,587,777.28
		£
公衆より	200,996,134.91	
在外居住者より	69222	,
公共団体より	13,938,593,14	
公衆より		
定期預金	643747.45	
価値修正付	16,878,208.08	
公共団体より		232,457,376.10
決済すべき小切手等	23 42,1 33,5 0	

Ordens de Pagamentos Correspondentes no Pais Matriz, Departamentos e Correspondentes no Exterior — em Moedas Estrangeiras Matriz, Departamentos e Correspondentes no Exterior — em Moeda Macional Departamentos no Pais Outras Contas OBRIGAÇÕES (Especiais)		ıça Efetuad	la em Trão	sito					
Matriz, Departamentos e Correspondentes no Exterior — em Moedas Estrangeiras Matriz, Departamentos e Correspondentes no Exterior — em Moeda Macional Departamentos no País Outras Contas OBRIGAÇÕES (Especiais) Recebimentos por Conta do Tesouro Nacional Redescontos Emprestimos no Banco Central Depositos Obrigatórios — FGTS Obrigações por Refinanciamentos e Repasses Oficiais. Impôsto sôbre Operações Financeiras Obrigações em Moedas Estrangeiras Obrigações p/compra de Imóveis Outras Contas RESULTADO PENDENTE 未経過助定 Rendas e Lucros em Suspenso Rendas de Exercícios Futuros	Orden	de Pagame	entos						والإشواء
Matriz, Departamentos e Correspondentes no Exterior — em Moedas Estrangeiras Matriz, Departamentos e Correspondentes no Exterior — em Moeda Wacional Departamentos no País Outras Contas OBRIGAÇÕES (Especiais) 债務(特別) Recebimentos por Conta do Tesouro Nacional Redescontos Emprestimos no Banco Central Depositos Obrigatórios — FCTS Obrigações por Refinanciamentos e Repasses Oficiais. Impôsto sôbre Operações Financeiras Obrigações em Moedas Estrangeiras Obrigações p/compra de Imóveis Outras Contas RESULTADO PENDENTE 未経過物定 Rendas e Lucros em Suspenso Rendas de Exercícios Futuros	Corre	pondentes	no Pais	······································	*************				
Matriz, Departamentos e Correspondentes no Exterior — em Moeda Wacional Departamentos no País Outras Contas OBRIGAÇÕES (Especiais)			,				-	r -	. :
em Moeda Nacional Departamentos no País Outras Contas OBRIGAÇÕES (Especiais)	em Mo	das Estrar	nge iras	***** /********					
Departamentos no País Outras Contas OBRIGAÇÕES (Especiais)	Matri:	., Departan	mentos e C	Correspo	ndentes	no E	xterio:	r –	台灣
Departamentos no País Outras Contas OBRIGAÇÕES (Especiais)	em Mo	eda Naciona	al	r	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	***********	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
Outras Contas OBRIGAÇÕES (Especiais)									
OBRIGAÇÕES (Especiais)	Outra	Contas		c 1:			.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
Redescontos Emprestimos no Banco Central Depositos Obrigatórios - FGTS Obrigações por Refinanciamentos e Repasses Oficiais. Impôsto sôbre Operações Financeiras Obrigações em Moedas Estrangeiras Obrigações p/compra de Imóveis Outras Contas RESULTADO PENDENTE 未経過時定 Rendas e Lucros em Suspenso Rendas de Exercícios Futuros									
Depositos Obrigatórios - FGTS Obrigações por Refinanciamentos e Repasses Oficiais. Impôsto sôbre Operações Financeiras Obrigações em Moedas Estrangeiras Obrigações p/compra de Imóveis Outras Contas RESULTADO PENDENTE 未経過勘定 Rendas e Lucros em Suspenso Rendas de Exercícios Futuros	Receb	mentos poi	r Conta do	Tesour	o Nacio	nal	***********		
Obrigações por Refinanciamentos e Repasses Oficiais. Impôsto sôbre Operações Financeiras Obrigações em Moedas Estrangeiras Obrigações p/compra de Imóveis Outras Contas RESULTADO PENDENTE 未経過期定 Rendas e Lucros em Suspenso Rendas de Exercícios Futuros									
Obrigações por Refinanciamentos e Repasses Oficiais. Impôsto sôbre Operações Financeiras Obrigações em Moedas Estrangeiras Obrigações p/compra de Imóveis Outras Contas RESULTADO PENDENTE 未経過助定 Rendas e Lucros em Suspenso Rendas de Exercícios Futuros	Redes	contos Emp	restimos r	io Banco	Centra	·1		,.,,	
Impôsto sôbre Operações Financeiras Obrigações em Moedas Estrangeiras Obrigações p/compra de Imóveis Outras Contas RESULTADO PENDENTE 未経過勘定 Rendas e Lucros em Suspenso Rendas de Exercícios Futuros			,.	-			,		
Obrigações em Moedas Estrangeiras Obrigações p/compra de Imóveis Outras Contas RESULTADO PENDENTE 未経過勘定 Rendas e Lucros em Suspenso Rendas de Exercícios Futuros	Depos	tos Obriga	atórios -	FGTS	*****************			•••••••	1141 1944
Obrigações p/compra de Imóveis Outras Contas RESULTADO PENDENTE 未経過勘定 Rendas e Lucros em Suspenso Rendas de Exercícios Futuros	Depos:	tos Obriga	atórios - Refinancia	FGTS	e Repas	ses C	ficiai	s	
Outras Contas RESULTADO PENDENTE 未経過勘定 Rendas e Lucros em Suspenso Rendas de Exercícios Futuros	Depos Obrig Impôs	tos Obriga coes por A co sobre Op	atórios - Refinancia perações I	FGTS mentos Financei	e Repas	sses O	ficiai	3	***********
RESULTADO PENDENTE 未経過勘定 Rendas e Lucros em Suspenso Rendas de Exercícios Futuros	Depos Obriga Impôs Obrig	tos Obriga coes por I co sobre Op coes em Mo	atórios - Refinancia perações i oedas Esti	FGTS mmentos Financei rangeira	e Repas	sses 0	ficiai	3 •	
Rendas e Lucros em Suspenso Rendas de Exercícios Futuros	Deposition of the Deposition o	tos Obriga ações por A co sôbre On ações em Mo ações p/con	atórios - Refinancia perações I pedas Estr pra de In	FGTS mentos inancei rangeira noveis	e Repas	sses C	ficiai	3.	
Rendas de Exercícios Futuros	Deposition of the Deposition o	tos Obriga ações por A co sôbre On ações em Mo ações p/con	atórios - Refinancia perações I pedas Estr pra de In	FGTS mentos inancei rangeira noveis	e Repas	sses C	ficiai	3.	
	Deposition of the contract of	tos Obriga coes por I co sobre Op coes em Mo coes p/con contas	atórios - Refinancia perações i pedas Esti mpra de In	FCTS mmentos Financei rangeira moveis	e Repas	ses C	ficiai	3.	
Lucros e Perdas	Deposition Obrigation Obrigation Outra	tos Obriga coes por I co sobre Op coes em Mo ações p/con contas	atórios - Refinancia perações i pedas Esti npra de In	FGTS amentos Financei rangeira noveis	e Repas ras s s	sses C 勘定	ficiai	S •	
	Deposition Obrigation Obrigation Obrigation Outra	tos Obriga coes por l co sobre Op coes em Mo coes p/con contas RESULTADO 1	atórios - Refinancia perações i pedas Esti npra de In PENDENTE em Susper	FGTS mmentos Financei rangeira noveis	e Repas ras s ·······························	sses C 勘 定	ficiai	S •	

取立金未処理分	1,2 3 7, 6 6 5.4 0	
支 払 指 図	10,37 9,279.02	· ·
国内取引先	464,278,18	
在外支店及び取引先一外貨建	10,856,243.81	
〃 〃 一クルゼイロ建		
国内支店	169,545,499,62	
その他の勘定	1,022,120.12	195847,219.65
	· · · · · ·	
国庫勘定受取金	928,584,99	-
中銀における再割引と借入金	2 3,8 2 3,4 8 6.9 6	
義務的預り金	23 4 9,2 9,0.6 4	
再融資及び政府膚替金	1 2,4 0 1,6 43.22	
金融操作税,未納金	347,530.76	
外貨建債務	1 23 68,6 0 6,4 3	
不動産買入債務	110,000.00	
その他の勘定	6,300,263.82	58,629,406.82
収益保留分	95,484.23	
次期に属する収入	3,6 6 6,1 7 5.1 0	
損 益(当期利益金)	1 5 1,07 5.9 0	3,912,735,23
(担保取得額見返等)		328,991,526,48
	Cr\$	853,426,04 1.56

-3

(12) FIRST NATIONAL

55, Wall Street, New York,
Fundado em 1812 - Avenida

Balanco Geral em 30 de junho de 1970 -

1970.6.30 決 算

A T I DISPONÍVEL REALIZÁVEL EMPRÉSTIMOS 貸 付 金 A Atividades não Especificadas A Governos Estaduais e Municipais A Instituições Financeiras OUTROS CREDITOS その他の債権 Banco Central - Recolhimentos Cheques, Documentos e Ordens em Compensação ou a Receber Adiantamentos s/ Cabiais e Contratos de Câmbio Saldos Devedores em C/ de Depósitos Créditos em Liquidação Devedores por Creditos Liquidados no Exterior

CITY BANK

Estados Unidos da America do Norte

Rio Branco, 85 - Guanabara

Compreendento as filiais de Belo Horizonte, Brasilia,
Campinas, Curitiba, Porto Alegre, Rio de Janeiro, Sal
vador, Santos e S. Paulo (Pra. Antonio Prado e Av. Ipiranga).

VO 資産の部

3rC

14,887,311.67

対 生 産	201,992,815.28	
〃 商 業	64,927,589.63	
〃 不特定事業	30,801,625.51	
〃 州政府及び郡(市)	32,517.91	
〃 金融機関	2,425,364,86	300,179,913.19
中銀 一 預託金	28573,358.47	
手形交換中のもの	35,129,622.48	
為替前貸	35,855,575.27	
当座贷越	1,653,333.58	
	1,62 2,023.7 6	
在外货榷	1 3 1,2 80.3 2	

Correspondentes no País
Matriz, Departamentos e Correspondentes no Exterior -
Em moedas Estrangeiras
Matriz, Departamentos e Correspondentes no Exterior -
En Moeda Nacional
Departamentos no País
Outras Contas
VALÔRES E BENS 有価証券及び財産
Titulos a Ordem do Banco Central
Letras do Tesouro Nacional e Títulos Federais
Valôres em Moedas Estrangeiras
Outros Valôres
Bens
IMOBILIZ.,DO 固定資産
Imoveis de Uso, Reavalização e Imóveis em Construção
Moveis & Utensilios
Almoxarifado
RESULTADO PENDENTE 未 経 過 勘 定
Despesas de Exercicios Futuros
CONTAS DE COMPENSAÇÃO 見返資産

国	内	取	3	ŀ	先
---	---	---	---	---	---

2,676,600.60

在外本,支店取引先一外货建

31,819,881.43

	44 -	
〃 〃 ークルゼイロ建(なし	·)	
围 内 支 店	103.862488.73	<u>.</u>
その他の勘定	19,193,635.80	260,517,800,44
中銀を支払人とする証券	37,791,981.50	
国庫債券及び連邦債権	2859253.08	g
外貨建有価証券	18,445,970,49	
その他の有価証券	3,882,147,00	62,979,352,07
財産		158,875,59
		34.
自行用不動産, 評価増及び建築中	1 3,3 1 6.3 0 4.4 3	w. The state of th
什器 備品	4227,988.64	
消耗品	37271229	17,917,005.36
次期に属する経費	2598,191.15	2598,191,15
(担保取得額等)		1,23 9,5 6 4,4 03.1 6
	Cr\$	1,898,802,852,63

FIRST NATIONAL

PASS

Capital: 資本金 De Domiciliados no Exterior Correção Monetária do Ativo Reservas e Fundos EXIGIVEL 負 债 勘 定 DEPÓSITOS A vista e a curto prazo 一括払及び短期 Do Público De Domiciliados no Exterior De Entidades Públicas A medio prazo Do Público: --- A Prazo Fixo --- Com Correção Monetária OUTRAS EXIGIBILIDADES その他の債権 Cheques e Documentos a Liquidar Ordens de Pagamento Correspondentesno País Matriz, Departamentos e Correspondentes no Exterior -Em Moedas Estrangeiras

/Tmv	BANK
V1 T.T	DANK

<u>IVO</u> 負债の音

Or\$

		and the second second second
在外居住者	1 9,5 3 1,0 00.0 0	
資産価値修正	1,9 0 6.3 7	
積立金及び準備金	13,75232239	32285228.76
		<u>.</u> •
	:	
	e de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de La companya de la co	
公衆より	273,771,990.17	
在外者より	1,3 18,3 84.7 6	
公共団体より	1,174,645.92	
	ete	
公衆より		
定期預金	1,038,873.04	
" 価値修正付	16,963,550.79	294267,444.70
決済すべき小切手等	2 1,3 03,3 3 5.3 2	
支 払 指 図	9,531,636,94	
国内取引先	4,013,632,09	
在外本支店,取引先一外貨建	63,949,659.47	•

	Matriz, Departamentos e Correspondentesano	Exterior -
	Em Moeda Nacional	engleringeren sie een slegvergreepe –
	Departamentos no País	
	Outras Contas	
•	OBRIGAÇÕES (Especiais)	別) ************************************
	Redescontos e Emprestimos no Banco Central	······································
	Depósitos Obrigatórios - FGTS	ana amanananan da da da da da da da da da da da da da
	Obrigações por Refinanciamentos e Repasses	Oficiais
	Impôsto Sobre Operações Financeiras	er entre en en en en en en en en en en en en en
	Obrigações em Moedas Estrangeiras	
	Outras Contas	
	RESULTADO PENDENTE 未経過勘定	
	Rendas e Lucros em Suspenso	
* .	Rendas de Exercícios Futuros	
	Lucros & Perdas	
	CONTAS DE COMPENSAÇÃO 見返传	務

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
在外本支店,取引先ークルゼイロ建	132,08253	
国内支店	104,416,058.02	
その他の勘定	12,433,627.65	215,780,032.02
中銀における再割引と借入金	22,129,769.39	
義務的預り金一勤続期間保障基金	1 5,8 5 6, 1 2 6.9 1	
再融資及び政府屑替金	5,871,964.98	
金融操作税未納金	107,861.28	
外貨建货務	58,600,549,86	
その他の勘定	2381,371,39	1 0 4,9 4 7,6 4 3.8 1
収益保留分	29,352.50	
次期に属する収入。	2839,890.11	
損益(当期利益金)	8.088.857.57	10,958,100.18
(担保取得額見返等)		1239,564,403.16
	Cr\$	1,898,802852.63

M. INVESTIBANCO - Banco Sao Paulo - Rio de Janeiro - Porto Alegre - Salvador - $\mathbf{k} \cdot \mathbf{i}$ Į. $J^{C_{j}}$ $\mathfrak{I}_{\mathfrak{I}}$ - 1 :0 BALANÇO DE 30 ATI DISPONÍVEL REALIZAVEL Devedores por Responsablilidades Cambiais Repasse de Empréstimo no Exterior Devedores por Responsabilidades - FINAME

de Investimento Industrial S.A.

Recife. ACIONISTAS: Banca Nationale Del Lavoro, representado

pelo The Italian Economic Corporationa
Banco Andrade Arnoud S.A. - Banco Brasil

de Sao Paulo S.A. - Banco Comercial do

Estado de São Paulo S.A. - Banco Frances

e Brasileiro S.A. - Banco Geral do Comércio S.A. - Banco Popular Espanhol - ////

Deutsche Bank, representado pelo Banco

Alemao Transatlantico - First National /

City Bank - Hill Samuel & Co. Ltd. - ///

Lion S.A. Empreendimentos, Administração

e Comercio - Negepar S.A. Participação e

Gerencia de Negocios - The Fuji Bank Ltd.

União de Bancos Suicos.

DE JUNHO DE 1970

1970。6.30 决 算

VO 資産の部

Cr\$

15,541,155.92

為替手形貸付 93,849,753.54 在外借入金引当貸付 76,952291.73 FINAME — " 21,608.138.68

	Devedores por Responsabilidades - B.N.H.
	Devedores por Responsabilidades - FIPEME
	Financiamentos
	Títulos e Valôres Mobiliários
	Outros Créditos
	IMOBILIZADO 固定資產
	Resultados Pendentes 未経過勘定
	Despesas de Instalações a Amortizar 施設價却费
	SUBTOTAL
	Fundo de Investimentos - INVESTBANCO - Dec-Lei 157
	Tundo de investimentos - investimos - bec-est iy,
	Fundo em Condominio de Investimento e Participação- ///
	INVESTBARCO
	CONTAS DE COMPENSAÇÃO 見返資産
•	
	Avais
	Outras Contas

	•	
B.NH. — 引当贷付 FIPEME — "	16,988,966,02 315,000.00	
融 資 金	87,560,687.28	
有価証券	67,069,458.18	
その他の債務	56,083,351.14	420,427,646,57
	Neg .	27 4 1,5 2 5.8 5
		1 2,098,4 1 2.06
		816,666.34
		45 1,62 5,40 6,74
投資基金 D/Lei 157 による		56,609,830,87
投資信託及び金銭信託基金		7 1,3 0 4,8 6 2.9 1
連帯債務保証	1 1,084,334.53	
その他の勘定	637,731,627.97	648,815,96250
		1,228,356,063,02

-232-

1

INVESTBANCO - Banco de

PASS

N. C. DATE OF THE P.	Yez		1 1.1.	_ـــر			:	
NÃO EXIGÍVEL	闰	本	创	疋				4 :
Capital		.,,.		資	本	金		
Residentes no Pais	•••••	•••••				,	·	
Residentes no Exterior			, ,					
Aumento de Capital					*****			
Reservas					· · · · · · · ,		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
EXIGIVEL	負	僣	勘	定				
							•	•
Empréstimos do Exterior	•••••				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	••••••••••••••••••••••••••••••••••••••		•••
Refinanciamentos - FINAME	*********		******				,	••
Refinanciamentos - B.N.H.	,							
Refinanciamentos - B.N.D.E.				100				
Depositos a Prazo fixo, c/ Co								••••
Outras Responsabilidades		••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
Resultados Pandentos		経						-
						1		
								••••
Fundo de Investimento INVEST	IBAN	CO-I)ec	lei	157		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
Fudo em Condomínio de Invest	imen	to e	Pa	rtic	ei pa	င်ဥဝ	- INVES-	
TABACO								***
	•			C 01	ntin	ua .	•	

Investimento Industrial S.A.

IVO 負 倒 の 部

Cr\$

国内居住者	1 3,2 00,0 00.0 0	
在外 "	8,800,000.00	
	2 2,00 0,0 0 0.0 0	
增 資 金	4,4 00,0 00.0 0	
積 立 金	7,087,878.84	3 3,4 8 7, 8 7 8.8 4
為替手形の引受	85,478,200,00	
外国よりの借入金	76,952291.73	•
再融資 — FINAME より	1 9,5 3 6,2 6 9,01	
" — BNH 1 b	1 5,7 8 1,5 0 4,8 0	
# 一 開銀FIPEMEより	225,000.00	
定期預金, 価値修正付	116,293,551,25	
その他の責任	90,322,614.42	404589,43121
(収益の部)		1 3,5 4 8,0 9 6.6 9
and the second s	•	45 1,62 5,40 6.7 4
投資基金 — D/Lei 157による		56,609,830.87
投資信託及び金銭信託基金	* *	7 1,3 04,862.91

CONTAS DE COMPENSAÇÃO 見返負做 Avais Outras Contas

2.000

1. 12.00000

 $V_{i}\{\{\chi_{i}\}\}^{i,j,m}$

`P5,5 4, **99**.7.

連帯債務保証 11,084,334.53 その他の勘定 637,731,627.97 648,815,962.50 Cr\$ 1,228,356,063.02

(14) JEMIS Assistencia Financeira S.A. 貨借対照表

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			1970 3 31	i)			<u> </u>
	. <u> </u>		資	産の	部		
科	目	リオ・デ・ジヤ ネイロ 本店	サン・バウロ 支店	ベレーン 支店	ポルト・アレグレ 支店	レシーフェ 支店	計
流 勛	资産	85417.77	(45363) 109,870,18	1 1,149.38	12027,14	291523	(45363) 22137970
現金	通 金	40,571.04	98550.46	986.88	8,92671	1,893.55	151,008,64
強制	引 預 金	40,502.00	\$30 J				40,502.00
有個	五 証 券	324,15	13000	860,00			1,314,15
調	整公價	10,00	1271.01				128101
	期間保証 預託金	3,330,13	8,19492	9,248.83	2,97246	97276	24,719,10
仮	払 金		(45363) 45363			·.	(453,63) 453,63
前	払 金	60450	1,067,21		11347	ì	1785.18
立	替 金	75.95	102,95	7367	1450	48.92	31599
投融	資資産						
貸	付金	(42147461) 42147461	(2672210,77) 267221077	(1091,92400) 1091,92400	(602649.92) 602649.92	(53933228) 53933228	(53275 91.58) 5327,591.58
固定	資産	3323305	1 9,007.88	2009.50	261050		56860.93
有形	适定資産	33107.05	19007.88	20 09.50	26 1050		5673493
建物一原	可付属設備 E額		93,96				93.96
建物一評	n付属設備 不価増額		23443				234,43
車輛	阿坡費 類	29,258,00	1 120000				40,45800
什一所	器備品	3349.92	4,967,05	1997.50	261050		1292497
什	器 備 品界価増設	499.13	2,51244	1200			3023.57
	固定資産	1 2600			1		12600
差力	入保証金	12600					12600

()は内訳で融資勘定 NOィS

		負	俊の		18代 CRX 政制定	NOIS
	リオ・デ・ジャ	サン・パウロ	徴 の	部	 	
日 ほ	ネイロ 本店	支店	支店	ポルト・アレグ レ 支店	レシ <i>ー</i> フェ 支店	計
流動負債	(180626) 231420	(<i>6</i> 98) 510783	738137	183935	46338	(1,91324) 17,10640
未 払 金	44630	4976.95	655585	137632	279.15	13634.57
仮 受 金	7 (1) (2) 	(~698) 6.98		144 f	2000	(698) 698
預り金	(1,80626) 1,867,90	12390	82552	(0,60) 46363	18390	(1,806,86) 346485
事業団 勘 定	471158122	-		· ·		4711,581.22
事業団借入 金	3,94625150					394 625150
交付金資金	765329.72					7 6 53 29.7 2
引 当 金	19,12629	2127572	10,950,10	374024	1,088,61	56,180,96
退城金引当 金	34087	1,41369	87842	- 4 21 TO 8.		263298
動制期明和基金	3,457,81	8283,44	9,70834	3,08234	108861	2562054
减雌類却引当金	15327.61	1157859	36334	657.90		27,927,44
見返負使	(893,94000) 8942,4000	(27852 8600) 27852 8600	(1,19366000) 1,19366000	(1,051,72228) 1,051,722.28	(863380101) 863380100	(4787,98828) 478828828
担保时期額見返	(893,940.00) 893,94000	(2785286DD) 2785286DD	(1,193660D0) 1,193660D0	(1,051,72228) 1,051,72228	(863380,00) 863380,00	(6787,98828) 6787,98828
役員保武投现額	30000					30000
资 本	(2850552) 834762.92	(21371321) 37418.77	(93669.97) △ 35,73513	(3031662) △ 28.12860	(3444364) 6246.11	(40064896) 81556407
資本金	1,090,000,00					1,0 90,0 00.00
法定積立 金	3,960.99					3,960.99
前期繰越利益金	△ 12109360					△ 121093.60
当期利益金	(28,50552) △ 138,104,47	(21371321) 3741877	(93,669,97) △ 35735,13	(303 1662) △ 2812860	(3444364) 6246.11	(40064896) △ 15830332
本店勘定						
本店勘定		2737,286.51	1,12248654	63983597	534449.74	503405876

		資	童 の	部		
科目	リオ・デ・ジ	サン・パウ	ペレーン	ポルト・アレ	レシーフェ	計
	ヤネイロ本店	口支店	支店	グレ支店	支店	
見返資産	(893,94000) 89424000	(278528600) 2,78528600	(1,193,66000) 1,193,660.00	(1,051,72228) 10,5172228	(86338000) 86338000	(6787,98828) 678828828
担保取得額	(893,940,00) 893,94000	(278528600) 278528600	(1,193,66000) 1,193,66000	(1,051,72228) 1,051,72228	(863,380,00) 863,380,00	(4787,98828) 6787,98828
役員和政策重額	30000		144			30000
承継財産整理定				. W		*
承继控的理论	△ 6,399,56		Ä			△ 43 99.56
支 店 勘 定						
支 店 勘 定	5,03 40 587 6					
					1 18 18 1	
合 計	(131541441) 646202463	(5457,9504D) 5,586374B3	(2285,58400) 2298,742,88	(1,654,37220) 1,669,00984	(1,40,27,1228) 1,40,5627,51	(12,116D3349) 17,421,779,69

			•			
				Section 1		
	Al	負	費。。の	部		
科目	リオ・デ・ジ ヤネイロ本店	サン・パウロ 文店	ベレーン 支店	ポルト・ア レグレ支店	レシーフェ 支店	計
		. 24			<u> </u>	<u></u>
		J. C.		1		1 - 1 -
			• •			
			143	1		
-1.17						:
Marie Town						
			! !			
				.v. ·		; ** a
				- 11 -	e sugar su	
合 計	(92425178) 646202463	(2,997,006,19) 558637483	(128732997) 22987428)	(1082039,90) 1,669,009,84	(897,823,64) 1,405,627,51	(7,190,451,4 17,421,7796

-240-

6 July 3 .

	2. 主要甚金の概要			
	名 称	設置根拠	原 資	管理機関
	FUNAGRI (Fundo Geral	1965. 9. 3 Decr-	国際機関,外国機	中銀
	para Agricola e Indust-	eto 56,835, FNRR,	関よりの資金・国	1.54
	ria) 農工業一般基金	FUNDECE, FINAME,	内機関拠出金,資	e territorio de la composición de la composición de la composición de la composición de la composición de la c
		FINEP を副勘定として	本市場より中銀が	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
		吸収	動負した資金、操	
i !			作利益,連邦予算	
			よりの資金	
. ! !	FNRR (Fundo Nacional	1964. 7. 14 Decr-	1. 対米借款見返	中銀
	de Refinauciamento Rur	e to 54,019,後FU-	融資一部	
	al)農村再融資基金	NAGRI の副勘定とな	2. 肥料農薬購入	
		る。	外国借款	
!			3. PL480見	
			返融資	
			4. 外国借款中留	
•			保資金,	
÷.			5. その他	
	FUNDECE (Fundo de	1964. 8. 6 Decre-	- 1. 進歩のための	 中 銀
	Democratização do Capi-		同盟資金	
	tal das Emprêsas)企業資	NAGRI の副勘定とな	2.連邦金融機関資	
	本民主化基金	a la	金	
	个人工儿 街叉	~	3. 操作収入,	

銀 (基金別に記載) 融資代理店の工業信用-BNDE,伯銀(CR-BAI),選邦州の公的金融機関,貯蓄銀行,民間投資開発銀行で認可を受けたもの。②農業信用-BNDE,伯銀(CREAI),選邦・州のの公的金融機関,BNCC,貯蓄銀行,民間金融機関で認可を受けたものを登りたものを登ります。 と関連行,州立庶民金献,その他農村信用取扱金融機関で認可を受けたもの。					
銀 (基金別に記載) 融資代理店の工業信用-BNDE,伯銀(CR-BAI),連邦州の公的金融機関,所署銀行,民間投資開発銀行で認可を受けたもの。②農業信用-BNDE,伯銀(CREAI),連邦・州のの公的金融機関,BNCC,所書銀行,民間金融機関で認可を受けたもの。 (金融機関で認可を受けたものを破機関、BNCC,所書銀行,民間金融機関で認可を受けたものを強性のよう。 (金融機関に対する中銀の再割引) な金融機関に対する中銀の再割引 ないの表表にするため、農村信用証券の再割引,農業用資材販売手形の再割引 ないの元手形の再割引 ないの元手形の再割引 ないの元手形の再割引 ないの元手形の再割引 ないの元手形の再割引 ないの元子形の再割引 ないの元子形の一方信さで、工場担保、重改連帯保証、地域的関路打開及び特 180日掲配6~36カ月払、利息12%、価値修正率12%					
銀 (基金別に記載) 融資代理店の工業信用-BNDE,伯銀(CR-BAI),連邦州の公的金融機関,所署銀行,民間投資開発銀行で認可を受けたもの。②農業信用-BNDE,伯銀(CREAI),連邦・州のの公的金融機関,BNCC,所書銀行,民間金融機関で認可を受けたもの。 (金融機関で認可を受けたものを破機関、BNCC,所書銀行,民間金融機関で認可を受けたものを強性のよう。 (金融機関に対する中銀の再割引) な金融機関に対する中銀の再割引 ないの表表にするため、農村信用証券の再割引,農業用資材販売手形の再割引 ないの元手形の再割引 ないの元手形の再割引 ないの元手形の再割引 ないの元手形の再割引 ないの元手形の再割引 ないの元子形の再割引 ないの元子形の一方信さで、工場担保、重改連帯保証、地域的関路打開及び特 180日掲配6~36カ月払、利息12%、価値修正率12%		 	<u>and the second of the second </u>		
機管代理店の工業信用-BNDE,伯銀(OR-BAI),連邦州の公的金融機関,附署銀行,民間投資開発銀行で認可を受けたもの。②農業信用-BNDE,伯銀(OR-BAI),連邦・州のの公的金融機関,BNOC,貯蓄銀行,民間金融機関で認可を受けたもの。 (基本の表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表	产型機製	目的	融資取扱機関,条件等	,	使用額
BAI), 連邦州の公的金融機関、貯蓄銀行、民間投資開発銀行で認可を受けたもの。②農業信用 - BND B, 伯銭(ORBAI), 連邦・州のの公的金融機関、BNCC, 貯蓄銀行、民間金融機関で認可を受けたものを融機関で認可を受けたものを機関で認可を受けたものを機関で認可を受けたものを機関で認可を受けたものを機関に対する中銀の再割目を強力を表した。	4 銀	(基金別に記載)	融資代理店①工業信用-BNDE,伯親(CB-	130371	UUJON
一級 一級 一級 一級 一級 一級 一級 一級			1		
中 銀 増資を通じ生産を拡張					
中銀 機材社会経済発展のた 提問銀行,州立庶民金郎,その他歳村信用取扱 597.3 488. 金融機関に対する中銀の再割引 597.3 488. 金融機関に対する中銀の再割引 25.4 対販売手形の再割引 対策を通じ生産を拡張			. 1		
中銀 機材社会経済発展のた 長間銀行,州立庶民金服,その他歳村信用取扱 597.3 488.	Anne gagerie Anne en general en general en general en general en general en general en general en general en g		1		
中 銀 増資を通じ生産を拡張			融機関で認可を受けたもの		
中 銀 増資を通じ生産を拡張					
中 銀 増資を通じ生産を拡張					
南品化援助等を容易に するため,農村信用証 券の再割引 村販売手形の再割引 対販売手形の再割引 が変を通じ生産を拡張 する工業会社(輸出, 地域的隘路打開及び特 産物の生産工業)の運 値修正率12%	中 銀	農村社会経済発展のた	民間銀行,州立庶民金庫,その他農村信用取扱	597.3	488.1
中級 増資を通じ生産を拡張 業務代理人(伯銀)の参加は60%又は最低質 125.4 123. する工業会社(輸出, 地域的隘路打開及び特 180日据置6~36カ月払,利息12%, 価値物の生産工業)の運 値修正率12%		めの投資、適時生産と	金融機関に対する中銀の再割引		
学の再割引,機業用資 材販売手形の再割引 対策を通じ生産を拡張 する工業会社(輸出, 地域的隘路打開及び特 産物の生産工業)の運 値修正率12%		南品化援助等を容易に		·	
中 銀 増資を通じ生産を拡張 業務代理人(伯銀)の参加は60%又は最低質 125.4 125. する工業会社(輸出, 金の1万倍まで,工場担保,重役連帯保証, 地域的隘路打開及び特 180日据置6~36カ月払,利息12%, 価 産物の生産工業)の運 値修正率12%		するため,農村信用証			٠.
中 銀 増資を預じ生産を拡張 業務代理人(伯銀)の参加は60%又は最低質 1254 123. する工業会社(輸出, 金の1万倍まで,工場担保,重役連帯保証, 地域的路路打開及び特 180日据置6~36カ月払,利息12%,価 産物の生産工業)の運 値修正率12%		券の再割引,農業用資			
する工業会社(輸出, 金の1万倍まで,工場担保,重役連帯保証, 地域的隘路打開及び特 180日据置6~36カ月払,利息12%,価 産物の生産工業)の運 値修正率12%		材販売手形の再割引			
する工業会社(輸出, 金の1万倍まで,工場担保,重役連帯保証, 地域的隘路打開及び特 180日据置6~36カ月払,利息12%,価 産物の生産工業)の運 値修正率12%					
する工業会社(輸出, 金の1万倍まで,工場担保,重役連帯保証, 地域的隘路打開及び特 180日据置6~36カ月払,利息12%, 価 産物の生産工業)の運 値修正率12%					
する工業会社(輸出, 金の1万倍まで,工場担保,重役連帯保証, 地域的隘路打開及び特 180日据置6~36カ月払,利息12%, 価 産物の生産工業)の運 値修正率12%					٠.
する工業会社(輸出, 金の1万倍まで,工場担保,重役連帯保証, 地域的隘路打開及び特 180日据置6~36カ月払,利息12%, 価 産物の生産工業)の運 値修正率12%					
地域的隘路打開及び特 180日据置6~36カ月払,利息12%,価 産物の生産工業)の運 値修正率12%	中銀	増資を通じ生産を拡張	業務代理人(伯银)の参加は60%又は最低質	1 2 5.4	1 2 3.7
産物の生産工業)の運 値修正率12%		する工業会社(輸出・	金の1万倍まで,工場担保,重役連帯保証,		
		地域的隘路打開及び特	180日据置6~36ヵ月払,利息12%,価		
転資金補充		産物の生産工業)の運	值修正率12%		
		転資金補充			•
					·
			-243-		

名 称	設置根拠	原 資	管理機関
FUNDEPE (Fundo para o	1%7. 2. 28 Decreto	1. 世银借款, 2.	中銀
Desenvolvimento da Pe	c - 6 1,10 5, FUNAGRI	特別既往貸付金の編	
uária) 畜産開発基金	の副勘定	入, 3. 国内銀行提	
		供資金,4. 金触·	
		資本市場よりの動員	
	The second section of the second	資金,5. 予算計上	
		金 6 延用益US	
FIBEP(Fundo de Financ	ci - FUNAGRI の副勘定	AID借款	中 銀
amento para Importaçã	1		
de Bens de Produção	1		
産財輸入金融基金			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	16.1		
FUNDAO (Fundo Especia	1 1969 12. 16 国家	京 政府ストックのコー	中 銀
de Desenvolvimente	通貨番簸会決定,	ヒー国内販売利益	
Agricola) 農業開発特別基金	FONAGRIの副勘定		
	$\mathcal{L} = \left\{ \begin{array}{ll} \mathcal{L}_{\mathcal{A}} & \mathcal{L}_{\mathcal{A}} & \mathcal{L}_{\mathcal{A}} \\ \mathcal{L}_{\mathcal{A}} & \mathcal{L}_{\mathcal{A}} & \mathcal{L}_{\mathcal{A}} \end{array} \right.$		
Fundo de Defesa de P	r o -		中銀
dutos Agropecuários A	į		
産品保護基金			
FUNFERTIL (Fundo d	e 1966 4.14 Decr	r - 生産 融資委員会の 売	中 銀
Estimulo Financeiro		N- 買差益,生産多様((E
uso de Fertilizantes		清 のための GE ROA資	*
Suplementos Minerais			<u>a</u>
肥料鉱物物資使用奨励基金		肥料機楽借款,連邦	3
The same and the s		予算計上金等	100

	engen series de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la c La companya de la co	v	
目 的	融资取扱機関,条件等	基金額	使用額
中銀が選定する地区に	中銀と特約した金融機関を通じ、世銀との借款	3 5.5	1
おける牧畜薬(羊毛、	協定による有資格者に貸付ける。所要資金の	21	
肉牛)投資に対する融	80%まで, 個度はCr\$820,000,9~		
資,技術指導に対する	12年,据置3~4年,貸付残高は通貨価値修		
ものを含む。	正される。		
	+		
工場の建設,再調整,	紫丝代明人的组 (GIR#A)	lass in the	21월2년 ¹⁰ -
拡張と小型飛行機・漁	業務代理人伯銀、OIF代金の90%又は3~	2099	1.3′5;5
鉛等の生産財輸入金融	8千米ドルまで、工場担保、重役運帯保証、輸		
当日中の土産の事人生成	入資材の信託的譲渡,4~5年(特別の場合10]	
	年まで)利息年12%,価値修正率12%		1500 15
المستقدان والمستعدد			***
農畜産物の輸出奨励,	FUNFERTILに代つて機能する等であるが	· -	ļ. —
農産物生産性向上奨励,	1970.6月末現在未だ活動していない。	3-1	
農畜産物の商品化援助			
			·
			1 32.5919
$= \sum_{i=1}^{n} \left(\mathbf{a}_i - \sum_{i=1}^{n} \mathbf{a}_i \right) = \sum_{i=1}^{n} \left(\mathbf{a}_i - \sum_$	The state of the s		
農地牧野改良のための		6 1.3	6 1.2
肥料の使用,乳牛,肉	%,即限は生産期間に応じて多様だが,収穫後	1 1 2 No. 1781 1	01.2
牛飼養への鉱物質の補	4 5日まで、農業質、協同組合連帯保証		
給使用の奨励・養鶏・	- 3日まで、愛来貝・伽西西台連市休証		
そさい,果樹栽培にも			***
認められる。			

	名 称	設置根拠	原	管理機関
	FINEX (Fundo de Finan-	1966, 6. 10 Lei		中銀
	ciamento a Exportação)	5,0 25, 1966. 11.		ander state De la gaz
	輸出金融基金	28 Decreto		
		5%607		
	FUNINSO (Fundo para In-		BID借款	中銀
	ves timentos Sociais)社			
	会投資基金			
		, SEA	· · ·	
	FINAME (Fundo de Finan-	1964. 12. 22 De-	内外よりの借款及	開銀
	ciamento para Aquisição	creto 55,275,後	び贈与金(進歩の	·
	de Maguinas e Equipame-	に開銀の子会社の形と	ための同盟分を含	. ,
	ntos Industriais)工業機械	左石(1966.11.18	む),公的金融機	
	施設購入融資基金	Decreto-Lei 45)	関の提供資金・内	
			外資本市場よりの	
			調達金,運用益	N
•				
	FIPEME (Fundo de Fina-	1965 年開銀決議	BID,ドイツ復興	開 銀
	nciamento à Pequena e	166号	金融公社(Kred-	
	Méd ia Emprêsas)中小企築金	開銀の子会社	ítanstalt	
	- 放基金		furwiedera-	
			ufbau)借款,地	
			域的開発銀行及び開 発公社よりの資金	

目 的	融资取 扱 機 関 , 条 件 等	基金額	使用額
		1969末1	007CR\$
伯銀資金の補足	GACEXを通じ、輸出及び輸出品生産金融,	4 4. 2	23.8
	国内消費余剰輸出可能品の買上げ及び金融,一		ine vzate
	時的海外価格低下により輸出困難な商品の対価		e jika
	補填,輸出原料と加工品との間の価格調整,農		1 4 2 1 7.
	産物の輸出援助と収穫期間の価格変動に対する		
	ストツク金融		1
上水配給システム建設	条件はケース毎に定める	3 1.0	26.2
の総合プログラム作成	A		
費融資		·	
国産機械器具の使用奨	開銀と特約した金融機関を通じる,融資先は売	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	2 4 5. 5
励,資金に余裕があれ	手又は買手、融資条件は各プロジェクト毎に決		
ば,工具や車輛にも及	定されるが、買入価格の50%まで開報、特約		
*	金融機関は20名まで、商業質「重役運帯保証		
		 	. ·
	1. 4 miles	ga inga	****
中小企業(固定資産	開银(60名まで),地域及び州開報,公社(2 0 3. 5
11百万 cr\$,特例	80名まで),50万米ドル(特例は100万ま		
として16百万まで)	で)又は200万ドル相当伯貨まで,工場抵当,		
の工場建設と拡張資金	信託譲渡重役連帯保証等,4年(特例8年まで)		e y med
供給	外近建利息年8%,伯貨建利息年12%及び価		: ; *
	値修正率(中期基金の分適用信用)開設手数料 1%,監督手数料半年0.25%		

名 称	設置根拠	原资	管理機関
FUNTEC (Fundo de Desen-	1964年開銀決議	開設より当初 500	開銀
volvimento Técnico e	146号	万CR\$,1968年以	
Cientifico)科学技術開発基金	開銀の子会社	降年間操作残高の	
the Aspect		1 %綠入	
会。 (1) 编表 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
1987 1987 1987 1987 1987 1987 1987 1987			
FUNDEPRO(Fundo de Dese-	1966. 5. 17		開銀
nvolvimento da Produti-			
vidade)生産性規発基金	開銀の子会社	·	
FINEP(Fundo de Financi-	1965 5. 8 Decr-	BID USAID借	崩銀
amento do Estudos de	eto 55,820	款国内金融機関よ	
Projetos e Programas)企	開銀の子会社	りの資金,連邦予	
画·計画研究啟資基金	1969年 FUNESPE	算よりの繰入,運	
	の創設により勘定は引	用収入	
	継がれた		
FDI (Fundo de Desenvol-		USAID	伯 銀
vimento Industrial) 工業			
開発基金			
			<u> </u>

	目的的	融資取扱機関・条件等	基金額 1969末10	使用額
	大学卒業者練成講座,	開銀が認める教育 ,工業技術的調査実験計画の		4,0,1
	工業技術に関する調査	実施機関に対し、開銀が直接金融する。所有資		
	に対する贈与,補助,	金の50名まで、固定資産投資ー6年まで、年		,
	融資,分担参加	6%及び価値修正率(中期基金の分の半分),		
		人件費-期限不特定年1%,固定資産投資の場	 	
		合保証,担保必要		
			,	
-	民間又は公的企業の自	プロジエクトの80%,全経費の50%,5年		1.3.0
. 1	己のための又は地域的	(特例6年,調査8年,営利会社4年)まで,	p vija	
	な生産性開発計画への	年6%及び価値修正率(中期基金の分の半分)、	S S S	
	融資	開設手数料 1%(貸付額增加に伴い耐減ーFI-	1. 1	
1		PEMEに同じ),監督手数料年 0.5%,未使用		
		残高化手数料年1%		
		Schille 2. Webline 1.20]
	200 La			
	経済・社会関係開発プ	予定経営の10~90%(外国借款原資分は2		1 0, 0
	ロ ジエクト 及び プログ	億0 R \$ 又は25万米ドル)まで,地域開発銀		
	ラムの作成費用融資	行,公社の参加は最低20%,銀行又は個人保		
		証,抵当権,工業賃,証券賃,期限通常6年(
		据曜1年)最高10年まで、利息その他一切を		
		含め日 1.5%		
	中小工業会社(従業員	予定投資室の60%叉は350千CrSまで、		
	100人,年間死上4	工場担保,重役連帯保証,4~5年(特別10		ļ
	百万Or \$まで)の機 械施設,原料品,衣食	年まで)利息年12%価値修正率12%		
	使用最終消費財の製造			
	の工場建設・再調整・			
	拡張	A STATE OF THE STA		
			_ / _	

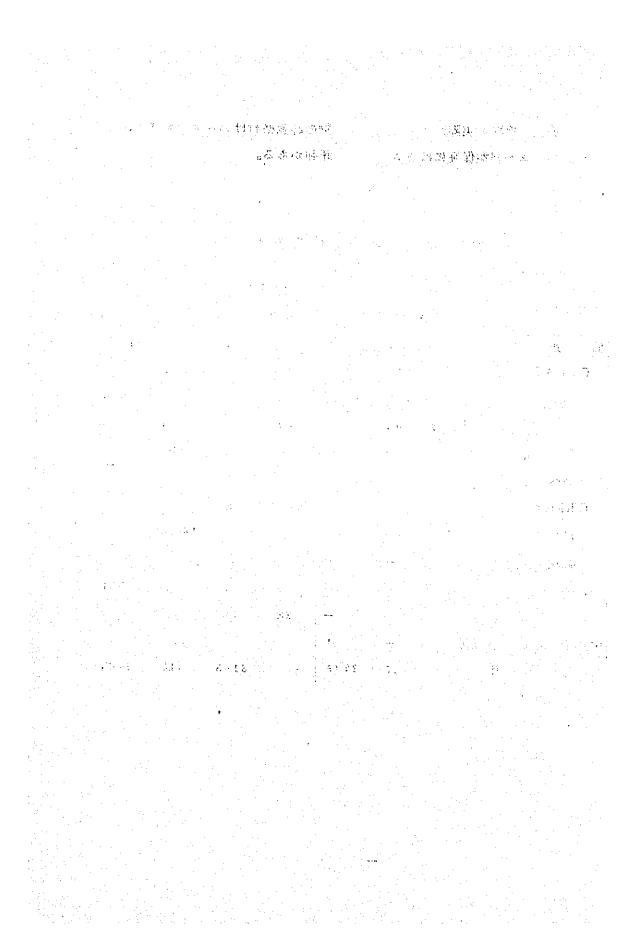
名称	設置根拠	原 資	管理機関
FDA(ドイン開発基金)		ドイツ復興金融公	伯銀
		(2)。 社	46
	the state of the		
	the only a special special		
	1000 · 1		
	「		

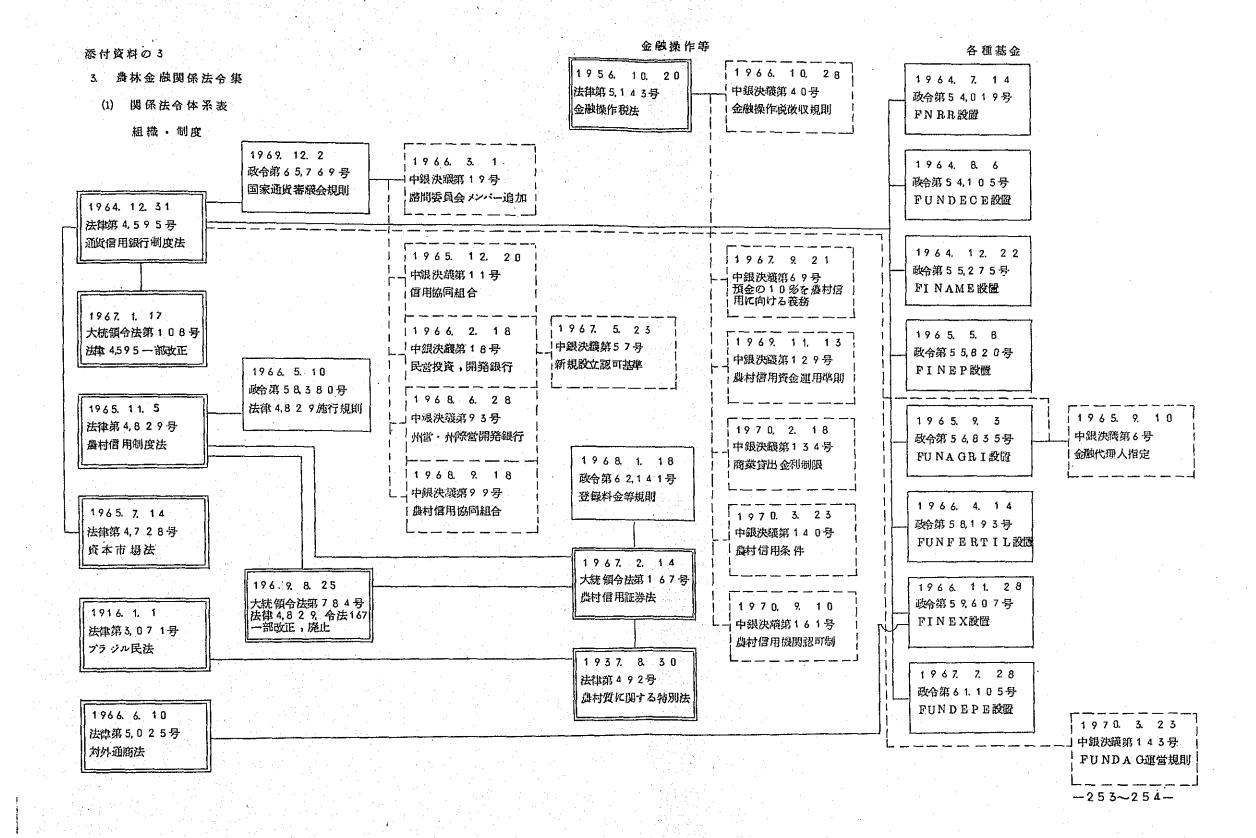
		Street Baller A (SE) print 195	unt Art
FMRI (Fundo de Moder-	1970. 10. 2 Dec-		開 銀
nização e Reorganizaç-	reto 67,323 FU-	貨審議会の直接監	
ão Industrial)	NDEPRO & FINEP-	督下にある資金,	
	FUNESPE 专吸収	政府の外国借款見	
4 1		返伯貨で中銀又は	
		開銀から向けられ	
	·	るもの、開銀資金	
		(外国借款分を含	
		む)中観よりの前	
		借金、公私の企業	
		よりの収入金・運	
		用収益,その他法	
		令に基く内外より	
		の資金	
			1000
	<u> </u>		

備考;本表については,資料不十分のため誤り,或は古いデータが掲載されてい

	<u> </u>		
目的	融資取扱機関・条件等	基金額	使用額
			1007OR
漁業を含む工業会社	工児担保,重役連帯保証,輸入機械施設の信託		
(予定売上高12百万	的譲渡,4~5年(特別10年まで),利息年		
ORS までの)の工場	12%,価値修正率12%		
建設・再調整又は近代			
化のための機械・施設	·		
輸入			
	·		
伝統的産業の再編成,	基金は60%まで(特例100%),10年(修		
基本的産業の近代化と	正期間を含め)まで		
再装储,技術,運営,			
研究,調査の開発			
WINE I BUT TECODING			
			·
			 ·
			٠
en de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de la companya de La companya de la co			
			,
•		.	

るものがある。





5) 関係法令要旨一覧

					<u>.</u>	-	↓	 ,					. , .	-	
凝	,			 -			本					五		·	
河水	I	12			1		南			·.		1	1 .1		
应	各論第2 蘇物灌第3 章他物權第9 邱賀權化	関する規定の部分、質権成立の原則、農業	動産質の対象物件,不動産登記所への登記	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	報方紋(輾紫紋及び色物質)おりでか、斑	法に対する例外規定を設けている。	国女,信用,銀行の政策と勉政に関する共	本法であり、国家流貨船競会とプラジル中	央銀行が創設され,プラジル銀行,全国経	済開発銀行その他の公私の金線 機関の銀行	制度内での位置付けが明確にされた。	資本市場に関する基本法であり、通貨信用	銀行制度法と相まって、経済社会開発の為	の資金供給体制が整備された。配券取引所,	
日付	1916-1-1				1937-8-50		1964-12-31					1965-7-14			
区 ,	法律第3071号	プラジル民法			法律第 492 号	数村質及び質証券法	法律第4,59.5号	通货信用银行制度法				法律第 4,7 2 8 号	資本市路法		

. · · · · - ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						· ·		· .	*					<u> </u>		
	發票文		N.		旅			; ;	1				ľ				1
	×	- ;			₽		-						1		L.		1.
	遊	٠	:		烧			ž. 1	'	1			•				•:
	兩	仲買業会社,投資会社等の認可,監密の任	か、通貨価値修正条項付預金,民営投資級	行,不劬産会社等に関しても規定している。	通貨・信用設行制度法に対する特別法で・	业村信用制度と運営に関する規定を設け ,	農村信用の意義,性格、実施方式,原資等	を明らかにした。	高60条KFINEX(輸出金融基金)の	創設を規定している。			金融機関・保険機関が行なう信用・保険操	作につき課税することとした。			通貨信用銀行制度法第4条に規定する金融
	E T	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			1965-11-5		:		1966-6-10				1966-10-20			3	1967-1-17
	Ъ		***		法律第4829号	躲村信用制度法		1000年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	法律第5,025号	对外商菜為替取引,国	家对外通商審碳会創設	その他に関する法律	法律第5,143号	金融操作税の創設・改	叹, 使途等に関する法		大統領合法第 108号

	-									· ·							·		
			10°	版	•	•			; fd	ar ar		-	1				, I		
	· - ·								擬							-			
			14. 14.	±					<u> </u>	, tj.								· ·	
			3)	煅					脢			1	1	•	ł		1	P	
)).),•	76	1 4 1 1 28 4				<u> </u>			 -			·····		· ·		· ·
		2 5	h.*	4	.	2.種類	採	÷	加	な器		国	0	***	() ()	 711	0		
-		拐		4 7. 5 4	7		₩U		項及び第	おなな場	٥		()	٠.	A M	•			
		歯制頂託会の比略		展用	証券)と、生	掛売りの場合に認められる	の証券(広義の職材信用証券)につ		3項2	南	网	報	E C		N		Ë		
		斑	<u>J</u>	4□ ⊼	thur.	S S	※:	7	米芾	股村生産者の	部名	<i>8</i>	U.N.D.	+ .	<u>د</u> ک	'	E E		
		電便	ا لا	48	12	₹	田田	定めた。		中華	9	R.R.)	ᄄ		工業機械施設購入破壞基金		領		
				医者が破資を受ける場	0	场.	拉面	所	盤村信用制度法中第1-1	與	許券法	Z	创		逐	:	画·計画研究融資基金		
		中央銀行への	<u> </u>	; 4k4 } ₩X	証券(狭裁の	<i>9</i>	8	式, 法律効果等を	任生	نہ	Ⅲ	C F	C 陆金	Ç.	終	1. 22	浴		
		中	8	_ 套 ~ ⁄ ⁄ ⁄ ⁄ ⁄	兼	英	区機	饮 联	題級	安吊	村命	資金	3年代		衙.	- 	巨		ė.
		0	3 5	をなる。	0	母の) #	法律	配用	% ₩	垂	盝	数 本 民	4.	发表		ııhs		
		級	4	生産	類	確物等の	記述	*:: 4₹	数	8	ر. په	腹村 再	※※	創設	獣	の創設	倒	三級	
		<u>. :</u>		-					. <u> </u>				(7		_ П.	6'	, \ \	<u> </u>	
		. r\.		**					ທີ່			ः च			22				
				-2-		. :			-8-2			7-1	64-8-6		12-22		ان 1 8	-	
		ر د د در در		1967-2-		\$7. 			-8-89			64-	64-		964-		6.5-		
				-								**	19				- 5		
1										臣								,	
•		. •	*	中			-		吹	る規定	1		中		争		中		77.
:	٠			. 9	茶	•			80.	 	. 11/r	0	. 5		ស		0		
	•			鈱	環	· ·			無7	と関	超光	0:	-		, 2 7		8		ł
		. : . :		- - - - -	撒村信用 配券法				行。	農村信用 区	也 在	5 4,	∵=9ī Ω	. *	ຸນ ຸນ		N C	e K	3.1
				大統領令法第	職		4		大統領令	聯村	ф 6	政合第	政令第		政合第		令第	e i	
			•	, K ,		. *			К			椡	臤	•	闵		囡		

磁訳文	京本					1		专	1	ı					凝	
頭	孫		,		1	1		孫	it I	1					府	
敞	農工業→股結金(FUNAGRI)の創設	FNRR, FUDECE, FINAME,	FINEPのほか、今後新設の同種の基金	を副物定とすることとした。強村信用に関	する総合基金が設けられたことになる。	肥料鉱物物質使用奨励基金(FUNFER	TIL)の創設	豊村信用制度法の施行祖則	輸出金融基金(FINEX)の創設	FUNAGRIの副物定としての畜産開発	基金(FUND BP B)の創設	よ村信用証券法の担保の様式, 設村信用証	券登録料金,不動産登記所職員に対する制	即等を定めた。	国家通貨番競会の構成と運営に関する規則	国産農業用トラクター、機械及び附属品
1 2	19 65-9-3					1966-4-14		1966-5-10	1966-11-28	19 67-7-28		1968-1-18			1969-12-2	1965-6-16
R	政令第56835号					政会第58.193号		政令第58380号	政合第59,607号	政令第61,105号		政合第62141号			政合第 3 5 7 6 9 号	中銀決職第2号
1	- I						•	- 2 5	8							

		ĺ		開本			ı		1	ı	1	77	;]				1	- <u></u>
		1		孫			1		ı	ı	. 1		, 1		1		J	
	聯入融資を伯銀に認めた。	協業銀行の強制預託金の率を25%とし,	農村融資 実行 顯だけ 強制預託金を解除する。	FUNAGRIの金融代理人の指定と内国	泉村信用調整局(CNCR)の中銀への編	K	決競第2号の融資条件の変更と適用期限の	斑戾	決懲第5号の 神制預託金の率の変更	信用協同羽合の組織と機能に関する規定	银行の預金形式と限高利息・貸付手数料等	の原則	民営投資銀行・開発銀行の組織・営業に関	する規準	国家通貨番簸金の3つの諮問客員会の構成	オン・一の追加	信用協同組合の組合員預金受入れ承認及び	法人組合員の例外承認等
<u>-</u>		1965-8-26		1965-9-10			1965-11-13		1965-11-26	1965-12-20	1966-1-28	-	1966-2-18		1966-3-1		1966-6-30	
		中銀決 觀第 5 号		中銀決議簿6号			中银决 環第 8 号		中银茯酸第10号	中銀 決 紙 第 1 1 号	中銀茯苓第1.5号		中银茯葶第18异		中銀決 嚴第 19 号	The property of the second	中銀狭腋第27号	*

日 付	原 文 製門文					1		1		1	1		田 務 年 線 日		1		-	
6-11		0	5,143号化工名金	国場高額)の50	資金 たつち イ在免 税	UNAGRIO金融代理人化対	トラクター、機械購入質付を承	融機関の信用	δ .	民営投資銀行、開発銀行の新規設立基準	4 4	の改正	金の10%を	ることを鞍筋	金融機関の提供する役務の対金の統一と特	金字費主義	制度の改正と	
	Þ	-6-99				6 – 1		1967-5-11		- 69	-7				1967-11-17		7-12	

	1	#51 W	1	1	<i>(</i>)		1	ı	J	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	1		1	v	
	1		1	 	 1			í	. 1	- (<u>.</u>	. 1.		1	· .	
制限	銀行融資利率の最高限度と強制領託金計算		銀行強制預託金の率の密度と決議第79号	際開発銀行の組織と超過に関す	次級第89号に13強制預託会の率の一時。		決職第69号による襲村信用への資金適用	数村信用協同組合の通営規定	次額第フタ号による強制預託金の率の一部	改用	銀行貸出利息等料率の引下げ,決議第86	号は一部を残し廃止	銀行強制預託金の率の引下げ		
	1968-1-12.		1968-3-26	1968-6-26	1968-7-51		1968-8-23	1968-9-18	1968-10-25		196.9-5-7		1969-8-21		
	中段決議第86号		中銀決競第89号	中银决竞第93号	中親 決 職 第 9 6 号	• • •	中级决赛第97号	中银炔藏第99号	中银铁桥第100号		中银 決張第114号		中银炔酸第123号		

والمستعدد والمستعدد

. . .

		· · · · · ·					<u> </u>									1		<u> </u>
·	練訳文	* **,1		松中		茶中	1 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		Ī	茶		1			极		:	
	女 承		·	京本		孫	<u> </u>			孫		1			孫 本 競		<u></u> 1	<u></u> -
	Dan .	よる機材値用への資金適用	7号廃止	割引 等の 最高金利の 制限,		使途目的別に測聞と最高金	第69号による農村信用供	%以上を小蟲村生産者融資	ととじた。	括金(FUNDAG)の運営		全国操村開発基金(FNDR)	エカ東北伯干魃地への農村信用供与		中銀の認可を受けた金融機			2
	海	決職第69号に	榫則, 朱辍第9	銀行の商業手形	次職第5号の開	践村僧用に関し	和を定め, 決觀第	与發粉額中10	に向けさせると	破來開発特別法	規則	FUNAGRI,	両基金より東北	汉阳	攗村信用操作 は	関に限られる。		
	日付	196 9-11-13		1970-2-18		1970-3-23			**************************************	1970-5-23		1970-6-12			19.70 9-10			
	⊠ A	中級決議第129号		中银袂醇第134号		中親決發第140号				中銀決議第143号		中银决磁第147号			中級決職第161号			
								_	26	2 —								

(3) 主要法令原文及び酬訳文

自 次

a. LEI No 4,595, DE 31 DE DEZEMBRO DE 1964

Dispôe sôbre a política e as instituições monetárias,
bancárias e creditícias, cria o Conselho Monetário

Nacional e dá outras providências (原文)

法律第4,595号(1964-12-31)

化水油水 医腹腔炎

b. LEI No 4.728, DE 14 DE JULHO DE 1965

Disciplina o mercado de capitais e estabelece medidas para o seu desenvolvimento (省略) 法律第4,728号(1965-7-14)

資本市場法(抄訳文)

d . DECRETO-LEI No 167, DE 14 DE FEVERBIRO DE 1967 Dispõe sôbre Título de Crédito Rural e dá outras providências

大統領令法第 1 67号(1967-2-14) 農村倡用証券法(解訳文) e · DEORETO-LEI No 784, DE 25 DE AGOSTO DE 1969 Modifica dispositivos da Lei no 4,829, de 5 de novembro de 1965, que dispõe sôbre o erédito rural e dá outras providências (原文) 大統領令法第7.8 4号(1969-8-25) 農村信用に関する規定その他措置法(酬訳文)

f. DECRETO No 54835, DE 3 DE SETEMBRO DE 1965 Cria o"Fundo Geral para a Agricultura e Indústria-FUNAGRI" e dá outras providências (原文)

政令第56835号(1965-9-3)(磁訳文)

g.DECBETO No 58380, DE 10 DE MAIO DE 1966

Aprova o Regulamento da Lei que institucionaliza o crédito rural (原文)

政令第58380号(1966-5-10) 農村信用制度法施行規則(抄訳文)

h. DECRETO No 65,769, DE 2 DE DEZEMBRO DE 1969
Altera a constitução e a competência do conseiho
Monetário Nacional e dá outras providências
(原文)

政令第65,769号(1969-12-2) 国家通貨審議会規則(融訳文) i.RESOLUÇÃO No 6,DE 10 DE SETEMBRO DE 1965 (原文)

中銀決議第6号(1965-9-10) (FUNAGRIの運営規則)(飜訳文)

j.RESOLUÇÃO No 69, DE 21 DE SETEMBRO DE 1967 (原文)

中銀決職第69号(1967-9-21)

(預金の10%を農村信用に向ける義務) (翻訳文)

k.RESOLUÇÃO No 134, DE 18 DE FEVEREIRO DE 1970 (原文)

中銀決 흃弟 1 3 4号(1970-2-18)

(商業手形の割引料について) (顳訳文)

1. RESOLUÇÃO No 140, DE 23 DE MARÇO DE 1970 (原文)

中銀次議第1 4 0 号(1970-3-23)

(農村信用の種類別期間別金利について) (飜訳文)

m. RESOLUÇÃO No 143, DE 23 DE MARÇO DE 1970 (原文)

中銀決議第143号(1970-3-23) (FUNDAGの創設と運営について) (編訳文)

n.RESOLUÇÃO No 161, DE 10 DE SETEMBRO DE 1970 (原文)

中銀決職第 1 6 1 号 (1970-9-10) (農村信用機関の認可制について) (猟駅文)

MC Organisms.

-266-

